平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	健康づくり課

施策番号	１１１１，１１２１，１１２２，１１５３
施策の方向	心とからだの健康づくり 安心して妊娠、出産できる環境づくり 子どもの発達段階にあった育児支援 「生」と「性」をつなぐ健康教育の推進
主な取り組み	妊娠・出産・育児に関する知識・技術の普及 父親や家族の育児参加の啓発 育児支援情報の提供

1	事業名	マタニティ・クラス（子育て応援講座）	
2	目　的	妊娠中から妊娠・出産・育児に関する知識や技術を学ぶことで、妊婦とそのパートナーが強い不安なく、安心して妊娠・出産・育児に臨むことができる。	
3	内　容	妊婦とその家族が安心して妊娠・出産・育児に臨めるように、沐浴や妊婦体験等の体験学習や相談を通して、妊娠・出産・育児に関する知識や技術を習得できるようなクラス。	
4	目　標	・妊婦とその家族が妊娠・出産・育児に関する知識・技術を習得する。 ・体験学習や相談を通して、妊婦とそのパートナーの不安が軽減する。 ・家族の育児協力が得られる。 ・産前・産後のサポート、相談機関の情報を得ることができる。	
5	実　績	（17 年度） 実施回数：3 回 参加者数：425 名 夫の参加：191 名	（18 年度） 実施回数：2 回 参加者数：359 名
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	平成１８年度実施については、病院のマタニティスクールに参加していない妊婦が半数を占め、参加しての満足度も高く、継続実施の必要性は高い。	
7	取り組みの 方向	(1)継続　２　拡大　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	マタニティ・クラスに参加していない妊婦・家族へのアプローチについて等、今後実施方法については検討していく必要がある。	
9	国・県・関係 団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	健康づくり課

施策番号	１１１２
施策の方向	心とからだの健康づくり　　安心して妊娠、出産できる環境づくり
主な取り組み	妊娠中の健康管理の実施

1	事業名	妊婦一般健康審査	
2	目　的	妊娠中の異常を早期に発見し、適切な指導、処置を行うことにより妊婦の健康管理の向上を図る。	
3	内　容	妊娠中に２回公費で健診を受診できる。	
4	目　標	妊娠中に健診を受け、健康管理ができる。	
5	実　績	（17 年度） 受診率：92.1%	（18 年度） 受診率：97.0%
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	母子手帳交付時に配布しているが，100%活用がなされていない。事業のＰＲ（母子手帳交付の際，保健指導を行う等）等検討していく必要があると考える。	
7	取り組みの 方向	１　継続　　②　拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	実施回数拡大に向けて検討していく。 健康上問題のある妊婦について医療機関と連携を図っていく。	
9	国・県・関係 団体等の動向	拡大実施に取り組むよう国・県から通知	

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	健康づくり課

施策番号	１１１３	
施策の方向	心とからだの健康づくり	安心して妊娠、出産できる環境づくり
主な取り組み	不妊に関する支援	

1	事業名	不妊相談	
2	目　的	不妊に関して相談できる場を提供する。	
3	内　容	不妊に悩むカップルや家族を対象に、不妊に関する相談に応じたり、情報を提供したりする。 毎月２回、電話又は来所相談を実施。	
4	目　標	不妊に関して相談できる。	
5	実　績	（17 年度） 相談件数　電話相談：13 件 来所相談：11 件	（18 年度） 相談件数　電話相談：21 件 来所相談：6 件
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	相談件数は増加傾向にある。平成 18 年度は電話による相談が 8 割以上を占めており、当事者男性や実母からの相談が増加している。相談内容のうち、全体の７割近くが不妊治療に関する具体的な内容や、病院の詳細情報に関する問い合わせであった。	
7	取り組みの方向	①（○）継続　２　拡大　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の課題や方向性	一般的な不妊に関する相談(検査や治療内容等)だけでなく、夫婦関係に関する相談等、内容が多岐にわたるため、対応する側の力量形成が課題である。	
9	国・県・関係団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	健康づくり課

施策番号	１１１３
施策の方向	心とからだの健康づくり　　　安心して妊娠、出産できる環境づくり
主な取り組み	不妊に関する支援

1	事業名	特定不妊治療費助成事業	
2	目　的	不妊治療の経済的負担を軽減する。	
3	内　容	医療保険が適用されず、高額医療費がかかる配偶者間の不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精に関する費用の一部を助成する。 1 年度につき 2 回まで、1 回につき２０万円を限度に通算５年間助成。	
4	目　標	対象者が助成を受けることができる。	
5	実　績	（17 年度） 体外受精：38 件 顕微授精：33 件	（18 年度）　89 件 ・ 体外受精：　50 件 ・ 顕微授精：　32 件 ・ 凍結胚移植：　7 件
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	年々、制度内容が拡大されており、平成 19 年度については、国事業（1 年度につき 2 回まで、10 万/1 回）に県単事業（10 万/1 回）を上乗せし、1 回につき 20 万円の助成となっている。	
7	取り組みの 方向	①　継続　　　２　拡大　　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	平成 19 年度の改正にともない、指定医療機関の再認定が必要となっている。	
9	国・県・関係 団体等の動向	国・県とも当事業を少子化対策として位置付け。	

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	保育課

施策番号	１１２３、１２２３
施策の方向	心とからだの健康づくり　　子どもの発達段階にあった育児支援 次代を担う子どもを大切に育てるまちづくり　児童虐待予防ネットワークづくり
主な取り組み	育児支援の充実 子育て支援事業及び母子保健活動の充実

1	事業名	一時保育事業・延長保育事業	
2	目　的	保護者の育児疲れの解消、急病及び就労形態の多様化などによる一時的な保育及び延長保育のニーズに対応する。	
3	内　容	・一時保育 ・延長保育	
4	目　標	一時保育・延長保育の利用は、年々増加傾向にあるため地域配置等に配慮し、実施保育所拡大に取り組む。	
5	実　績	（17 年度） 一時保育事業：民間保育所 5 か所で実施 公立保育所 1 か所で準備 延長保育事業：民間保育所 30 か所 公立保育所 5 か所で実施	（18 年度） 公立保育所１箇所で一時保育の実施を開始
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月 ～ 19 年 8 月末）	施策番号２２２１・２１１５と重複	
7	取り組みの方向	１　継続　　２　拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の課題や方向性		
9	国・県・関係団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	健康づくり課

施策番号	１１２３，１２２３
施策の方向	心とからだの健康づくり　　　子どもの発達段階にあった育児支援
主な取り組み	育児支援の充実、子育て支援事業及び母子保健活動の充実

<table>
<tr><td>1</td><td>事業名</td><td colspan="2">育児相談</td></tr>
<tr><td>2</td><td>目　的</td><td colspan="2">地域で身近に相談できる場として位置付け、発育発達の観察と共に、育児上の不安・問題解決のための援助を行う。</td></tr>
<tr><td>3</td><td>内　容</td><td colspan="2">計測・発育や発達の確認。
保健・栄養・歯科の相談。
母親同士の交流と仲間づくりへの展開</td></tr>
<tr><td>4</td><td>目　標</td><td colspan="2">発育や発達の確認でき、相談内容が解決される。</td></tr>
<tr><td>5</td><td>実　績</td><td>（17 年度）
実施回数:54 回　来所者数:526 人（実）
（延 1343 人）
来所者アンケートより、ほとんどの人が相談内容が解決されている。</td><td>（18 年度）
実施回数：54 回
来所者数：555 組(延 1371 組)
延：2742 人
1 回平均：25.4 人</td></tr>
<tr><td>6</td><td>前期計画
中間期総括
（17 年 4 月～19 年 8 月末）</td><td colspan="2">広報誌,予防接種手帳発送時に日程票を同封する。家庭訪問等事業で PR をしており,乳児のいる家庭には,全戸日程表が届くことになっている。市内 4 会場で実施し養育者の相談にのり,交流の場となっている。</td></tr>
<tr><td>7</td><td>取り組みの方向</td><td colspan="2">(１)継続　　２　拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止）
４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）</td></tr>
<tr><td>8</td><td>19 年度以降の課題や方向性</td><td colspan="2">市内東西南北に１か所の会場となっている。春野町合併により、５か所となる。</td></tr>
<tr><td>9</td><td>国・県・関係団体等の動向</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	健康づくり課

施策番号	１１２３
施策の方向	心とからだの健康づくり　　　子どもの発達段階にあった育児支援
主な取り組み	育児支援の充実

1	事業名	離乳食教室	
2	目　的	乳児期における食育を通じた育児支援	
3	内　容	離乳食の進め方、ポイント等講義を交えながら、発達段階に応じた離乳食メニューを栄養士が調理実演する様子を見学。その後、離乳食の試食と相談に応じる。また、保健所ＨＰにて教室案内とあわせ教室で実施したメニューを紹介する。	
4	目　標	参加者が乳児の発達段階を理解し、離乳食の進め方や調理方法を学ぶことができる。また離乳食に関して気軽に相談できる場となる。	
5	実　績	（17 年度） 開催回数：24 回　延べ参加数　491 組 （実参加数　313 組）	（18 年度） 開催回数：24 回　延べ参加数　458 組 （実参加数　311 組） モデル事業：開催回数　1 回 参加者数　14 組
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	年間計画にそって 10 回実施。参加者数は減少傾向にあるものの，初回参加率は年々増加し，19 年度中間期で 74%である。出入り自由，自記式受付簿による参加者数把握のため，実際にはもう少し参加者が多い。	
7	取り組みの 方向	１　継続　　２　拡大　　③　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	子育て支援センターで 18 年度モデル事業を実施したが，地域での展開を目指すのには課題が残った。継続可能な施設では 19 年度も実施する予定だが，従来の離乳食教室の開催はアウトソーシングを含めた根本的な見直しが必要。	
9	国・県・関係 団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	健康づくり課

施策番号	１１２３、１１３１
施策の方向	心とからだの健康づくり　　子どもの発達段階にあった育児支援 養育困難家庭に対する支援
主な取り組み	育児支援の充実、養育困難家庭の把握

1	事業名	訪問指導（妊産婦・新生児、未熟児等）	
2	目　的	母親が児の発育・発達を確認し、育児について相談することで、発達段階にあった育児ができるようになる。特に、育児不安の強い新生児期の訪問活動を充実させる。	
3	内　容	妊産婦・新生児訪問指導「赤ちゃん誕生ハガキ」の返送のあった産婦や新生児（乳児）に対して、保健師や訪問指導員が訪問し育児相談や保健指導を実施する。 未熟児訪問：出生体重 2000ｇ以下の乳児を対象に訪問を行う。	
4	目　標	発育や発達が確認でき、育児で気になっていることが解消される。	
5	実　績	（17 年度） 妊産婦・新生児訪問指導 家庭訪問：282 件／電話相談：216 件 未熟児訪問指導 家庭訪問件数：69 件（延 178 件）	（18 年度） 妊産婦･新生児訪問指導 家庭訪問：348 件／電話相談：300 件 未熟児訪問指導 家庭訪問件数：65 件（145 件）
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	・現在は、はがきの返送者とハイリスク者（2000 グラム以下の乳児、多胎、若年、22 週以降届出、外国人）に対する対応に限定され、一般の育児不安の強い母親に対し十分な支援ができていない。	
7	取り組みの 方向	１　継続　　②　拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	・妊産婦･新生児訪問指導 H20.1 月より、こんにちは赤ちゃん事業へ移行。 今後の方向性等については、こんにちは赤ちゃん事業で検討。 ・未熟児訪問指導 来年度も継続して実施。フォロー体制については検討。	
9	国・県・関係 団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	健康づくり課

施策番号	１１２３、１１５３
施策の方向	心とからだの健康づくり　　子どもの発達段階にあった育児支援 養育困難家庭に対する支援
主な取り組み	育児支援の充実、養育困難家庭の把握

1	事業名	乳幼児健診（乳児一般健診、1 歳 10 ヵ月児健診、3 歳児健診）	
2	目　的	乳幼児健診を通じて、保護者が児の発育･発達を確認できる。 また、発育や精神運動発達面での問題や疾病及び異常のある子どもに対しては、精密検査や適切な医療を受けることができる。	
3	内　容	乳幼児一般健診として、乳児期 2 回の医療機関での個別健診を公費で負担。 1 歳 10 ヵ月児と 3 歳児を対象とした集団健診の実施。	
4	目　標	保護者が乳幼児期の発育や発達を確認できる。	
5	実　績	（17 年度） 受診率 乳児一般健診　85.3% 1 歳 10 ヵ月児健診　78.3% 3 歳児健診　73.8%	（18 年度） 受診率 乳児一般健診　88.6% 1 歳 10 ヵ月児健診　80.0% 3 歳児健診　77.7%
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	集団健診では、1 回受診者数や受診率にばらつきが見られる。1 歳 10 ヵ月健診では、受診可能期間が 2 ヵ月と短いことや、1 歳 6 ヵ月時に医療機関で自費で受診していることなどが要因として考えられる。	
7	取り組みの 方向	1　継続（○印）　　2　拡大　　3　要検討（縮小　・　廃止） 4　２年以内に実施　　5　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	集団健診では、対象年（月）齢、健診実施回数等の検討が必要。また、集団指導や媒体の導入により、生活リズムや食事、う歯予防等の生活習慣について正しい知識の啓発をしていく。	
9	国・県・関係 団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	学校教育課

施策番号	１１２３
施策の方向	心とからだの健康づくり　　　子どもの発達段階にあった育児支援
主な取り組み	育児支援の充実

<table>
<tr><td>1</td><td>事業名</td><td colspan="2">育児支援の充実</td></tr>
<tr><td>2</td><td>目　的</td><td colspan="2">幼稚園と家庭の連携に努めるとともに，子育てにかかわる情報提供や同年齢の子どもを持つ保護者どうしの交流を深め，子どもたちの健全な育ちを支援する。</td></tr>
<tr><td>3</td><td>内　容</td><td colspan="2">・　行事や園庭開放を通して，子育てに関わる情報提供や同年齢の子どもを持つ保護者どうしの交流が深まるよう，場の確保に努める。
・　一人ひとりの子どもの個性や発達段階に応じた子育て相談において適切な支援ができるよう教職員の資質向上のための研修を行う。
・　園庭開放，園外保育により，未就園児との交流や地域との連携を進める。
・　保護者のニーズに応えるために預かり保育を実施する。</td></tr>
<tr><td>4</td><td>目　標</td><td colspan="2">幼稚園と家庭，地域のいっそうの連携に努めるとともに，子育てにかかわる情報提供や同年齢の子どもを持つ保護者どうしの交流を深め，子どもたちの健全な育ちを支援する取り組みを充実させる。</td></tr>
<tr><td>5</td><td>実　績</td><td>（17 年度）
○　園庭開放，園外保育，預かり保育の実施等，保護者の要望にできるだけ応えるよう取り組みを進めてきた。
○　行事への参加や，園外保育を通して，保護者や地域との連携や交流が図られた。また，子育てに関わる情報提供や保護者同士の交流の場を設けることにより，育児支援に取り組んだ。</td><td>（18 年度）
○　園庭開放，園外保育，預かり保育を実施し，保護者の要望に応えるようにした。
○　行事への参加や，園外保育を通して，保護者や地域との連携や交流が図られた。また，ＰＴＡ研修会の実施や子育て講座，子育て講演会の実施や保護者同士の交流の場を設け，育児支援に取り組んだ。</td></tr>
<tr><td>6</td><td>前期計画
中間期総括
（17 年 4 月～
19 年 8 月末）</td><td colspan="2">園では，保護者の預かり保育や延長保育の要望に応えるため，職員会議の時間設定や研修時間の確保等を工夫し，運営に努めている。また，子育て講座や講演会の実施などを通して保護者どうしの交流を深め，子どもたちの健全な育ちを支援する取り組みを推進している。</td></tr>
<tr><td>7</td><td>取り組みの
方向</td><td colspan="2">①　継続　　　２　拡大　　　３　要検討（縮小　・　廃止）
４　２年以内に実施　　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）</td></tr>
<tr><td>8</td><td>19 年度以降の
課題や方向性</td><td colspan="2">核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により，子育てに悩みや不安を抱える保護者が増えている。今後も，幼稚園と家庭，地域のいっそうの連携に努め，子どもたちの健全な育ちを支援していきたい。</td></tr>
<tr><td>9</td><td>国・県・関係
団体等の動向</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	健康づくり課

施策番号	１１２４，１２２３
施策の方向	心とからだの健康づくり　　　子どもの発達段階にあった育児支援
主な取り組み	子育ての孤立化予防の推進、子育て支援事業及び母子保健活動の充実

1	事業名	あかちゃんパーク	
2	目　的	保護者が自由に交流し、情報交換をしたり仲間づくりをする。	
3	内　容	生後１２ヵ月未満の赤ちゃんを通じて保護者が自由に交流し、仲間づくりや情報交換する。 毎月４回実施	
4	目　標	情報交換や育児仲間ができる。	
5	実　績	（17 年度） 実施回数：41 回 来所者数：383 人（延 1880 人）	（18 年度） 実施回数：40 回 来所者数：416 組（延　1967 組） 延　3934 人 1 回平均：49.2 人
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	保護者が自由に交流し,情報交換し仲間づくりをすることを目的に,保健福祉センターで実施。県外出身の保護者も多く,第 1 子を育児している保護者がほとんどで,育児情報の交換がなされ,育児仲間もできており,利用者も増加しており,成果をあげている。父親の参加もある。	
7	取り組みの 方向	①　継続　　　２　拡大　　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	参加しやすく,単に交流や情報交換の場だけではなく,保育士による本の読み聞かせや手遊びを取り入れ,また相談にも応じ,保護者(主に母親)の気分転換をはかれる場所となっていく。	
9	国・県・関係 団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	健康づくり課

施策番号	１１３１
施策の方向	心とからだの健康づくり　　　養育困難家庭に対する支援
主な取り組み	養育困難家庭の把握

1	事業名	乳幼児健診（乳児一般健診、1 歳 10 ヵ月児健診、3 歳児健診）	
2	目　的	乳幼児健診を通じて、子どもの養育上の問題等支援の必要な保護者を把握する。	
3	内　容	乳幼児一般健診として、乳児期 2 回の医療機関での個別健診を公費で負担。 1 歳 10 ヵ月児と 3 歳児の集団健診では、健診後にスタッフでカンファレンスを実施し、把握した親子の支援の方向性を検討する。	
4	目　標	子育て支援の必要な親子（虐待ハイリスク）を把握する。	
5	実　績	（17 年度） 健診後フォロー児数 1 歳 10 ヵ月児健診　173 人 3 歳児健診　156 人 1 歳 10 ヵ月児健診未受診者対応数　210 人	（18 年度） 健診後フォロー児数 1 歳 10 ヵ月児健診　149 人 3 歳児健診　149 人
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	個別健診では、受診票項目を追加し、地域での子育て支援をより的確に行えるようにした。集団健診では、アセスメントシートの導入により、健診各場面での観察や総合的なアセスメントが可能となり、カンファレンスで共有、検討することでスタッフの力量も培われた。	
7	取り組みの 方向	（1　継続）〔選択：1 継続に丸印〕　　２　拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	子育て支援の必要な親子をスクリーニングし早期支援するために、個別健診では医療機関との連携を強化し、集団健診ではスタッフのアセスメント力の向上をめざす。	
9	国・県・関係 団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	健康づくり課

施策番号	１１３２、１１５２
施策の方向	心とからだの健康づくり　　　養育困難家族に対する支援 「生」と「性」をつなぐ健康教育の推進
主な取り組み	養育困難家庭への対応の充実、心の問題を持つ子どもの支援

1	事業名	専門医相談事業	
2	目　的	思春期からの心の問題を抱えたまま，また精神的な問題を持って子育てしている保護者や発達障害児とその保護者を支援している関係者に対して，専門医師の相談や助言を行う。	
3	内　容	保護者や保育園等関係機関の職員，保健師等を対象に，精神的な問題や発達障害を持つ児や保護者に対して，正しい理解と関係者の関わり方について精神科医師の相談。	
4	目　標	相談者（相談機関）が支援方法を正しく理解し適切なかかわりができるようになる。	
5	実　績	（17 年度） 相談実施回数：18 回 相談件数：22 件（延 31 件）	（18 年度） 相談実施回数：18 回 相談件数：38 件（延 44 件）
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	保健師だけでなく保育士や学校カウンセラーなども相談をし、こころの問題を抱えるケースへの支援方法等の理解を深める機会になっている。また、地域ネットワーク会議や新規事業の展開方法についても助言をもらう機会になっている。	
7	取り組みの 方向	１　(継続)　　２　拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	引き続き、関係機関にも周知し、医療機関等との連携も強化し、充実した相談の場としていきたい。	
9	国・県・関係 団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	子育て支援課

施策番号	１１３２
施策の方向	心とからだの健康づくり　　養育困難家庭に対する支援
主な取り組み	養育困難家庭への対応の充実

1	事業名	子ども家庭支援センター事業	
2	目　的	養育困難家庭への支援をタイムリーかつ的確にできるようにするために、児童相談所や関係機関との連携体制を整備するとともに、新たな支援事業を検討する。	
3	内　容	①児童相談所や関係機関とのケース連絡を密にするとともに、必要に応じてケース会議を開催し、関係機関が連携した支援ができるように調整を図る。 ②新規子育て支援事業の実施（育児支援家庭訪問事業）	
4	目　標	把握した養育困難家庭の状況が関係機関の支援によって状況を改善，または，深刻化を防止する。	
5	実　績	（17 年度） ・子ども家庭支援ｾﾝﾀｰへの虐待（養育困難含む）相談・通告件数 133 件（対象児童 205 人）	（18 年度）（H18 年度から集計方法が変更） ・　子ども家庭支援センターへの相談件数 虐待相談（通告）　　118 人 養護相談（養育困難等）109 人 ・育児支援家庭訪問事業の開始
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	平成 18 年度より育児支援家庭訪問事業を開始し，養育困難家庭に訪問支援が行えるようになった。支援に入ることにより，家庭状況の悪化を防ぎ大変な時期を乗り越えることができ，児童虐待の予防面でも成果がみられた。また，事後の相談件数も増加しており，子ども家庭支援センターの機能も周知されてきた。	
7	取り組みの 方向	①　継続　　２　拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	・子ども家庭支援センターにおける相談事務の充実。 ・平成 20 年から保健所の「こんにちは赤ちゃん事業」の開始により，養育困難家庭や育児支援が必要な家庭が掘り起こされてくる。それに伴い，支援のための関係機関との調整業務の増加も予測され，対応体制の整備が必要。 ・要保護児童対策地域協議会発足に伴い各機関の連携役割を明確にする。	
9	国・県・関係 団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	健康づくり課

施策番号	１１４１、２４１１
施策の方向	心とからだの健康づくり　　子どもの発達支援と、病気や障害の重症化の予防 子育てが楽しくなれるまちづくり　　障害のある子どもと家族への支援
主な取り組み	発育・発達に遅れのある子どもへの支援、乳幼児発達相談

1	事業名	すこやか相談	
2	目　的	①　乳幼児健診で要フォローとなった児や保健事業において心身の発育発達が気になる乳幼児を対象に、疾病や障害を早期に発見し、適切な専門機関へつなぐことで二次的な問題のリスクを減らす。 ②　医療機関や専門機関につながりにくい比較的軽度発達障害を早期に発見し、適切な専門機関へつなぐことで二次的な問題のリスクを減らす。 ③　強い育児困難感を持つ養育者や不適切な養育を行っている者への支援と指導を行う。	
3	内　容	①　問診・計測・診察・栄養相談・歯科相談・保健相談・運動発達相談の実施 ②　発達の確認と専門機関への受診の必要性についてのアドバイス ③　養育者や関係機関への養育上のアドバイス	
4	目　標	疾病・障害のある児を早期に発見し、適切な専門機関に確実につなげる。 不適切な養育を防ぎ、養育者が児の発達・発育を促すための関わり・育児ができるようになる。	
5	実　績	（17 年度） 相談者数：24 人（延 30 人）	（18 年度）　相談者数 小児科：23 人（延 23 人） 精神科：10 人（延 10 人）
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	H18 年度より高知大学医学部附属病院の児童精神科医による相談日を設けている（小児科・精神科ともに２ヶ月に１回）。保健事業で要経過観察となった児や保育園・幼稚園等から紹介された発達障害の可能性のある児がスムーズに適切な専門機関へつながる相談の場となっている。 H19 年８月末　小児科:14 人（延 15 人） 精神科：４人（延４人）	
7	取り組みの方向	(１　継続)　　２　拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の課題や方向性	医療機関、関係機関へ本事業を周知していくと共に、相談後の各関係機関との連携を深めていく。	
9	国・県・関係団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	健康づくり課

施策番号	１１４１、２４１１
施策の方向	心とからだの健康づくり　子どもの発達支援と、病気や障害の重症化の予防 子育てが楽しくなれるまちづくり　障害のある子どもと家族への支援
主な取り組み	発育・発達に遅れのある子どもへの支援、乳幼児発達相談

1	事業名	つくしんぼ教室	
2	目　的	保護者が児に対して，発達を理解し発達に応じた関わりや遊びができるようになる。また，必要な専門機関を活用することができる。	
3	内　容	ことばの発達の遅れや行動面に関して心配のある児を対象に実施。 集団での遊びや関わりを通して児の発達を見極めるとともに，保護者が児に対して，発達を理解し発達に応じた関わりや遊びができるように促す。	
4	目　標	保護者が児に対して，発達を理解し発達に応じた関わりや遊びができるようになる。また，専門機関のかかわりが必要な児が関係機関につながる。	
5	実　績	（17 年度） 1 クール 10 回を 2 クール実施 来所者数：実 14 名（延 109 人）	（18 年度） 1 クール８回を 2 クール実施 来所者数：実 19 名（延 121 人）
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	健診等において言語精神発達要経過観察となった児についてのフォローアップの場となっている。また、児の発達を評価するとともに専門機関への紹介をおこない、医療や福祉への橋渡し的役割をはたしている。	
7	取り組みの 方向	１　継続（○）　２　拡大　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	タイムリーな教室開催時期と１クールの回数の検討が必要である。 また、継続支援の必要な児への支援体制の検討および、関係機関との連携を深めていくことが必要である。	
9	国・県・関係 団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	健康づくり課

施策番号	１１４１、２４１１
施策の方向	心とからだの健康づくり　子どもの発達支援と、病気や障害の重症化の予防 子育てが楽しくなれるまちづくり　障害のある子どもと家族への支援
主な取り組み	発育・発達に遅れのある子どもへの支援、乳幼児発達相談

1	事業名	たんぽぽ相談	
2	目　的	ことばの遅れや精神発達面で遅れがあるとみられる子どもの発達のチェックを実施し，保護者が発達レベルに合った関わり方ができるように個別に助言を行う。	
3	内　容	ことばの発達や育児について心配や不安のある保護者からの相談に対し、心理相談員、保健師が解決に向けて対応する。	
4	目　標	保護者の心配事が解決される	
5	実　績	（17 年度） 実施回数：10 回 来所者数：24 人（延 25 人）	（18 年度） 実施回数：11 回 来所者数：23 人（延 25 人）
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～19 年 8 月末）	相談者の児の年齢は 2 歳代がもっとも多く、相談内容は言語発達に関するものが 9 割を占めていた。言語発達や精神発達が著しく、保護者の不安も大きな時期に児の発達を専門的立場から評価し、個人に応じた具体的なアドバイスが得られる相談の場となっている。 H19 年度 8 月末時点　実施回数：４回 来所者数：10 人（延 10 人）	
7	取り組みの方向	**(1　継続)**（丸囲み）　２　拡大　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の課題や方向性	各関係機関への本事業の周知とともに、保育園や療育機関など相談後の各関係機関との連携を密に行っていく必要がある。	
9	国・県・関係団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	健康づくり課

施策番号	１１４１、２４１３、２４２８
施策の方向	心とからだの健康づくり　　子どもの発達支援と、病気や障害の重症化の予防 障害のある子どもと家族への支援　　個々の状況に応じた支援サービスの充実
主な取り組み	病児や障害児をもつ保護者への支援、関係機関との連携の強化

1	事業名	療育相談事業（心身障害児訪問指導、ひまわり園での療育相談）	
2	目　的	心身障害児の養育や健康管理に必要な知識等保護者や保育者に指導・援助を行う。	
3	内　容	心身障害児訪問指導：心身に障害のある児童および保護者を対象に，保健師や理学療法士，歯科医師，歯科衛生士，栄養士が訪問し相談・支援を行う。 ひまわり園での療育相談：理学療法士と歯科衛生士が相談を実施	
4	目　標	在宅生活上で問題を抱える心身障害児とその養育者が訪問・相談を受ける事ができ，必要に応じてサービス支援をうけながら生活できる。	
5	実　績	（17 年度） ・訪問指導：58 件（延 136 件） ・ひまわり園での相談 理学療法士：12 回　相談件数　23 件（延） 歯科衛生士：年間 2 回　相談件数 14 件（延） ひまわり園・療育福祉センターとの連絡会実施	（18 年度） ・訪問指導：55 件（延 129 件） ・ひまわり園での相談 理学療法士：12 回　相談件数　13 件（延） 歯科衛生士：年２回　相談件数 10 件（延） ・ひまわり園保護者学習会（運動発達について） ・ひまわり園・療育福祉センターとの連絡会実施 ・高知市保健所研修会の開催 ・療育支援ハンドブック（ふくふくまっぷ）の更新 ・口唇口蓋裂療育相談会の案内送付（育成医療受給児の対象者）
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～19 年 8 月末）	・今年度予定していたサポートファイルについては，高知県広域特別支援連携協議会の場で取り組まれる事から一旦中止し，県の動向を見ることとなる。	
7	取り組みの方向	①　継続　　２　拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の課題や方向性	継続的な支援ができるように，関係機関と連携を図っていく。	
9	国・県・関係団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	健康づくり課

施策番号	１１４２
施策の方向	心とからだの健康づくり　　子どもの発達支援と、病気や障害の重症化の予防
主な取り組み	病児や障害児をもつ保護者への支援

1	事業名	医療費公費負担事業（小児慢性特定疾患・障害児育成医療・未熟児養育医療）	
2	目　的	小児慢性特定疾患や育成医療，未熟児養育医療にかかる医療の給付を行うことで保護者の医療費負担軽減を図る。	
3	内　容	高知市が委託契約している医療機関や指定医療機関において治療を受けた場合に医療の給付を行う。	
4	目　標	対象児が医療費の公費負担を受けることができる	
5	実　績	（17 年度） 小児慢性特定疾患：249 件 育成医療：106 件 未熟児養育医療：64 件	（18 年度） 小児慢性特定疾患：240 件 育成医療：122 件 未熟児養育医療：68 件
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）		
7	取り組みの 方向	①　継続　　　２　拡大　　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	医療機関への制度の周知	
9	国・県・関係 団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	元気いきがい課

施策番号	１１４２・２５１１
施策の方向	心とからだの健康づくり　子どもの発達支援と病気や障害の重症化の予防 子育て家庭の経済的負担の軽減　子育て、教育に係る経済的負担の軽減
主な取り組み	病児や障害児をもつ保護者への支援 各種医療助成制度等

1	事業名	重度心身障害（児）者医療助成事業	
2	目　的	重度心身障害者に対し，医療費の一部を助成することにより，市民保健の増進を図るとともに障害者福祉の向上を果たす	
3	内　容	保険給付の対象となる医療費にかかる自己負担額の助成 対象者：次のいずれかに該当する者 ・身体障害者手帳１・２級所持者 ・療育手帳Ａ所持者 ・身体障害者手帳３・４級及び療育手帳Ｂ１所持者（18 歳未満） 費用負担：県・市１/２	
4	目　標	市民保健の増進・障害者福祉の向上	
5	実　績	（17 年度） 給付件数 165,523 件 公費負担額 1,096,651,481 円 ※事業全体（18 歳未満での集計困難）	（18 年度） 給付件数 169,951 件 公費負担額 1,107,660,836 円 ※事業全体(18 歳未満での集計困難)
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	医療費に係る自己負担分を公費にて負担することにより，障害（児）者及びその属する世帯の経済的援助を行うとともに障害（児）者保健の増進に寄与した。	
7	取り組みの 方向	①　継続　　　２　拡大　　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	公費負担の支払及び審査業務について委託先変更に係る検討（社会保険分のみ）	
9	国・県・関係 団体等の動向	本事業は県事業であるが，将来的に中核市である本市への事業費負担割合の見直しが検討される可能性あり	

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	学校教育課・学事課

施策番号	１１５１
施策の方向	心とからだの健康づくり　　　「生」と「性」をつなぐ健康教育の推進
主な取り組み	「生」と「性」に関する教育の充実

1	事業名	「生」と「性」に関する教育の充実	
2	目　的	子どもたちの発達段階に応じた系統的な性教育の取り組みを進めることを通して，男女が互いに理解し合い尊重し合う心や，自らの健康を適切に管理し改善していく資質や能力を育てる。	
3	内　容	○　心身の機能の発達と心の健康について理解する。 ○　心身の変化に対応した適切な行動がとれるようにする。	
4	目　標	学習指導要領に基づき，各学校の実態や児童生徒の発達段階を踏まえ，家庭や地域，保健所等の関係機関と連携しながら，命の誕生や尊さについて学ぶことを土台とした性教育に取り組む。	
5	実　績	（17 年度） これまでの性教育の研究実践を基盤として，命を大切にする心や，男女がそれぞれの体の特徴や違いを理解し尊重し合う心を育てる授業づくりに努めた。	（18 年度） 心身ともに大きく変化する思春期を成長へのステップと捉え，男女が互いに理解し合い尊重しあう心や，自らの健康を適切に管理し改善していく資質や能力を育てる授業を展開した。
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	保健学習や保健体育の授業の中で，児童生徒の発達段階に応じた「心や体の変化」について意見を出し合い，思春期特有の個々の悩みを相談する場を設け，少しでも解決できるような取り組みにつなげた。	
7	取り組みの 方向	(1)　継続　　　2　拡大　　　3　要検討（縮小　・　廃止） 4　２年以内に実施　　　5　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	性の問題が深刻化している現状を踏まえ，自分で考え・判断できる力を養うことをさらにめざしていきたい。 また，講演会などの活動を通して，心と体の健康についての正しい知識を身につけさせるようにする。	
9	国・県・関係 団体等の動向	文部科学省において「性教育実践事例集（仮称）」作成中	

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	健康づくり課

施策番号	１１５１
施策の方向	心とからだの健康づくり　　「生」と「性」とつなぐ健康教育の推進
主な取り組み	「生」と「性」に関する教育の充実

<table>
<tr><td>1</td><td>事業名</td><td colspan="2">思春期教室、夏季教職員研修会</td></tr>
<tr><td>2</td><td>目　的</td><td colspan="2">小中学校の教員が子どもの性に関する知識と予防方法を伝えることができるようになる。</td></tr>
<tr><td>3</td><td>内　容</td><td colspan="2">思春期教室
サポート授業：学校教員と話し合いながら、教材の内容を検討し授業を実施する。
外部講師の紹介や派遣、資料教材の提供、物品の貸し出し
夏季教職員研修会：研修会の中に性教育分科会を設置</td></tr>
<tr><td>4</td><td>目　標</td><td colspan="2">①　小中学校の教員が性に関する知識と予防方法を伝えることの大切さを認識し、伝えることができるようになる。
②　小中学校の教育計画の中に性教育が位置づけられるようになる。</td></tr>
<tr><td>5</td><td>実　績</td><td>（17 年度）
思春期教室（4 校で実施）
モデル授業：6 回
サポート授業：13 回
夏季教職員研修会 2 日間
参加者数：127 名（延）</td><td>（18 年度）
・サポート授業　７校　１５回
・講師紹介・指導案の提供　７校
・物品貸し出し　１２校　市外６校
・　夏季教職員研修会２日間
参加者数：１４５名（延）</td></tr>
<tr><td>6</td><td>前期計画
中間期総括
（17 年 4 月～
19 年 8 月末）</td><td colspan="2">サポート授業を展開していくことで、教育計画の中に性教育が位置づけられている学校が増えている。また、夏季教職員研修会性教育分科会においても、当初は養護教諭が多かったが一般教員の参加も目立つようになった。
保健所と学校が連携した性教育の継続的な実施には取り組んでいるが、サポート授業に申し込みがあった学校だけにしか取り組めていない。</td></tr>
<tr><td>7</td><td>取り組みの
方向</td><td colspan="2">１　(継続)　　２　拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止）
４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）</td></tr>
<tr><td>8</td><td>19 年度以降の
課題や方向性</td><td colspan="2">性感染症や若年の人工妊娠中絶が深刻化している現状を改善していくためには、児童・生徒に誤った性情報が入る前に正しい情報を与え、正しい判断力・決定力を身につけることが必要である。保健所においては、小中学校の出前授業の限界から学校の教員が主体となって授業が展開できるようにサポートを行ってきたが、ターゲットが学校だけなので、保健所として取り組まなければならないターゲットを見直していく必要性があると感じている。</td></tr>
<tr><td>9</td><td>国・県・関係
団体等の動向</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

平成１9年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	学事課

施策番号	１１５３
施策の方向	心とからだの健康づくり
主な取り組み	啓発活動等の充実

1	事業名	啓発活動等の充実	
2	目　的	学校における健康教育を推進し，自らの健康を適切に管理し改善していく資質や能力を育てる。	
3	内　容	各校で健康教育を行うために必要な資料の配布や紹介，また，最新の情報や指導方法の研修会を行う。	
4	目　標	各校の実情に応じた健康教育を行うことにより，自らの健康に関心を持ち，自分で考え，行動できる態度を養う。	
5	実　績	（17 年度） ○朝食･･･給食だよりへ朝食に関する記事を掲載するとともに，家庭配布用献立表に朝食の重要性や簡単レシピについてシリーズで掲載。給食試食会等での講話を継続実施。 ○禁煙･･･全小学校への，喫煙防止ポスター配布と，小学 5 年生，中学 1 年生，高校 1 年生に喫煙防止のパンフレット，また，全校に指導用 CD -ROM を配布し，指導の際に活用する。 ○歯科･･･「学校歯科保健研修会」に参加し，歯科に関する最新の情報や指導方法等を学び，学校における歯科保健指導に活用する。	（18 年度） ○禁煙･･･全小学校への，喫煙防止ポスター配布と，小５，中１，高１全員に喫煙防止パンフレットを配布，また，学校医と学校長・養護教諭協議懇談会において講演をおこなった。 ○　歯科･･･「学校歯科保健研修会」に参加し，歯科に関する最新の情報や指導方法等を学び，学校における歯科保健指導に活用する。
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	禁煙･･･学校医と学校長･養護教諭協議懇談会において喫煙をテーマに講演を行い，共通理解を図ることが出来た。また，指導用 CD -ROM の活用法について研修を行い周知を図った。 歯科･･･学校現場の希望により，歯科保健指導等についての研修を行なった。	
7	取り組みの 方向	①　継続　　　２　拡大　　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	禁煙･･･学校医等と連携し，喫煙防止だけでなく，個別の禁煙支援に取り組む必要がある。 歯科･･･最新の情報や学校現場のニーズを捉えた研修会を継続することにより，学校における歯科保健指導に生かす。	
9	国・県・関係 団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	健康づくり課

施策番号	１１５３
施策の方向	心とからだの健康づくり　　「生」と「性」とつなぐ健康教育の推進
主な取り組み	啓発活動等の充実

1	事業名	歯科保健啓発事業	
2	目　的	生涯にわたって歯や口腔の健康を保持・増進するために，歯科疾患予防のための知識と方法を普及・啓発する。	
3	内　容	歯の衛生週間の周知，歯の衛生週間行事の開催，いい歯の表彰の実施，県 8020 推進運動推進協議会への協力，歯科健診でのむし歯予防の啓発，健康イベントでの啓発	
4	目　標	歯の健康に関心を持つ市民が増える。	
5	実　績	（17 年度） 歯の衛生週間事業として、「わっ歯歯フェスタ」 開催　（参加者数：2540 名）	（18 年度） 歯の衛生週間事業として、「わっ歯歯フェスタ」開催 （参加人数：2152 名）
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	歯の衛生週間事業として「わっ歯歯フェスタ」を年 1 回 6 月に開催している	
7	取り組みの 方向	①　継続　　　　２　拡大　　　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	関係団体等と連携し、継続実施していく	
9	国・県・関係 団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	健康づくり課

施策番号	１１５３
施策の方向	心とからだの健康づくり　　「生」と「性」とつなぐ健康教育の推進
主な取り組み	啓発活動等の充実

1	事業名	フッ化物応用推進事業	
2	目　的	学校，保育園，幼稚園関係者がフッ化物に対して正しく理解し，学校や園でフッ化物をむし歯予防に活用する。	
3	内　容	フッ化物応用推進研修会，パンフレットの配布，保育園や学校でのフッ化物洗口に向けての支援	
4	目　標	むし歯予防にフッ化物を活用する市民が増える	
5	実　績	（17 年度） 保育園職員向け研修会開催 開催：2 回 参加：25 施設／参加者 65 名	（18 年度） ・ 市立保育所看護師向け研修会開催 参加人数：19 名 ・ 認可保育園給食調理員向け研修会 参加人数：100 名 ・ 放課後児童指導員向け研修会開催 参加人数：120 名
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	・H19.6 月 公立保育園園長会にてフッ化物応用推進事業について周知する ・同月、1 保育園職員向けに研修会を行う 参加人数：10 名程度	
7	取り組みの 方向	①　継続　　２　拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	むし歯予防のためのフッ化物の活用を啓発し関係団体・機関の理解を深める 教育委員会や関係課等と連携し、学校や保育園での取り組みを支援していく	
9	国・県・関係 団体等の動向	フッ化物先口ガイドラインを参考にして実施手引きを県の方で作成中	

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	保育課

施策番号	１１５３
施策の方向	心とからだの健康づくり　　「生」と「性」をつなぐ健康教育の推進
主な取り組み	啓発活動等の充実

1	事業名	啓発活動等の充実	
2	目　的	健康の基礎となる歯の健康や食の大切さを啓発する。	
3	内　容	保護者研修会での啓発や調理実習 歯科検診や親子を対象とした歯科衛生士によるはみがき指導	
4	目　標	保育園や支援事業における朝食の欠食を減らすための事業の拡充 食と歯の健康を関連づけた啓発活動の拡充	
5	実　績	（17 年度） 保育園での課題調査より、朝食の欠食・噛めない子どもが高率を占める	（18 年度） 保育園において保健師・看護師，並びに在宅歯科衛生士による歯磨き指導：各 11 回実施 保育士・保健師・栄養士による食育劇の実施
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	保育園生活の中での健康面について，保健師・看護師・栄養士等専門家による指導を行う事で，園児一人一人の意識付けにつながった。また，保護者を交えて指導を行うことにより，家庭への啓発にもなった。	
7	取り組みの 方向	①　継続　　２　拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	今後，多くの園で実施できるよう内容・回数・方法など工夫をし，保護者や子育て家庭の親子が参加しやすい啓発活動へとつなげていきたい。	
9	国・県・関係 団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	学校教育課

施策番号	１１６１
施策の方向	心とからだの健康づくり　　　食育の推進
主な取り組み	学校・保育所における食育の推進

1	事業名	学校・保育所における食育の推進	
2	目　的	健全な食のあり方や食習慣の大切さ等を子どもたちに気づかせる。	
3	内　容	家庭科の教科学習や総合的な学習の時間及び給食実施校における給食指導の場において食教育に取り組む。	
4	目　標	健全な食のあり方や食習慣の大切さ等を子どもたちに気づかせる。	
5	実　績	（17 年度） 家庭科の教科学習や総合的な学習の時間の中で，また，給食実施校においては，給食指導を通じて，子どもたちに食教育を進めてきた。例えば，学校栄養職員と教員がティームティーチングにより，お菓子やジュースに含まれる糖分の取りすぎが健康に及ぼす影響を子どもたちに学ばせる授業を行ったり，栄養のバランスのとれた食事をとることの大切さを紙芝居を使って学ばせたりと，子どもたちの発達段階に応じた指導が行われてきた。	（18 年度） 家庭科や保健等の各教科，あるいは総合的な学習の時間や特別活動において，教科計画や指導計画を作成し，子どもたちの発達段階に応じた指導を行ってきた。また，給食実施校においては，子どもたちに給食指導を行い，栄養のバランスの取れた食事を取ることの大切さについて学ばせたり，「給食だより」等の便りを発行して，保護者への啓発活動も行うなど，食教育の推進を図ってきた学校もみられた。
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	家庭科や保健などの各教科あるいは総合的な学習の時間や特別活動において，教科計画や指導計画を作成して取り組んできた。 すべての児童生徒を対象として，たとえば家庭科においては，小学校では「調和のよい食事のとり方」「簡単な調理」に関する基礎的な知識と技能を身につけさせ，中学校では，小学校で学んだそれぞれの内容に関する基礎的な知識と技能を基盤にして，食の基礎的・基本的な内容に関する実践的・体験的な学習を通して，自分の生活に対する関心を深め，健康を考えた食生活を進んで工夫できるようにすることを目標として取り組んできた。	
7	取り組みの 方向	①（丸囲み）　継続　　　２　拡大　　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の課題や方向性	子どもたち一人ひとりが正しい食事のあり方や望ましい食習慣を見につけ，食事を通じて自らの健康管理ができるよう，今後も，子どもたちの発達段階に即した学校における意図的・計画的，系統的な食育のさらなる推進を図る。 また，家庭の協力が得られず，食生活の乱れから健全な発育・発達に影響しかねないとの報告もあることから，今後さらに，学校，家庭，地域が連携して，子ども一人ひとりの実態に応じたきめ細かな食育の取り組みを進める。	
9	国・県・関係団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	学事課

施策番号	１１６１
施策の方向	心とからだの健康づくり　　　食育の推進
主な取り組み	学校・保育所における食育の推進

1	事業名	小中学校食教育・地場産品活用推進事業	
2	目　的	学校における地産地消を推進し，食教育を充実させることにより，郷土を知るとともに愛する心情を育てる。	
3	内　容	地域食材の学校給食への活用促進，地域食材に関する指導資料の作成，地域食材活用献立の研究，地場産品活用促進協議会の実施，食育シンポジウムの開催	
4	目　標	学校給食に地域食材を積極的に取り入れ，米等の生産活動に児童生徒を関わらせる取り組みを推進する。	
5	実　績	（17 年度） 指定校での取り組み（小学校３校，中学校２校） ・取組パネル制作・啓発用リーフレット作成 ・食教育実践発表会開催	（18 年度） 指定校での取り組み（小学校５校，中学校３校） ・取組パネル制作・啓発リーフレット作成 ・食教育実践発表会開催
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	庁内他課や他団体と連携し，指定校での取り組み後も継続して食育活動が実施できる体制づくりを行っている。 地域農業者との情報交換を行うモデル地区会を開催し，自由献立で地域食材を活用しやすい体制を整えた。	
7	取り組みの 方向	①　継続　　　　２　拡大　　　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	平成 17 年の食育基本法施行により，国をあげての食育事業がすすめられており，本事業に対する学校，保護者のニーズも高まってきている。そのニーズに答えるだけの予算確保と人的確保が困難な状況である。 庁内他課との連携や，民間団体への事業委託も視野に入れた検討が必要と考える。	
9	国・県・関係 団体等の動向	国では，平成 17 年度に食育基本法を施行し，県でも平成 18 年度に食育推進計画が策定された。	

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	保育課

施策番号	１１６１
施策の方向	心とからだの健康づくり　　　食育の推進
主な取り組み	学校・保育所における食育の推進

1	事業名	学校・保育所における食育の推進	
2	目　的	「食」の体験を積み重ねることで、子どもが生涯健康で楽しい食生活が送るれるよう身につける。	
3	内　容	保護者に対して、 給食室だより・食育メモを配布 試食会・保護者研修等で啓発を行う。	
4	目　標	事業の継続と、効果的な資料の改善を図る。	
5	実　績	（17 年度） 給食室だより 保護者研修会　　15 回 食育メモ	（18 年度） 給食室だより，食育メモ，保護者用レシピカード「おうちでつくってみませんか」の配布 子育て支援食育事業　　12 回 保護者会研修会　　11 回
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	保護者向けに，給食室便りに加え,給食のレシピカードの配付や，保育園への食育メモの配布を行うなど，食育に関する資料の提供を行った。また，保護者会研修での試食会・調理実習・子育て支援センターでの相談活動を実施し食についての理解を深めてきた。	
7	取り組みの 方向	①　継続　　２　拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	今後，継続して実施するとともに，年々増加している「朝食の欠食」対策として，保護者対象に朝ご飯の調理実習を実施予定	
9	国・県・関係 団体等の動向	国：食育基本法施行（17 年 7 月）食育推進基本計画策定(18 年 3 月) 県：高知県食育推進計画策定（19 年 3 月）	

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	健康づくり課・学事課・保育課

施策番号	１１６２
施策の方向	心とからだの健康づくり　　　食育の推進
主な取り組み	庁内食育連絡会の開催

1	事業名	庁内食育連絡会の開催→高知市食育推進計画策定準備委員会の開催	
2	目　的	生涯にわたって健康で豊かな人間性を育むための食育の推進。	
3	内　容	庁内の関係部署が集まり，課題や情報を共有し，今後の連携した取り組みについて検討する。	
4	目　標	子どもの発達段階に応じた効果的な事業展開を進め，ライフステージに応じた食育の推進を図る。	
5	実　績	（17 年度） 開催回数：2 回 参加機関数　各回 3 課（11 人）	（18 年度） 庁内食育連絡会： 開催 1 回　　参加 3 課（9 名） 高知市食育推進計画策定準備委員会： 開催回数 2 回　　参加①11 課　②10 課
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	食育基本法施行を受けた高知市食育推進計画策定に向けて，より広範囲な分野にわたる庁内検討体制の必要性から，庁内食育連絡会をリニューアルし高知市食育推進計画策定準備委員会を開催。食育推進の視点で各課の事業を整理し，高知市の食育について情報や課題をまとめる作業を進めている。	
7	取り組みの 方向	①　継続　　　2　拡大　　　3　要検討（縮小　・　廃止） 4　２年以内に実施　　　5　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	H20 年 2 月には学識経験者，生産者・事業者，公募市民等で構成する「高知市食育推進計画策定協議会」を設置し，計画策定に向け多角的な観点で議論・検討を進めるが，委員会ではその準備や基本構想の作成作業等を進める。	
9	国・県・関係 団体等の動向	国：食育基本法（H17 年 7 月施行）　食育推進基本計画（H18 年 3 月策定） 県：高知県食育推進計画（H19 年 3 月策定）	

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	総合あんしんセンター建設課

施策番号	１１７１
施策の方向	心とからだの健康づくり　　　医療体制の充実、保健施設等の整備
主な取り組み	（仮称）総合あんしんセンター整備事業

1	事業名	（仮称）総合あんしんセンター整備事業	
2	目　的	「保健・医療・福祉・防災」ニーズに迅速・的確に対応するため，保健所，消防局及び災害対策本部機能を併せ持つ施設を整備するとともに，医師会等関係団体の施設も含めた，総合的な拠点施設として整備をするもの。	
3	内　容	施設規模　約 12,200 ㎡ 建物構造　鉄筋コンクリート造　５階建（一部３階建）　免震構造 整備機能　保健所，消防本部，災害対策本部，休日・夜間急患センター，医師会等関係団体	
4	目　標	平成 19 年度　旧市民病院解体 平成 20 年度　新施設建設着手 平成 22 年度　4 月に施設供用開始	
5	実　績	（17 年度） ・17 年 6 月　県・市医師会に対し旧市民病院跡地への移転整備の協議書を提出 ・18 年 3 月　医師会等関係団体参画確認～4 月	（18 年度） ・18 年９月　関係団体と基本協定締結 ・　10 月　旧市民病院廃棄物等調査分析 新施設の基本・実施設計委託～19 年９月 ・　12 月　地盤調査 ・19 年１月　周辺建物事前調査
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～19 年 8 月末）	旧市民病院については解体に際しての事前調査及び事前処理を完了し，解体工事を実施中。進捗状況は６３％程度。 新施設については関係団体と整備に関する基本協定を締結し一致協力して基本・実施設計の協議を進めている。また，地盤調査等を実施した。	
7	取り組みの方向	①　継続　　２　拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の課題や方向性	旧市民病院解体工事では，振動・騒音・粉塵の飛散防止等に引き続き留意する。また，埋蔵文化財調査との調整を図る。 新施設基本・実施設計では実施設計を完成させる。 医師会等参画団体とは，負担費用や管理運営方法等について協議を継続する。	
9	国・県・関係団体等の動向	国庫補助金（暮らし・にぎわい再生事業：国土交通省）対象事業	

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	子育て支援課

施策番号	１１７２
施策の方向	心とからだの健康づくり　　　医療体制の充実、保健施設等の整備
主な取り組み	西部健康福祉センター建設事業

1	事業名	西部健康福祉センター　子育て支援センター創設事業	
2	目　的	西部健康福祉センターは、子育て支援センターを中心とする健康福祉センターと、鴨田ふれあいセンターとの複合施設として、西部地域の保健・福祉及びコミュニティの拠点としての機能を併せ持つ施設として建設する。 着工　平成 18 年１月　　　竣工　平成 18 年 12 月	
3	内　容	西部健康福祉センター1 階部分（568.39 ㎡）に、子育て支援センターを設置。乳幼児期における子育て、親育ちの支援施設として整備。 ・子育て相談室　プレイルーム　談話コーナー　授乳室　絵本コーナー	
4	目　標	子育て支援センターとして、西部地域の子育て支援機能の中心的施設として、乳幼児期からの、子育て相談、子育て家庭への交流の場の提供、子育てサークルの育成支援等地域の子育て家庭の相談、支援をおこなう。	
5	実　績	（17 年度） 平成 17 年 12 月 22 日契約 平成 18 年　1 月　5 日着工	（18 年度） 平成 19 年 3 月 28 日西部健康福祉センター落成式
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	乳幼児期における子育て･親育ちを支援する西部地域の拠点施設として，「ぽけっとランド」をオープン。駐車場を広く確保していることや，開館時間内の自由な利用が可能なことから，4 月のオープンから 6 月末まで，月平均 2,500 人を超える親子が来所している。 運営は社会福祉法人に委託。	
7	取り組みの 方向	１継続　　２拡大　　３要検討（縮小　・　廃止）　４　２年以内に実施 ５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）　⑥完了	
8	19 年度以降の 課題や方向性	施設整備については，平成 18 年度で完了。今後は，地域の子育て支援拠点施設として運営の充実を図るとともに，地域のコミュニティーセンター，高齢者福祉センターとの複合施設としての特性を活かした運営に努める。	
9	国・県・関係 団体等の動向	次世代育成支援対策施設整備交付金事業 19 年度より地域子育て支援センター事業は地域子育て支援拠点事業として，児童環境づくり基盤整備事業に組替え。	

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	健康福祉総務課

施策番号	１１７２
施策の方向	心とからだの健康づくり　　医療体制の充実，保健施設等の整備
主な取り組み	西部健康福祉センター建設事業

1	事業名	西部健康福祉センター建設事業	
2	目　的	子育て支援機能を中心とする健康福祉センターと鴨田ふれあいセンターの複合施設とし，西部地区の保健・福祉及びコミュニティーの拠点としての機能を併せ持つ施設として整備するもの。	
3	内　容	１階：子育て支援センターゾーン（671.91㎡） ２階：ふれあいセンターゾーン　（847.73㎡） ３階：健康福祉センターゾーン　（803.00㎡）	
4	目　標	幼児から高齢者までの異世代間交流の実践	
5	実　績	（17年度） ・予算議案提出　平成17年９月議会 ・工事請負締結議案　〃　12月議会 ・工事着工　平成18年１月	（18年度） ・工事完成　平成18年12月 ・落成式典　平成19年３月28日 （19年度） ・オープン　平成19年４月１日
6	前期計画中間期総括（17年4月～19年8月末）	西部健康福祉センター建設事業は平成18年度をもって終了しました。 平成19年４月１日オープン。	
7	取り組みの方向	１　継続　２　拡大　３　要検討（縮小・廃止）４　２年以内に実施 ５　次期計画期間内（平成22～26年度に実施）　⑥完了	
8	19年度以降の課題や方向性	西部健康福祉センター建設事業は平成18年度をもって終了しました。 平成19年４月１日オープン。	
9	国・県・関係団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	健康福祉総務課

施策番号	１１７３
施策の方向	心とからだの健康づくり　　医療体制の充実，保健施設等の整備
主な取り組み	平日夜間小児急患センター運営事業（調剤薬局運営事業）

1	事業名	平日夜間小児急患センター運営事業（調剤薬局運営事業）	
2	目　的	診療体制が手薄となる平日夜間における小児の初救急医療体制の確保を図る。	
3	内　容	〔1〕開設等　高知市開設（平成 11 年４月１日）　高知市医師会へ運営委託 〔2〕設置場所　鷹匠町二丁目１－36 〔3〕診療科目　小児科　　〔4〕診療時間　20～23 時	
4	目　標	診療体制が手薄となる平日夜間における小児の初期救急医療体制の確保	
5	実　績	（17 年度） ・受診者数　3,787 人	（18 年度） ・受診者数　3,510 人
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	平日夜間における初期救急医療体制の充実をはかるため、高知市医師会に事業を委託し実施した。また、調剤業務についても高知県薬剤師会に委託し実施した。 その年の感染症流行の有無等により患者数に増減があるものの、全体的に患者数は増加傾向にあり、平日夜間における初期救急体制確保に貢献している。	
7	取り組みの 方向	１ 継続　２　拡大　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	本来昼間にかかるべき患者が、保護者の都合等により、利便性から急患センターにかかっているケースが見受けられ、昼間の診療へ返す努力が必要である。	
9	国・県・関係 団体等の動向	休日夜間急患センター・平日夜間小児急患センターの健康あんしんセンター（仮称）への参画が決定。あんしんセンターのオープン予定は平成 22 年 4 月。	

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	健康福祉総務課

施策番号	１１７４
施策の方向	心とからだの健康づくり　　医療体制の充実，保健施設等の整備
主な取り組み	休日夜間急患センター運営事業（調剤薬局運営事業）

1	事業名	休日夜間急患センター運営事業（調剤薬局運営事業）	
2	目　的	診療体制が手薄となる休日とその夜間における初期救急医療体制の確保を図る。	
3	内　容	〔1〕開設等　高知市開設（昭和 56 年４月１日）　高知市医師会へ運営委託 〔2〕設置場所鷹匠町二丁目１－36 〔3〕診療科目及び診療時間　内　科　（９～12 時，13～17 時） 小児科　（９～12 時，13～17 時，18～22 時） 耳鼻咽喉科（日曜日の９～12 時）	
4	目　標	診療体制が手薄となる休日とその夜間における初期救急医療体制の確保	
5	実　績	（17 年度） 内科 469 人／小児科 5,298 人 耳鼻咽喉科 560 人（17 年度より）	（18 年度） 内科 479 人／小児科 5,206 人 耳鼻咽喉科 588 人
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	休日夜間における初期救急医療体制の充実をはかるため、高知市医師会に事業を委託し実施した。また、調剤業務についても高知県薬剤師会に委託し実施した。 小児科に限らず全体的に患者数は増加傾向にあり、休日夜間における初期救急体制確保に貢献している。	
7	取り組みの 方向	１ 継続　　２　拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	本来昼間にかかるべき患者が、保護者の都合等により、利便性から急患センターにかかっているケースが見受けられ、昼間の診療へ返す努力が必要である。	
9	国・県・関係 団体等の動向	休日夜間急患センター・平日夜間小児急患センターの健康あんしんセンター（仮称）への参画が決定。あんしんセンターのオープン予定は平成 22 年 4 月。	

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	健康福祉総務課

施策番号	１１７５
施策の方向	心とからだの健康づくり　　医療体制の充実，保健施設等の整備
主な取り組み	小児救急医療支援事業

1	事業名	小児救急医療支援事業	
2	目　的	平日夜間小児急患センター及び休日夜間急患センターにおける小児の２次救急医療体制の確保を図る。	
3	内　容	公的５病院（独立行政法人国立病院機構高知病院，高知大附属病院，高知赤十字病院，ＪＡ高知病院，高知医療センター）が輪番制により後方支援にあたる。	
4	目　標	平日夜間急患センター及び休日夜間急患センターにおける小児の２次救急医療体制の確保	
5	実　績	（17 年度） 医療センター・日赤・ＪＡの 受診者数　計 2,672 人 （国立･医大へは補助金を出していないため受診者数は把握していない）	（18 年度） 医療センター・日赤・ＪＡの 受診者数　計 2,718 人 （国立･医大へは補助金を出していないため受診者数は把握していない）
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～19 年 8 月末）	平日夜間小児急患センター及び休日夜間急患センターにおける小児の２次救急医療体制の確保をはかるため公的病院５病院による輪番制を実施してきた。 当番日以外に来院する患者が多いこと、小児科医が減少していることなどによる医師の疲弊が問題となっている。	
7	取り組みの方向	１ 継続（選択）　２　拡大　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の課題や方向性	初期救急（急患センター）→２次輪番病院という流れを広く周知する必要がある。	
9	国・県・関係団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	人権教育課

施策番号	１２１１
施策の方向	次代を担う子どもを大切に育てるまちづくり　　　子どもの権利の尊重
主な取り組み	子どもの権利に関する啓発活動等の推進

1	事業名	社会人権教育推進事業	
2	目　的	人権教育の推進を図るため，広く地域住民を対象に人権に関する学習機会を提供するとともに，地域に住む様々な人びと同士の相互理解の促進と地域社会への参加を図るため，各種交流事業を実施する。	
3	内　容	高知市人権教育基本方針に基づいて，身近な七つの人権課題（同和問題，女性，子ども，高齢者，障害者，ＨＩＶ感染者等，外国人）に関わる人権教育〈映像〉資料の作成。	
4	目　標	各種研修会等において本課作成の資料を活用することにより，人権問題に対する地域住民の相互理解を図る。	
5	実　績	（17 年度） 平成 16 年度作成の映像資料「5 人からのメッセージ」（障害者を題材としたもの）を高知市立学校及び関係機関に配布し，障害児の学習権についての理解を深める取り組みを行った。	（18 年度） 平成 17 年度作成の「伝えたい高知空襲の記憶」を高知市立学校及び関係機関に配布し，戦争の悲惨さ，人権・平和の尊さについての理解を深める取り組みを行った。
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	平成 14 年度から人権教育映像資料を作成し，市立学校や県内関係機関等に配布するとともに各種研修会等において活用してきた。本課作成の映像資料は，研修対象者の実態や目的に応じた内容とすることができるため，身近な人権課題として捉え易く研修効果の高いものになったと考えている。特に昨年度作成した「大島に生きる ハンセン病 隔離と差別の歴史を考える」は，県立学校や県外の学校・関係機関からの貸し出しの依頼がある。	
7	取り組みの 方向	①　継続　　　２　拡大　　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	今後，事業内容についてはこれまでの５年間の取り組みと成果を踏まえ，映像資料に限らない人権教育の推進・啓発のための資料作成を検討したい。	
9	国・県・関係 団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	同和・人権啓発課

施策番号	１２１１
施策の方向	次代を担う子どもを大切に育てるまちづくり　子どもの権利の尊重
主な取り組み	子どもの権利に関する啓発活動等の推進

1	事業名	子どもの権利に関する啓発活動の推進	
2	目　的	子どもの人権が尊重され,個性豊かに育っていける社会の実現をめざす。	
3	内　容	「高知市人権教育・啓発推進基本計画」に基づき,子どもの人権課題担当部署と連携しながら、「高知市人権施策推進行動プラン」の取り組みをすすめる。	
4	目　標	子どもの人権・自由が尊重される環境作りをめざし、啓発活動をはじめとする施策を推進する。	
5	実　績	（17 年度） 高知市人権教育・啓発推進基本計画策定 高知市人権施策推進行動プラン策定 児童虐待予防講演会	（18 年度） 高知市人権施策推進懇話会開催 高知市人権教育・啓発推進行動プラン評価表の取りまとめ 児童虐待予防講演会
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）		
7	取り組みの 方向	①　継続　　　　２　拡大　　　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	「人権施策推進行動プラン」を基に諸施策を実施し，児童虐待をはじめとする子どもの人権課題の解決に向けた啓発活動の推進を継続していく。	
9	国・県・関係 団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	保育課

施策番号	１２１１
施策の方向	次代を担う子どもを大切に育てるまちづくり　　子どもの権利の尊重
主な取り組み	子どもの権利に関する啓発活動等の推進

1	事業名	子どもの権利についての啓発活動	
2	目　的	自ら考え行動できる「生きる力」を身につけた子どもが育つことを願い啓発活動に取り組む。	
3	内　容	自ら考え行動できる「生きる力」を身につけた子どもが育てるための大切さや保護者の役割について、研修などを保護者対象に実施 地域と一緒に人権教育に関する研修会・学習会の推進	
4	目　標	次代を担う子どもたち自身が子どもの権利を学ぶ事ができるよう人権に関する集会や啓発活動の推進	
5	実　績	（17 年度） 人権集会の開催・保護者会研修実施高知県人権教育指導方法研究実践事業実施（南海保育園）	（18 年度） 人権集会の開催・保護者会研修実施 高知県人権教育指導方法研究実践事業実施（南海保育園）
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～19 年 8 月末）	・高知県人権教育指導方法研究実践事業を実施（17・18 年度） 子どもと保護者が一緒になって取り組む人権学習として「講演会」「子育て講座」「「人権コンサート」等を実施。子どもの人権について，子育て，家庭での関わり等保護者とともに学ぶ機会となった。 ・ 人権平和集会や保護者会研修の実施。 豊な人権感覚の芽生えにつながる体験や人との関わり，子どもの自立につながる基本的な生活習慣の確立等，子どもへの関わり方や自分自身の人権感覚のありようを学ぶ機会を持つ。	
7	取り組みの方向	①　継続　　　２　拡大　　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の課題や方向性	今後，職員・保護者・地域と一緒に研修・学習会の実施に取り組む。	
9	国・県・関係団体等の動向	高知県こども条例	

平成１9 年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	子育て支援課

施策番号	１２１１
施策の方向	次代を担う子どもを大切に育てるまちづくり　　子どもの権利の尊重
主な取り組み	子どもの権利に関する啓発活動等の促進

1	事業名	児童虐待予防推進事業	
2	目　的	児童の権利が守られるように図る（主に児童虐待の側面から，子どもが権利を侵害されないように図る）	
3	内　容	児童虐待予防講演会の開催等	
4	目　標	啓発活動等を通じ、児童虐待予防及び早期発見、早期対応を促進	
5	実　績	（17 年度） ①「あかるいまち」特集記事（子どもの権利,児童虐待）について掲載 ②児童虐待予防講演会の開催 8 月 19 日 「これってしつけ？それとも体罰？」 参加者 350 人。人権啓発課・高知ＣＡＰと共催。	（18 年度） ①「あかるいまち」に児童虐待特集掲載 ②児童虐待予防講演会の開催 8 月 25 日 「泣いていいんだよ～いじめ・虐待・暴力の根にある封じられた感情～」 参加者 250 人。人権啓発課・高知ＣＡＰと共催。
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	●同和・人権啓発課や民間団体の高知ＣＡＰなどとの共催で「人権啓発・児童虐待予防講演会」を毎年開催している。案内は、市内の保育所・幼稚園・小中学校の全児童に配布するとともに，民生委員・児童委員や主任児童委員など子どもに関わる庁内外の関係者に案内をし，啓発活動を促進してきた。参加者数も多く、一定の啓発効果はあったといえる。 ●児童虐待予防推進月間に合わせて，夜間子育て電話相談や市広報紙「あかるいまち」に虐待予防の啓発特集記事を掲載するなどの広報活動も行った。	
7	取り組みの 方向	①継続　　２　拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	●講演会や市広報紙「あかるいまち」を活用した啓発活動は、一般市民への啓発機会として、継続して実施していく。 ●今後は，民生委員・児童委員や主任児童委員，保育関係者，学校関係者など関係職種別の研修機会を設定するなどして，より深めた内容の啓発活動を進めていく。	
9	国・県・関係 団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	子育て支援課

施策番号	１２２１
施策の方向	次代を担う子どもを大切に育てるまちづくり 児童虐待予防ネットワークづくり
主な取り組み	児童虐待予防ネットワークの推進

1	事業名	児童虐待予防推進事業	
2	目　的	庁内外の児童に関わる関係機関・課・団体・施設等が、虐待の予防や早期発見と適切な対応ができるように連携のとれた体制をつくる。	
3	内　容	関係機関・団体等の連携体制の整備 （児童虐待予防ネットワーク会議，児童虐待予防連絡会議、部内児童虐待予防担当者会議の開催、要保護児童対策地域協議会移行への準備）	
4	目　標	要保護児童対策地域協議会を設置し、児童虐待の予防や対応が関係機関間でスムーズに、かつ効果的に行なえる体制をつくる。	
5	実　績	（17 年度） 各種会議の開催 ・児童虐待予防ネットワーク会議 2 回 ・児童虐待予防連絡会議　3 回 ・部内児童虐待予防担当者会議　2 回 ※要保護児童対策地域協議会移行に向けた検討	（18 年度） ※要保護児童対策地域協議会移行に向けた準備のため，関係機関（児童相談所，県こども課，健康づくり課，学校教育課，学校教育課等）と打合せ，協議を重ねる。計 12 回。
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	平成 17 年度は，ネットワーク会議で関係機関との連携の基盤づくりをするとともに，庁内の関係各課の連絡・対応体制づくりを行った。18 年度は要保護児童対策地域協議会への移行に向け，県こども課や児童相談所からの指導を受けながら，高知市に適した協議会の構造や運営方法について検討を行った。高知市では既に非行や不登校についての主管部署があり，また現時点では全ての要保護児童について一つの協議会で取り扱うことが困難であるため，当座は「児童虐待・養育困難」事例を中心に取扱っていくこととしている。	
7	取り組みの 方向	(1) 継続　　２　拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	平成 19 年度内には既存の児童虐待予防ネットワーク会議を「要保護児童対策地域協議会」に移行するが，その協議会が円滑に機能していくよう調整を図っていくことが今後の課題。協議会の事務局（調整機関）の体制（マンパワー・人材）では，国が提唱しているような地域単位での実務者会議を開催することは困難であるが，より地域に根ざしたネットワークをつくるため，平成 20 年度は２～４校区をモデル校区として「地域支援者会議」開催し，協議会の効果的な運営について研究をしていく。	
9	国・県・関係 団体等の動向	平成 17 年 4 月施行の改正児童福祉法では，要保護児童対策地域協議会を設置できるとなっていたが，平成 20 年 4 月施行の改正法では設置が努力義務化。	

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	子育て支援課

施策番号	１２２２
施策の方向	次代を担う子どもを大切に育てるまちづくり　児童虐待ネットワークづくり
主な取り組み	虐待予防に関する広報・啓発活動の充実

1	事業名	児童虐待予防推進事業	
2	目　的	市民や子どもに関わる関係者が、虐待についての正しい理解と認識を深め、虐待の予防、早期発見を図る。	
3	内　容	市民及び子どもに関わる関係者が、虐待について正しく理解・認識できるように講演会・研修会の開催や広報・啓発活動を積極的に行なう。	
4	目　標	虐待から児童を守ることを目標とする	
5	実　績	（17 年度） ・児童虐待予防講演会　約 300 名 ・児童虐待予防研修会(庁内)　60 名 ・児童虐待予防啓発ﾘｰﾌﾚｯﾄ作成配布 1 万部 ・子ども家庭支援ｾﾝﾀｰへの虐待（養育困難含む）通告件数 133 件（対象児童 205 人） ・あかるいまち（人権シリーズ）への掲載	（18 年度） ・児童虐待予防講演会　約 250 名 ・子育て支援者セミナー　151 名 （虐待予防と子育て支援についての話） ・子ども家庭支援ｾﾝﾀｰへの虐待通告 118 件，養護(養育困難)相談 109 件 （※18 年度から集計方法変更） ・「あかるいまち」に児童虐待特集掲載
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	●　一般市民および子どもに関わる関係者向けの講演会や，庁内の関係職員向けの研修会，地域でボランティア活動等をしている子育て支援者向けのセミナーなど，対象を拡げながら啓発活動を実施している。 ●　児童虐待予防リーフレットを作成し，様々な機会に市民や関係者に配布するよう努めている。	
7	取り組みの方向	①継続　　2　拡大　　3　要検討（縮小　・　廃止） 4　２年以内に実施　　5　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の課題や方向性	一般市民への啓発のための講演会や情報発進は継続しながら，今後は，民生委員・児童委員や主任児童委員，保育関係者，学校関係者など関係職種別に研修できる機会をつくり，学習内容をより深めていく。	
9	国・県・関係団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	子育て支援課

施策番号	１２２３
施策の方向	次代を担う子どもを大切に育てるまちづくり　児童虐待ネットワークづくり
主な取り組み	子育て支援事業及び母子保健活動の充実

1	事業名	育児支援家庭訪問事業	
2	目　的	児童の養育に係る支援が必要であるにもかかわらず,自ら支援を求めることが困難な状況にある家庭に対し、過重な負担がかかる前に訪問による支援を実施することにより、当該家庭において安定した児童の養育が行えるようにすることを目的とする。	
3	内　容	(1) 家庭内での育児に関する専門的な援助 ①産後の母子のケアに関する指導及び援助②児童の成長に応じた育児指導及び栄養指導③養育者の身体的,精神的不調状態に対する相談及び援助④児童の心身の発達の相談及び心身の発達を促す援助⑤親子関係再構築への援助 (2) 養育環境を整えるための育児・家事等の援助 ①産後の一時的な家事･育児の援助②保育所,幼稚園又は学校等への登園,登校又は送迎等の緊急な援助③児童の発達援助並びに児童及び養育者の健康管理のために必要な通院介助④基本的な生活習慣に関わる援助⑤近隣等との対人関係づくりへの援助 ※業務は、社会福祉法人聖心の布教姉妹会聖園ベビーホーム・子育て支援室「みその」に委託し実施。	
4	目　標	養育困難な家庭が本事業を活用することにより、養育者の負担が軽減されるとともに、児童が適切な養育を受けられるようになる	
5	実　績	（17 年度）　　未実施	（18 年度） 訪問支援実家庭数：26 世帯 専門的援助 81 件育児家庭援助 571 件 電話対応 595 件メール対応 356 件 計 652 件の支援を行った。 他に電話対応595件メール対応356件
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	H18.4 から開始しており養育困難家庭にタイムリーに支援に入ることにより育児環境の課題整理や虐待予防につながる。経済的困窮家庭，若年母子家庭においては,特に有効な事業である。	
7	取り組みの 方向	①　継続　　２　拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	春野合併に伴う要支援世帯の増加に対応できるよう相談対応体制について要検討	
9	国・県・関係 団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	保育課

施策番号	１２２３
施策の方向	次代を担う子どもを大切に育てるまちづくり　　児童虐待ネットワークづくり
主な取り組み	子育て支援事業及び母子保健活動の充実

1	事業名		
2	目　的		
3	内　容	施策番号１１２３ ２１１３ ２１１５ と重複	
4	目　標		
5	実　績	（17 年度）	（18 年度）
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）		
7	取り組みの 方向	１　継続　　２　拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性		
9	国・県・関係 団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	子育て支援課

施策番号	１２２３
施策の方向	次代を担う子どもを大切に育てるまちづくり　児童虐待予防ネットワークづくり
主な取り組み	子育て支援事業及び母子保健活動の充実

1	事業名	子育て支援事業	
2	目　的	養育困難や児童虐待等，児童や家庭に対する相談体制の充実 地域子育て支援センターの充実	
3	内　容	児童福祉法の改正に伴い，子ども家庭支援センターを設置し，児童家庭相談体制を整備するとともに，子育て支援事業の充実を図る。	
4	目　標	子育て家庭への支援，児童虐待予防事業の充実	
5	実　績	（17 年度） 児童虐待対応･子育て支援の窓口として子ども家庭支援センターを設置。	（18 年度） 育児支援家庭訪問事業や親子絵本ふれあい事業等新規事業を開始。また要保護児童対策地域協議会設置に向け準備会議を重ねる等，子育て支援や児童虐待対応の体制整備を進めた。
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	17 年 5 月に子ども家庭支援センターを設置。児童虐待通告･相談をはじめとする児童家庭相談と子育て支援事業の窓口を一本化した。18 年度に養育困難家庭等への支援のため育児支援家庭訪問事業を開始し，児童虐待予防への取り組みを進めた。また，16 年度に設置した高知市児童虐待予防ネットワーク会議を要保護児童対策地域協議会へ移行するための作業を 18 年度から開始した。	
7	取り組みの方向	①　継続　　２　拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の課題や方向性	市独自の児童相談所設置については，財政状況等から具体的な設置計画を検討する状態になく，将来的課題として位置付ける。当面は将来に向け，児童虐待対応の人材育成や，要保護児童支援についての関係機関の連携強化を図っていく。	
9	国・県・関係団体等の動向	児童福祉法，児童虐待防止法の改正，施行	

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	子育て支援課

施策番号	１２２４
施策の方向	次代を担う子どもを大切に育てるまちづくり 児童虐待予防ネットワークづくり
主な取り組み	児童相談等に関する相談体制の充実

1	事業名	児童家庭相談	
2	目　的	子どもに関する各般の問題につき、家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護する（以下「相談援助活動」）ことを目的とする。	
3	内　容	電話または来所による相談への対応（助言・指導・他機関への紹介等） ［相談の種類］養護相談・保健相談・障害相談・非行相談・育成相談・その他 ※虐待相談・通告への対応（安全確認・調査・関係機関との連絡調整、ケース会議開催・ケース管理等）	
4	目　標	寄せられた相談について、タイムリーかつ的確に対応し、問題の解決あるいは改善がされる。	
5	実　績	（17 年度）家庭児童相談室と子育て支援室を統合し、子ども家庭支援ｾﾝﾀｰ設置 職員配置 6 名（非常勤職員含む） 相談実績（ｱﾌﾀｰｹｱ除く） （実人数）　369 人 内，虐待通告（養育困難含む） 133 件（児童 205 人）	（18 年度） 職員配置 8 名（非常勤職員含む） ※　18 年度から集計方法変更 相談実績（実人数）　355 人 内，虐待相談（通告）　118 人 養護相談（養育困難等）109 人
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	平成 17 年度に高知市における虐待通告および児童家庭相談の窓口として，子ども家庭支援センターを設置し，関係機関への周知を図りつつ相談業務の体制づくりを行ってきた。相談件数の激増はないものの，問題が複雑なケースの相談が増えており，相談受理後の対応も長期化するケースが多く，支援センターで進行管理するケースは年々増加している。	
7	取り組みの 方向	①　継続　２　拡大　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	夜間・休日の相談・通告への対応体制の検討が必要。また，要保護児童対策地域協議会の設置に伴い，事務局の調整業務の増大が予測され，実務者会議等の運営を円滑に進めるため，ケース管理システムの整備と調整業務のための人材の確保が課題である。	
9	国・県・関係 団体等の動向	平成 20 年 4 月施行の改正児童福祉法では，市町村が虐待通告を受けた場合の児童の安全確認は，児童相談所の 48 時間ルールに準じた対応が求められ，また，虐待ケースについては調整機関が進行管理台帳を作成し，全ケースを定期的に（３ヶ月に１回程度）状況確認を行うことが求められている。	

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	子育て支援課

施策番号	１２２５
施策の方向	次代を担う子どもを大切に育てるまちづくり　児童虐待予防ネットワークづくり
主な取り組み	児童相談所設置の研究・検討

1	事業名	児童相談所設置の研究・検討	
2	目　的	養育困難や児童虐待、非行問題等児童や家庭に対する相談体制の充実。	
3	内　容	児童相談所の設置	
4	目　標	児童相談所の設置	
5	実　績	（17 年度）	（18 年度）
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	県及び児童相談所設置について打診があり，児童相談所既設都市について，開設準備内容や事業運営費等を調査･研究を行うも,財政面等から児童相談所設置への具体化には至っていない。	
7	取り組みの 方向	(1) 継続　　２　拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	市独自の児童相談所設置については，市の財政事情等から，具体的な設置計画を検討する状況にはなく，長期的課題として位置付ける。当面は将来に向け，児童虐待対応の人材育成や，要保護児童支援についての関係機関の連携強化を図っていく。	
9	国・県・関係 団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	子育て支援課

施策番号	１２３１
施策の方向	次代を担う子どもを大切に育てるまちづくり　　青少年の健全育成
主な取り組み	地域との連携強化

1	事業名		
2	目　的	地域における子どもと子育て家庭の支援者を育成し、地域での子育て支援や見守り活動ができるように連携・支援を図る。	
3	内　容	地域の子育て家庭の中心的支援者である民生委員児童委員、主任児童委員に対して、児童虐待やいじめ、ひきこもり等の子どもに関する研修等を行い、地域での子育て支援や見守り活動の向上に資する支援や、連携を図る。	
4	目　標	育児支援が必要と思われるケースについて地域からの連絡・相談が増えることにより、より早期に介入ができる。 また、地域における子育て支援のための取り組み（子育てサロンの開設等）の拡充により、養育困難家庭の把握及び早期対応を図る。	
5	実　績	（17 年度） ○民生委員児童委員，主任児童委員に児童虐待予防講演会への参加案内　各 55 名、44 名、計 99 名出席 ○民生委員児童委員等による子育て支援事業を実施している地区　４地区	（18 年度） ○主任児童委員研修会開催 37 名出席 ○民生委員児童委員，主任児童委員に児童虐待予防講演会への参加案内　計 58 名出席 ○民生委員児童委員等による子育て支援事業を実施している地区　５地区
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～19 年 8 月末）	民生委員児童委員，主任児童委員に対しては，児童虐待予防講演会への参加案内を毎年するとともに，18 年度は主任児童委員を対象の研修会を開催した。 地域における子育て支援活動（子育てサロンの開設等）の重要性について伝えるとともに先進的に取り組んでいる地区の活動紹介などを行った。その結果地区の児童・民生委員，主任児童委員による子育てサロン等を開設する地区は 19 年度に新たに１カ所増え６地区となっている。少しずつではあるが，地域で子育て支援の輪が拡がっている。	
7	取り組みの方向	（１）継続　　２　拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の課題や方向性	地域の子育てサロンは，11 月から１カ所が開設予定。計７地区での実施となり，子育て支援の輪が広がる。また，要保護児童対策地域協議会では，20 年度からモデル地区（中学校区）を２～４カ所選び，地域支援者会議を開催。地域の関係機関と行政機関とのより深い連携と支援のネットワークづくりに取り組む。 保健所が開催してきた地域ネットの会と地域支援者会議との整理も必要。	
9	国・県・関係団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	青少年課

施策番号	１２３１，１２３３，１２３４，１２３５
施策の方向	次代を担う子どもを大切に育てるまちづくり　　青少年の健全育成
主な取り組み	地域との連携強化・青少年の健全な育成環境づくり

1	事業名	青少年健全育成事業	
2	目　的	・青少年を取り巻く社会環境が悪化するなかで，次代を担う青少年の健全育成を図るために，家庭，学校，地域が連携をとって健全育成活動を推進するもの。	
3	内　容	・夏の運動・・・非行防止を中心に，啓発運動，街頭補導など実施 ・冬の運動・・・あんぜん運動を中心に，啓発運動などを実施 ・青少協活動の推進	
4	目　標	・青少年の健全育成 ・子どもの安全・学校の安全・地域の安全	
5	実　績	（17 年度） ・青少年健全育成啓発運動 ・街頭補導 ・あいさつ運動 ・校区青少協活動の推進	（18 年度） ・青少年健全育成啓発運動 ・街頭補導　　・あんぜん運動 ・あいさつ運動 ・校区青少協活動の推進
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	・全体事業，ブロック共同事業，校区事業を通じて青少年の健全育成が図られている。	
7	取り組みの 方向	①　継続　　２　拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	・　今後とも，地域活動の活性化に努めていく。 ・　あんぜん運動については，校区青少協を中心に学校,地域と連携して充実を図る。	
9	国・県・関係 団体等の動向	・全国で夏･冬の運動を展開している。	

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	学校教育課

施策番号	１２３１
施策の方向	次代を担う子どもを大切に育てるまちづくり　　青少年の健全育成
主な取り組み	地域との連携強化

1	事業名	地域との連携強化	
2	目　的	学校・保護者・地域が連携し，子どもたちが豊かに生き生きと成長できるまちづくりを進める。	
3	内　容	児童生徒の安全確保及び健全育成をめざして，各学校が保護者や地域の諸団体等と連携した取り組みを推進する。	
4	目　標	学校・保護者・地域が連携し，地域社会全体で子どもたちの安全を守ろうとする取り組みや，子どもたちの健全育成をめざした取り組みを全市的に広げていく。	
5	実　績	（17 年度） 学校・保護者・地域諸団体等による児童生徒の安全を守る組織が作られ，活動が始まった。	（18 年度） 学校・保護者・地域諸団体等による児童生徒の安全を守る組織を中心に，それぞれの地域で活動を推進している。
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	平成 18 年度は，「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の指定を受け，子どもたちが安心して教育を受けられるよう，地域学校安全指導員（スクールガード・リーダー）を配置し，地域全体で学校の安全を確保していく取り組みが行われた。	
7	取り組みの 方向	①　継続　　　　２　拡大　　　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	平成 19 年度からは，スクールガード・リーダーの配置を 36 校に増やし，学校の安全管理に関する取り組みをいっそう充実させていく。	
9	国・県・関係 団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	健康福祉総務課

施策番号	１２３１
施策の方向	児童問題や子育て支援のおける地域との連携強化
主な取り組み	民生委員児童委員や主任児童委員に対する研修実施

1	事業名	地域との連携強化	
2	目　的	民生委員児童委員や主任児童委員が児童及び児童を取り巻く環境についての情報収集を行うとともに，各種サービスの適切な利用方法や関係機関との連携の仕方等について必要な知識及び技術を修得させる。	
3	内　容	民生委員児童委員や主任児童委員に対して，児童虐待やいじめ，引きこもり等の問題や防犯教育についての各種研修を実施している。	
4	目　標	社会状況の変化や法律改正，国の動向に応じて，継続的・効果的な研修の実施。	
5	実　績	児童虐待，不登校問題について研修を行った。（17 年度） ・地区会長，副会長研修会・地区会長夏季一日研修会・高知市児童虐待予防講演会・全国主任児童委員研修会・高知県児童委員研修会・県主任児童委員研修会	児童虐待，児童の安全対策について研修を行った。（18 年度） ・地区会長視察研修，高知市社会福祉大会， 高知市人権啓発・児童虐待予防講演会，全国主任児童委員研修会・高知県児童委員研修会・県主任児童委員研修会
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	児童虐待，不登校問題等について研修をおこなった。また，他団体が主催する研修案内を行い参加実績をあげることができた。 平成 18 年５月，児童の安全対策に実績のある上越市の「こども安全教室」の視察を，平成 19 年５月，福岡市の子育てサロン「にこにこらんど田村」を地区会長視察研修としておこなった。 　児童の登下校時のパトロール等の活動がいくつかの地区で行われるようになった。	
7	取り組みの 方向	①　継続　　　　２　拡大　　　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	従来どおり目的や目標に基づき，民生委員児童委員の資質向上のための研修を実施する。19 年度は一斉改選の年であり，毎回 130 名前後の民生委員児童委員が交代しており，新しく委員になられた方に児童問題等へ関心を持っていただくための研修機会を設けたい。	
9	国・県・関係 団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	少年補導センター

施策番号	１２３１
施策の方向	次代を担う子どもを大切に育てるまちづくり　青少年の健全育成
主な取り組み	地域との連携強化

1	事業名	地域との連携強化	
2	目　的	地域との連携を図り，青少年の健全育成に努める。	
3	内　容	・防犯教室の実施 ・ＰＴＡ，青少年育成協議会，地区補導員等との連携 ・警察，児童相談所，関係機関等の連携	
4	目　標	地域や民生・児童委員と連携を取り，子どもや家庭の支援を図る。	
5	実　績	（17 年度） ・ 朝倉第二小学校，市教研教科外部会（安全部会），放課後児童クラブ指導員に対し，補導センター職員が防犯訓練を実施した。 ・ ＰＴＡ，青少協，地区補導員等の諸団体と連携を図った。 ・ 警察署との連携を図り，不審者や変質者等の情報の提供，事案についての相談，各種会議に参加した。	（18 年度） ・ 横内小学校，市教育研究所職員，放課後児童クラブ指導員に対し，補導センター職員が不審者対策防犯訓練を実施した。 ・ ＰＴＡ，青少協，地区補導員等の諸団体と連携を図った。 ・ 警察署との連携を図り，不審者や変質者等の情報の提供，事案についての相談，各種会議に参加した。
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	不良行為少年の早期発見・早期補導，街頭における少年の実態把握，少年を取り巻く社会環境の浄化を目的として，地域や各種団体，関係機関と連携を図ることができた。	
7	取り組みの 方向	①　継続　　２　拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	・ 防犯教室については，小学校，幼稚園，保育園の児童・園児や教職員を対象に，最寄りの警察署と連携し，大半の園，小学校では実施している。しかし，中学校，高等学校については，実施していない学校があり今後の課題である。 ・ 関係機関との連携は，大半の機関と連携が取れている。また，地域との連携も地区補導員や各関係団体との連携も図れている。緊急性がある事案など，すぐ対応しなければならない時に，関係の機関が連絡を取り合って解決に繋げている。しかし，夜間や深夜に補導事案が発生した場合の対応が課題である。 ・ 関係機関との連携を深める取り組みを全国で行っているが，高知市少年補導センターでは，昭和 38 年開設当時から，関係機関との連携は不可欠との認識から，全国でも例を見ない活動を行っている。今後とも，関係機関との人間関係，信頼関係を築いていく取り組みを進めていく。	
9	国・県・関係 団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	少年補導センター

施策番号	１２３２
施策の方向	次代を担う子どもを大切に育てるまちづくり　青少年の健全育成
主な取り組み	少年補導センターの取り組みの充実

<table>
<tr><td>1</td><td>事業名</td><td colspan="2">少年補導センターの取り組みの充実</td></tr>
<tr><td>2</td><td>目　的</td><td colspan="2">効果的な補導活動・きめこまやかな相談活動・地区活動の充実</td></tr>
<tr><td>3</td><td>内　容</td><td colspan="2">・　街頭補導活動事業
・　少年相談「アシスト１１９」事業
・　中学生非行防止ポスター展事業</td></tr>
<tr><td>4</td><td>目　標</td><td colspan="2">・　警察や地区補導員等関係機関と連携し，街頭補導活動事業を推進します。
・　少年相談「アシスト１１９」事業，中学生非行防止ポスター展等の各事業を推進します。
・　補導活動の拠点となる，少年補導センターの整備を検討します。</td></tr>
<tr><td>5</td><td>実　績</td><td>（17 年度）
・　３班体制で毎日街頭補導を行った。
・　アシスト１１９相談日は，毎週月・火・金で相談を受け，127 回開設し，321 着信があり，その内 106 件相談を受けた。
・　非行防止ポスター展で 16 校,1172 点の応募があった。</td><td>（18 年度）
・　３班体制で毎日街頭補導を行った。
・　アシスト１１９相談日は，毎週月・火・金で相談を受け，139 回開設し，406 着信があり，その内 113 件相談を受けた。
・　非行防止ポスター展で 15 校,1092 点の応募があった。</td></tr>
<tr><td>6</td><td>前期計画
中間期総括
（17 年 4 月～
19 年 8 月末）</td><td colspan="2">夜間電話相談を開設して８年目を迎え，受理件数も倍増し着実に相談件数は伸びている。相手が見えない電話相談の中で解決事案が何件あるかが不透明ではあるが，一定の成果は上がっている。</td></tr>
<tr><td>7</td><td>取り組みの
方向</td><td colspan="2">①　継続　　２　拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止）
４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）</td></tr>
<tr><td>8</td><td>19 年度以降の
課題や方向性</td><td colspan="2">・　街頭補導については，今後も継続して行っていく。
・　少年相談「アシスト１１９」事業では，現在１週間に３日開設しているが，指定以外にも着信があるので，１週間に５日開設するのが望ましいと考える。しかし，相談員の確保や予算面に課題がある。
・　非行防止ポスター展事業については，今後も継続して行っていく。非行防止を内面から子どもたちに意識付けをすることが大切。現在中学生を対象としているが，小学生に対してどのように取り組むのかが課題である。</td></tr>
<tr><td>9</td><td>国・県・関係
団体等の動向</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	少年補導センター

施策番号	１２３３
施策の方向	次代を担う子どもを大切に育てるまちづくり　青少年の健全育成
主な取り組み	青少年の健全な育成環境づくり

1	事業名	青少年の健全育成	
2	目　的	市民の意識の高揚と，市民総ぐるみの非行防止に努める。	
3	内　容	①　環境浄化活動事業 ②　インターネットの出会い系サイトによる児童買春等の犯罪から子どもを守る事業	
4	目　標	・　青少年を取り巻く環境の浄化に向け，青少年に有害な図書，ビデオ，ＤＶＤ等回収する。 ・　インターネットの出会い系サイトによる児童買春等の犯罪から子どもを守る	
5	実　績	（17 年度） ・　白いポストを市内６ヶ所に設置し，悪書 3114 冊，ビデオ 2091 本，ＤＶＤ787 枚，その他 408 冊，総数 6400 件回収した． ・　高知市立学校におけるインターネットの利用に関するガイドラインの活用による市立学校での啓発活動に取り組んだ。	（18 年度） ・　白いポストを市内６ヶ所に設置し，悪書 2596 冊，ビデオ 2124 本，ＤＶＤ1679 枚，その他 152 冊，総数 6551 件回収した． ・　各種会合に出向き，インターネット上の有害情報から子どもたちを守るために講演活動を行い啓発に取り組んだ。
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	少年の犯罪被害について，インターネット等の情報の氾濫により，出会い系サイトを利用した児童買春事件や女子の性非行，性犯罪被害事件も発生しており，有害情報から子どもを守るためパソコンや携帯電話に対して，アクセス制限サービス，フィルタリング普及に取り組んだ。	
7	取り組みの 方向	①　継続　　２　拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19　年度以降の 課題や方向性	・　白いポストについて、毎年回収が多くなっているので設置台数を増設することが望ましいが，回収業務に負担がかかることや予算面の課題がある。 ・　インターネットを介しての犯罪が急増している現実に，国レベルでの規制等が早急に求められる。	
9	国・県・関係 団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	教育研究所

施策番号	１２３３
施策の方向	次代を担う子どもを大切に育てるまちづくり　　青少年の健全育成
主な取り組み	青少年の健全な育成環境づくり

1	事業名	青少年の健全な育成環境づくり	
2	目　的	「個人情報の保護」についての啓発及び指導を行う。	
3	内　容	「高知市立学校におけるインターネットの利用に関するガイドライン」を定め，これをもとに各学校で個人情報保護についての指導を行う。	
4	目　標	教職員や児童生徒が個人情報について適正な取扱ができるようになる。	
5	実　績	（17 年度） 小中養護学校情報教育担当者会を毎年１回,全小中養護学校から１名以上の参加により実施している。また，教職員研修において新任教頭，採用 5 年･10 年次の「行政情報公開と個人情報保護」についての研修を行った。	（18 年度） 小中養護学校情報教育担当者会を毎年１回,全小中養護学校から１名以上の参加により実施している。また，教職員研修において新任教頭，採用 5 年･10 年次の「情報倫理と個人情報保護」についての研修を行った。
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	「個人情報の保護」についての啓発及び指導については，「高知市立学校におけるインターネットの利用に関するガイドライン」を定め，これをもとに各学校で個人情報保護についての指導を行っている。情報教育担当者会においては，個人情報の流出事例なども紹介し，その危険性に触れるとともに，パスワードの設定・管理等についても具体例をあげて紹介している。当初と比べると認識が高まってきていると感じる。	
7	取り組みの方向	①　継続　　２　拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の課題や方向性	小中特別支援学校情報教育担当者会を実施し，情報セキュリティ対策についての理解・徹底を図るとともに，教職員研修や校内研修等においても，「情報倫理と個人情報保護」についての研修を継続して実施する。	
9	国・県・関係団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	青年センター

施策番号	１２３６
施策の方向	次代を担う子どもを大切に育てるまちづくり　　青少年の健全育成
主な取り組み	青年センター施設整備事業等

1	事業名	青年センター・教育研究所複合施設整備事業	
2	目　的	青年センターと教育研究所の複合施設として整備する。	
3	内　容	敷地面積 9，906 ㎡・建築延べ床面積 5,059 ㎡・構造鉄筋コンクリート一部鉄骨造７階建	
4	目　標	平成 16 年度から平成 18 年度の３か年継続事業として,18 年度末の完成を目指す	
5	実　績	（17 年度） 〇第一期工事 ・複合施設部分の完成 ・体育館等の備品整備	（18 年度） 〇第二期工事 ・旧館解体 ・テニスコート設置 ・外構工事
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	平成 18 年度施設整備事業完了 平成 16 年度から３カ年の継続事業として取組んできた整備は，平成 19 年１月までにすべての工事を無事に終え，平成 19 年２月４日に全面オープンすることができた。	
7	取り組みの 方向	１　継続　　２　拡大　　３　要検討（縮小・廃止）４　２年以内に実施 ５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）　⑥　完了	
8	19 年度以降の 課題や方向性		
9	国・県・関係 団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	学校教育課

施策番号	１２４１ １４１５
施策の方向	次代を担う子どもを大切に育てるまちづくり　ふれあい交流による未来の親づくり 未来を拓く「いきいき土佐っ子」の育成　生きる力を育む学校教育の充実
主な取り組み	中学生体験活動事業

1	事業名	中学生体験活動推進事業	
2	目　的	中学生が地域の人々に学び，勤労の喜びや感謝の心を育み，自立心を育成していく体験活動を支援し，さらなる推進を図る。	
3	内　容	校区の職場を中心に生徒が主体的に地域で活動することを通して，感性や創造性を高め，将来の自分の生き方を見つける。	
4	目　標	現行学習指導要領で重視されている「生きる力」の育成を図る。	
5	実　績	（17 年度） 実施学年を変更した１校を除く全校で実施し，延べ５９３９名の生徒が体験した。	（18 年度） 全校で実施し，延べ６３９９名の生徒が体験した。
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	この体験活動によって，本市の中学生が地域の人々に学び，勤労の喜びや感謝の心を育み，自立心を育成することができている。各事業所の方々からも，「真剣に実習する子どもたちが多く，中学生に対する見方が変わった」，「受け入れる側も初心に返ることができた」などの好意的な評価も数多くいただいている。	
7	取り組みの 方向	①　継続　　２　拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	平成１１年度から取り組んでおり，取り組みが軌道にのっている。今後は，生徒自身が興味をもって体験できる活動の範囲を可能な限り広げるとともに，生徒自身に職場体験活動の意義や目的を理解させ，主体的に取り組めるようにしたい。	
9	国・県・関係 団体等の動向	学習指導要領の改訂までは継続。	

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	生涯学習課

施策番号	１２４２
施策の方向	次代を担う子どもを大切に育てるまちづくり ふれあい交流による未来の親づくり
主な取り組み	世代間交流ふれあい事業

1	事業名	世代間交流ふれあい事業	
2	目　的	地域住民，特に高齢者と子どもたちの交流を通して，相互に理解を深めることにより，世代間の連帯意識を養い，地域での新しい交流を広げる。	
3	内　容	14 ふれあいセンター，旭・横浜文化センター，鏡地域の公民館を中心とし，より多くの年齢層，世代間の交流ができる事業内容とする。例えば，正月飾りづくり，地区歴史文化財巡り，昔あそび等で新しい交流の場をつくる。	
4	目　標	現状を維持しながら魅力のある学習課題を取り入れ，よりよい地域づくりを図る。	
5	実　績	（17 年度） 20 回　1,132 人	（18 年度） 26 回　1,449 人
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	より多くの層，世代間が交流できる内容，伝統文化を伝承し，その地域の歴史や習慣が理解できる内容，各地域での多種多様な技術技能を持った人材を活用する内容を学習課題とすることに留意し，事業を実施してきた。 学習課題としては，「新春もちつきとむかし遊び」，「竹細工教室　てみづくり」，「長浜素人チンドン　はまゆう一座」等々。また，初めての試みとして鏡公民館主催１泊２日の日程で「体験キャンプ　かがみ大冒険」を実施した。	
7	取り組みの 方向	①　継続　　２　拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	少子高齢化，核家族化の急増等，社会構造の変化に伴い，社会生活そのものが以前とは大きく変貌し，人間関係が希薄化し，世代間でのふれあいが非常に乏しくなっていることから，子どもたちが健やかに育ち，より良い人間関係を築くために，相互学習の場である世代間交流の場をつくっていく。	
9	国・県・関係 団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	元気いきがい課

施策番号	１２４３
施策の方向	次代を担う子どもを大切に育てるまちづくり ふれあい交流による未来の親づくり
主な取り組み	小規模ケア施設整備事業費補助金事業

1	事業名	小規模ケア施設整備事業費補助金事業	
2	目　的	高齢者等に対し住み慣れた地域において家庭的な雰囲気の下できめ細やかな介護サービス等を提供する。	
3	内　容	次の補助金を交付する。 ①既存の住宅の改修及び当該改修等に係る設備整備に係る経費(補助率 2 分の 1，限度額 150 万円) ②小規模施設の初期体制整備に係る経費(人件費，限度額 65 万円)	
4	目　標	既存の住宅等の改修等により，おおむね 10 人程度の高齢者に対し介護保険の通所介護を実施するとともに，介護保険の要介護認定を受けていない者，障害(児)者，乳幼児等に対しても通所サービス等を提供する施設の整備を支援する。	
5	実　績	（17 年度） 法人 1 件に補助。 特定非営利活動法人高齢者の健康と福祉を考える会	（18 年度） 事業実施なし。
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～19 年 8 月末）	高齢者と乳幼児等の関わりは双方によい影響があるということで，各介護事業所でも取り組みを始めている(民間主導)。	
7	取り組みの方向	１　継続　　２　拡大　　③　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の課題や方向性	財政状況から，事業実施は困難である。	
9	国・県・関係団体等の動向	平成 18 年 4 月から，65 歳未満の身体障害者，知的障害者又は障害児は，介護保険のデイサービスを受けられるようになった。	

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	農業水産課

施策番号	１２４４
施策の方向	次代を担う子どもを大切に育てるまちづくり ふれあい交流による未来の親づくり
主な取り組み	農業体験学習推進事業

<table>
<tr><td>1</td><td>事業名</td><td colspan="2">高知市農業体験学習推進事業</td></tr>
<tr><td>2</td><td>目　的</td><td colspan="2">・体験型の食農教育の実践により、「食」・「農」の重要性を認識し、地産地消普及・推進に資することを目的とし、市内小学校において農業体験学習を実施する</td></tr>
<tr><td>3</td><td>内　容</td><td colspan="2">・稲作、野菜、果樹、畜産などの栽培及び収穫や加工体験を総合学習とリンクさせて実施する</td></tr>
<tr><td>4</td><td>目　標</td><td colspan="2">・財源とする「平成 18 年度高知県地産地消促進事業」による目標設定（９校、延べ 2,600 人の体験等）に近づくことを基本としつつ、高知市における体験型の食農教育の新たなメニューの試行と、次年度以降へ向けた普及推進を図る。</td></tr>
<tr><td>5</td><td>実　績</td><td>（17 年度）
・内容＝柚子収穫・加工体験、小麦の収穫・加工体験、ほうれんそう栽培・収穫体験、収穫祭　等
・参加者＝606 人（延べ 1,822 人）</td><td>（18 年度）
・内容＝学校菜園及び周辺農地での農業体験、店舗での販売体験、学校給食での利用、酪農体験　等
・参加者＝930 人（延べ 2,280 人）</td></tr>
<tr><td>6</td><td>前期計画
中間期総括
（17 年 4 月～19 年 8 月末）</td><td colspan="2">以前は米消費拡大・担い手対策の一環として農業体験に取り組んできたが、平成 17 年度以降、地産地消・食農教育として、各学校の地域事情に応じた取り組みが進み、高知市内において、「農業体験学習」が幅広く認識されてきた。
市町村合併による体験フィールドの拡大や、学校菜園の有効利用など、地域の事情に応じた体験メニューが確立されて、多くの子どもが農業体験に関わることが可能となった。</td></tr>
<tr><td>7</td><td>取り組みの方向</td><td colspan="2">（１）継続　２　拡大　３　要検討（縮小　・　廃止）
４　２年以内に実施　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）</td></tr>
<tr><td>8</td><td>19 年度以降の課題や方向性</td><td colspan="2">食育推進法の施行もあり、農業体験を中心とした食農教育の必要性が高まると想定される。
今後は、高知市全体の食育理念を関係者・各学校で共通認識のもと、地域の協力を得ながら継続的に取り組めるシステムの構築が必要である。</td></tr>
<tr><td>9</td><td>国・県・関係団体等の動向</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	商工労政総務課

施策番号	１２５１
施策の方向	次代を担う子どもを大切に育てるまちづくり　　　若者に対する支援
主な取り組み	若者に対する各種就労支援事業

1	事業名	若者に対する各種就労支援事業	
2	目　的	厳しい就職環境に置かれている若年者の就職をサポートする。	
3	内　容	若年未就職者のスキルアップを図るセミナーを実施するとともに、修了生に対して職業紹介を実施する。	
4	目　標	セミナー及び無料職業紹介を通じ、受講生の就職を支援することで、安定的な職に就く若者の増加に寄与する。	
5	実　績	（17 年度） 若者就職応援セミナー（第２期） 無料職業紹介事業 （高知商業高校インターンシップモデル事業…高知商業高校に予算措置）	（18 年度） 若者就職応援セミナー（第３期） 無料職業紹介事業 （高知商業高校インターンシップモデル事業…高知商業高校に予算措置）
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	17 年度(第 2 期)セミナー受講生　就職率　76.7% 18 年度(第 3 期)セミナー受講生　就職率　69.5%　　共に H19.3.31 現在 19 年度(第 4 期)セミナー生募集は，定員 60 名に対し 80 名の応募 セミナーに対する若年者の需用は高く，また無料職業紹介所による長期的な支援も実績をあげているところである。	
7	取り組みの 方向	①　継続　　　2　拡大　　　3　要検討（縮小　・　廃止） 4　２年以内に実施　　　5　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	セミナー終了後も継続的に無料職業紹介所による支援体制を行うことにより，各年度とも着実な成果をあげており，現状の維持を図っていきたい。	
9	国・県・関係 団体等の動向	ジョブカフェこうちの設置(高知県)　合同面接会の開催(国・県)	

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	住宅課

施策番号	１２５２
施策の方向	次代を担う子どもを大切に育てるまちづくり　　　若者に対する支援
主な取り組み	中山間地域若者定住対策事業

1	事業名	市営住宅整備事業	
2	目　的	中山間地域の若者定住対策として市営住宅の整備を図る	
3	内　容	鏡,土佐山地区の市営住宅の整備	
4	目　標		
5	実　績	（17 年度） 実績なし	（18 年度） 実績なし
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）		
7	取り組みの 方向	①　継続　　　２　拡大　　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	合併前の村営住宅を市営住宅として引き継いで管理をしているが，新規に建設を行うというような具体的な計画は現在たてていない。 しかしながら，平成 20 年度までに鏡地区的渕の市営住宅予定地に面した県道が拡幅されることから，拡幅後早期に市営住宅建設が具体的に進む可能性がある。	
9	国・県・関係 団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	市民図書館

施策番号	１３１１
施策の方向	家庭や地域の教育力の向上　　　家庭や地域における教育力の充実
主な取り組み	市民図書館の子どものための取り組み

1	事業名	市民図書館の子どものための取り組み	
2	目　的	子どもたちのことばの獲得，読書への誘い，創造力の育成などを支援するとともに親子のふれあいや保護者の交流などの場を提供する。	
3	内　容	親子で手遊びや読み聞かせを楽しむ「ちいさい人たちのための絵本とお話にであう会」を月１回開催。講師の指導の下，子ども自身が創作絵本を作る「日曜こども童話教室を年６回開催。夏休みを中心に本館や分館・分室で「子ども映画会」を実施。	
4	目　標	絵本とお話の会については 20 組以上の親子の参加をめざす。 日曜こども童話教室については 20 名以上の参加とボランティアの確保。 「子ども映画会」については上映場所の増と参加者の増をめざす。	
5	実　績	（17 年度） ・絵本とお話の会 11 回開催　約 200 組の親子が参加 ・童話教室　6 回開催　参加 16 名 ・映画会　本館・分館・分室で計 25 回開催 延べ約 1,700 人の参加があった。	（18 年度） ・絵本とお話の会 11 回開催　延 165 組の親子が参加 ・童話教室　6 回開催　19 名の参加があり、12 月に作品展を行った。 ・映画会　本館・分館・分室で計 42 回開催 延べ 2,300 人の参加があった。
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	各事業とも参加者には大変喜ばれているが、新規の参加が減少気味であるのでＰＲに努めたい。	
7	取り組みの 方向	①　継続　　　２　拡大　　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	今後はより地域に密着している分館・分室での事業を増やしていく。	
9	国・県・関係 団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	生涯学習課

施策番号	１３１２
施策の方向	家庭や地域の教育力の向上　　　家庭や地域における教育力の充実
主な取り組み	親子ふれあいの場づくり

1	事業名	親子ふれあいの場づくり	
2	目　的	学校週５日制のなかで，子どもたちと保護者や地域が交流を進めるための学習を通じて，教育効果の高揚を目指す	
3	内　容	親子ふれあいの場づくりとして，14 ふれあいセンター，文化センター，小中学校 PTA，保護者会が教育効果の高揚を図るため，各講座及び教室を開設している。	
4	目　標	親子ふれあい講座，夏休み子ども教室及び夏休み親子教室の学習課題を考慮しながら，地域の教育力の向上を目指す。	
5	実　績	（17 年度） 「親子ふれあい講座」 20 講座　30 回　延 1,453 人 「夏休み子ども教室・夏休み親子教室」 ８講座　12 回　延 328 人	（18 年度） 「親子ふれあい講座」 19 講座　33 回　延 1,813 人 「夏休み子ども教室・夏休み親子教室」 ９講座　11 回　延 317 人
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	現状の学校週５日制のなかで，子どもたちと保護者や地域が交流を進めるための学習を通じて，教育効果の高揚を目指すことを目的とし，事業を実施してきた。 学習課題としては，「ライト・トラップによる虫の観察」，「親子読書のすすめ」，「木工教室（ティッシュボックス）」，「親子スポーツ教室　ソフトバレー」「自然を学ぶ　竹林の現状・竹炭焼きの学習」，「わら草履づくり」等々であった。	
7	取り組みの方向	①　継続　　　２　拡大　　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の課題や方向性	少子高齢化，核家族化の急増等，社会構造の変化に伴い，社会生活そのものが以前とは大きく変貌し，人間関係が希薄化し，親子間や地域住民とのふれあいが非常に乏しくなっていることから，子どもたちが健やかに育ち，より良い人間関係を築くために，相互学習の場である講座及び教室を開設できるよう支援していく。	
9	国・県・関係団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	生涯学習課

施策番号	１３１３
施策の方向	家庭や地域の教育力の向上　　　　家庭や地域における教育力の充実
主な取り組み	学校施設開放推進事業

1	事業名	学校施設開放推進事業	
2	目　的	学校余裕教室の有効利用と市民の生涯学習活動を支援する。	
3	内　容	小学校の余裕教室を有効利用してもらい，生涯学習活動の充実・推進を図るため 学校教育に支障のない範囲で生涯学習室として地域に開放。利用者は、原則高知市民で校区内成人を代表者とするグループ、団体で事前に登録した者。	
4	目　標	生涯学習室の新規設置。（年１校程度） 地域住民のサークル利用により，学習成果が学校に還元され，児童らとの交流につながることで，生涯学習の推進をはかる。	
5	実　績	（17 年度） 江ノ口小　H17.7.1 開放開始 （市内 41 小学校中 18 校開放） 生涯学習室総利用人数　12,840 人	（18 年度） 一宮東小　H18.7.1 開放開始 （市内 41 小学校中 19 校開放） 生涯学習質総利用人数　13,187 人
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	平成 17,18 年度においては，各々１校の施設開放が出来たが，平成 19 年度については事業予算が凍結されたため施設開放の予定はない。ただし，既設 19 校の生涯学習室については引き続き開放しており，一定の利用実績があり成果をあげている。	
7	取り組みの 方向	①　継続　　　２　拡大　　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	この事業が開始された平成 6 年当時と現在では学校現場において状況が異なってきている。少人数学級制や児童クラブの生徒数増加また，財政事情の悪化等により余裕教室の確保，設置，維持が困難となっているが，地域に開放された一定の利用実績のある施設なので，今後も折り合いをつけながら事業を継続していきたい。	
9	国・県・関係 団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	生涯学習課

施策番号	１３１４
施策の方向	家庭や地域の教育力の向上　　　家庭や地域における教育力の充実
主な取り組み	地域学級・講座開設事業

1	事業名	地域学級・講座開設事業	
2	目　的	公民館を利用している各種団体，グループの自主的で継続的な活動の育成と活性化を図る。	
3	内　容	自治公民館，小中学校 PTA，保育園，保護者会等の団体を対象として，社会教育活動の一環として講座運営ができるよう講師謝金（8,100 円）を補助しその活動を援助，支援している。	
4	目　標	地域学級・講座開設事業の「家庭教育講座」の充実を図る。	
5	実　績	（17 年度） 「家庭教育講座」 13 講座　26 回　1,484 人	（18 年度） 「家庭教育講座」 12 講座　23 回　971 人
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	家庭における教育を見直し，子どもたちを家庭だけでなく，地域で育てるという観点から講座開設を行なうように事業実施を図った。 学習課題としては，「現代の親のあり方」，「防犯教室　誘拐被害防止のためにどうしたらよいか」，「子育ての父親参加について　・父親を楽しもう　・子育てで個人も家庭も地域も元気」，「いじめ・不登校問題について」，「幼児期の食事　簡単な朝ごはん作りの調理実習・試食」等々であった。	
7	取り組みの方向	①　継続　　２　拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の課題や方向性	学校週５日制のなかで家庭における教育を見直し，より良い子育て学習を図るため講座を開設できるよう支援する。	
9	国・県・関係団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	市民図書館

施策番号	１３２１
施策の方向	家庭や地域の教育力の向上　　　芸術・文化活動の推進
主な取り組み	図書館の整備

1	事業名	図書館の整備	
2	目　的	高度情報化及び生涯学習時代の要請にこたえる新しい図書館づくりを目指すとともに，機能的で心のかよった図書館サービスの前進を図る。	
3	内　容	①新しい図書館づくりを目指し，市民の生活に役立つ図書館活動を積極的に進める。 ②図書館ﾈｯﾄﾜｰｸｼｽﾃﾑの高度活用による図書館サービスの前進を図る。	
4	目　標	・新図書館の建設 ・図書館分館・分室の改築	
5	実　績	（17 年度） ・４月　鏡図書室を開設 ・５月　土佐山図書室を開設 ・７月　「江ノ口市民図書館整備基本計画策定委員会」を設置 ・３月　同委員会から教育長へ「江ノ口市民図書館整備基本計画」を提出	（18 年度） ･江ノ口図書館の改築について、基本実施設計、地盤調査を行った。 ・下知図書館改築に向けて「基本構想、基本計画」を策定した。
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～19 年 8 月末）	・江ノ口図書館改築（(仮）江ノ口コミュニティプラザ建築）については耐震に関わる法の改正や予算の都合上予定より遅れているが、21 年 4 月の開館を目指している。 ・新図書館の建設については、県市図書館統合の可能性について、課題の整理や業務の洗い出しを行ってきた。	
7	取り組みの方向	①　継続　　　２　拡大　　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の課題や方向性	江ノ口図書館の運営体制など、図書館の管理運営についての全体的な方向性を決める必要がある。 新図書館の建設については、引き続き県市図書館統合の可能性について、中心市街地活性化案との整合を行う。	
9	国・県・関係団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	生涯学習課

施策番号	１３２２
施策の方向	家庭や地域の教育力の向上　　　　芸術・文化活動の推進
主な取り組み	まんが館事業

1	事業名	まんが館事業	
2	目　的	ユーモアと遊び心が一杯の，子どもから大人まで楽しめるまんが館をめざして，有名漫画家や地元出身漫画家による漫画展等の開催に取り組みます。	
3	内　容	・市民がまんがに親しみ、また、資料収集・研究成果の場として展示会の実施（常設展、企画展） ・市民がまんがに親しみ、交流を図る場の提供（各種イベント、交流活動の開催） ・まんが文化の情報発信拠点となるための活動（広報活動、資料の収集・保存・研究等）	
4	目　標	・充実した展示会の実施 ・市民がまんがに親しみ、また、町おこしにもつながる事業を開催し、全国に向けたまんが文化の情報発信の拠点となること。	
5	実　績	（17 年度） ・「ＣＬＡＭＰ四(su)展」等、企画展を５回実施 ・まんがによるまちおこし事業「まんがフェスティバル」開催（延べ約 1 万人参加） ・4 コマまんが大賞の創設 ・まんが体験イベント実施（延べ 12 回開催） ・年報、館報、ホームページ等による広報活動	（18 年度） ・「山田章博展」等、企画展を 5 回実施 ・まんがによるまちおこし事業「まんがフェスティバル」開催（延べ約 1 万人参加） ・4 コマまんが大賞の実施 ・まんが体験イベント実施（延べ 12 回開催） ・年報、館報、ホームページ等による広報活動
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	企画展開催や、市民が親しめる参加型イベントを実施。 19 年度には、開館 5 周年を記念し、寄贈資料の整理をすすめ常設展示の一部リニューアルを行ったほか、高校生以下の観覧料を無料にするなどの改定を行い、まんが館が子どもに身近になるような施策も実現した。	
7	取り組みの 方向	①　継続　　　２　拡大　　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の課題や方向性	まんが文化の振興や情報発信を目的として企画展開催や、市民が親しめる参加型イベント実施を従来どおり行っていく。また、開催イベント（まんがフェスティバル)資金の独自調達に関しても努力を行なっていく。 横山隆一の顕彰、まんが文化の情報発信拠点の位置付けのため、寄贈資料整理をはじめ、更なる資料の収集・保存・研究の充実を図らなくてはならない。	
9	国・県・関係団体等の動向	○県主催のまんが甲子園が、かるぽーとで開催されていることもあり、まんが甲子園作品展開催や本事業イベント宣伝等お互いに協力して行なっている。 ○地元まんが家グループがまんが館で企画展を行なうほか、まんが館事業の似顔絵コーナーやイベント講師を担当してもらう等積極的に活動を行なっている。	

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	生涯学習課

施策番号	１３２３
施策の方向	家庭や地域の教育力の向上　　　　　芸術・文化活動の推進
主な取り組み	伝統文化子ども教室事業

1	事業名	伝統文化子ども教室事業	
2	目　的	伝統文化を継承し，発展させるとともに，子どもたちが歴史，伝統，文化に対する関心や理解を深め，豊かな人間性を育む。	
3	内　容	小・中学生を対象に，茶道や華道などの伝統文化を体験・修得できる機会を提供するため，文化庁が，(財)伝統文化活性化国民協会へ事業を委託しており，一団体につき 90 万円以内の補助がある。実施については，伝統文化全般の振興を目的とする団体で事業の適切な事務処理を行うことができる団体が実施し，市は直接関わっていない。	
4	目　標	守り伝えられてきた伝統文化を，将来にわたり確実に継承し，発展させる。	
5	実　績	（17 年度） 申請のあった４団体すべてが採択された。	（18 年度） 申請があった８団体のうち７団体が採択，１団体は不採択。
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	16 年度は申請 7 団体のうち，採択 4 団体・不採択 3 団体であったが，17 年度は申請 4 団体すべて採択，18 年度は申請 8 団体のうち採択 7 団体・不採択 1 団体，19 年度申請 8 団体についてはすべて採択されている。申請団体の多くは，当初から，もしくは年度を継続して申請しており，活動が定着してきて，一定の効果を得られていると考えられる。	
7	取り組みの方向	①　継続　　　２　拡大　　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の課題や方向性	平成 19 年度は，申請団体 8 団体(舞踊 1,武道 1，和装 1，茶道 2，和太鼓 1，華道 1，囲碁 1）すべてが採択された。委嘱団体での取組みのため，市はほとんど関与していないが，広報等の協力依頼があれば協力していく。	
9	国・県・関係団体等の動向	平成 15 年 4 月 1 日の文化庁長官決定の「伝統文化こども教室事業実施要綱」により実施されており，事業年数があまり経っていないが，いつまで続くかは定かではない。例年 2 月頃に募集がある。	

平成１9 年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	生涯学習課

施策番号	１３２４
施策の方向	家庭や地域の教育力の向上　　　　　芸術・文化活動の推進
主な取り組み	文化体験プログラム支援事業

1	事業名	文化体験プログラム支援事業	
2	目　的	芸術・文化・伝統芸能にふれることで，子どもの豊かな人間性と多様な個性を育む。	
3	内　容	子どもの文化体験を目的とし，地域の特色ある文化を活かしたプログラム作成し，実施する。事業を実施するにあたり，実行委員会を立ち上げ，事務局は高知市文化振興事業団となっている。	
4	目　標	子どもたちが日常の生活圏の中で，年間を通じて様々な文化に触れ，体験できる機会を提供する。	
5	実　績	（17 年度） 平成 16 年度同様，6 分野 9 事業のワークショップ 13 日間開催し，延べ約 6000 人を超える参加があった。	（18 年度） 平成 15 年度から 3 年間採択されたので，平成 18 年は不採択となっている。
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	事業を実施するにあたり，実行委員会を立ち上げ，事務局は高知市文化振興事業団がおこなってきた。文化庁による事業の選考・決定については，もともと 2 年を限度として採択することになっていたところ，高知市文化振興事業団は平成 15 年度から３ヵ年採択されていたので，18 年度は採択されなかった。	
7	取り組みの 方向	１　継続　　　　２　拡大　　　　③　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	2 年を限度とするため，19 年度の申請は行わなかった。 事業の実施は行わないが，子どもが実際出演できるよう事業団が行う「市民ミュージカル」で子どもの出演者を募集した。	
9	国・県・関係 団体等の動向	文化庁のモデル事業として平成 14 年度から平成 19 年度までの予定で実施している事業。その後継続されるかどうかはわからない。	

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	スポーツ振興課

施策番号	１３３１
施策の方向	家庭や地域の教育力の向上　　スポーツ・レクリエーション活動の推進
主な取り組み	スポーツ少年団活動の育成

1	事業名	スポーツ少年団活動の育成	
2	目　的	①　スポーツ少年団指導者の育成 ②　少年スポーツの活性化 ③　スポーツ少年団活動の活性化	
3	内　容	①　スポーツ少年団指導者を対象とした研修会の開催 ②　スポーツ少年団交歓大会やスポーツ体験教室の開催 ③　県外派遣等に対する助成金の交付	
4	目　標	①　研修会等への参加者が特定化しており，底辺の拡大を図る ②　より多くの単位団，団員の参加　また，様々なスポーツ教室の開催 ③　スポーツ以外での単位団相互や，団員間の交流を図る	
5	実　績	（17 年度） ①全国研究大会 1 名・日独スポーツ少年団同時交流 1 名・認定育成員研修会 4 名・認定育成員養成講習会 74 名 ②春季交歓大会 1800 名・秋季交歓大会 2200 名・少年野球教室 2 回計 387 名 ③県外交流事業 10 万円補助×2 団体・モデル育成事業 2 万円補助×5 団体	（18 年度） ①全国研究大会 1 名・認定育成員研修会 3 名・認定育成員養成講習会 79 名 ②春季交歓大会　1800　名・秋季交歓大会 2337 名・少年野球教室 2 回計 161 名 ③県外交流事業 10 万円補助×2 団・モデル育成事業 2 万円補助×5 団
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	19 年度 7 月に開催されたスポーツ少年団常任委員会において、モデル育成・県外交流事業の未申請団体に対する優先的な割り当てが論議され、幅広い補助制度の利用が推進されはじめた。また少子高齢化、予算削減の現状において団の統廃合や電子ﾒｰﾙ・ＨＰなどの通信手段の活用による連絡体制を確立していく流れができつつあるが、そのためには、指導者の質的向上が不可欠となる。	
7	取り組みの 方向	①　継続　　　　２　拡大　　　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	①研究大会・研修会とも参加者が特定化しており，広報活動等の充実を検討し参加者の拡大を図っていきたい。 ②加盟単位団の多い種目は充実した大会が運営されているが，少ない種目についてはごく小規模な大会になったり，大会自体運営できなくなっている。また少年スポーツ教室も軟式野球以外に開催できておらず，今後の課題である。 ③市からの補助金カットに伴い，県外交流・モデル育成事業とも規模の縮小を余儀なくされており，スポーツ少年団活動の活性化に支障を来している。	
9	国・県・関係 団体等の動向	全国的・県下的にも指導者の高齢化や団員の減少が顕著，また予算の削減に伴う補助金のカット等もあり，少子化含め長期的な展望に立って検討を要する。	

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	青年センター

施策番号	１３３２
施策の方向	家庭や地域の教育力の向上　　スポーツ・レクリエ―ション活動の推進
主な取り組み	青年センターの施設開放

1	事業名	青年センター施設開放	
2	目　的	スポーツ・レクリエーション活動の推進	
3	内　容	アリーナ（体育館）を開放して,スポーツ・レクリエーションを自主的に活動する場の提供	
4	目　標	青少年の居場所や活動拠点施設として,にぎわいと活気に満ちた施設となるよう取組む。	
5	実　績	（17 年度） 16 年度と同じく複合施設建設工事により、体育館の使用ができないため事業の実施をしていない。	（18 年度） 新館の完成により,アリーナを利用してスポーツフェスタを開催した。また,オープニングイベントの一環として,近隣住民に対してスポーツ指導等を行った。 ・スポーツフェスタ 　卓球，ｶﾛｰﾘﾝｸﾞ　約 50 人参加 ・オープニングイベント 　約 200 人参加
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	平成 16 年度から３カ年にわたり整備を行ってきた複合施設も，平成 19 年２月に全面オープンとなった。平成 18 年３月に部分開館した新館において，青少年や青年，更には地域住民を対象とした新たな事業を実施し，一定の成果をあげることができた。	
7	取り組みの 方向	①継続　　２　拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	今後は，青少年や青年が魅力を感じるプログラムを提供し，サークル結成につなげるとともに，サークルが自主的な活動をより積極的に行えるよう支援を行う。また，災害時に施設が地域住民の避難場所となることから，住民が施設により親しむことのできる事業を実施する。	
9	国・県・関係 団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	学校教育課

施策番号	１３３３
施策の方向	家庭や地域の教育力の向上　　スポーツ・レクリエーション活動の推進
主な取り組み	運動部活動等推進事業

1	事業名	運動部活動等推進事業	
2	目　的	本市に居住する中学生等を対象として，県外への強化合宿や少年野球教室を開催することで，四国大会や全国大会で活躍できる選手の育成を図る。また，本市の中学生等のスポーツの振興や競技力の向上を図る。	
3	内　容	体育部活動の県外強化合宿補助 中学生の四国・全国大会出場補助 少年野球教室の開催　等	
4	目　標	①　全国大会で活躍できる選手の育成を図る。 ②　本市の中学生等のスポーツの振興や競技力の向上を図る。	
5	実　績	（17 年度） 体育部活動の県外強化合宿補助 中学生の四国・全国大会出場補助 少年野球教室の開催 市小体連・市中体連の補助	（18 年度） 体育部活動の県外強化合宿補助 中学生の四国・全国大会出場補助 少年野球教室の開催 市小体連・市中体連の補助
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	スポーツの振興を図るとともに，全国に通用する選手を育成するために，本市の中学生を対象に支援してきた。四国大会や全国大会へも出場し，多くの生徒が活躍している。	
7	取り組みの 方向	①（丸囲み）継続　　２　拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	本事業は，予算の関係で徐々に縮小されてきたが，この事業では他県のレベルの高いチームと接する機会を得ることができるため，中学生等の競技力の向上に大いに役立てられてきた。特に県内に競技人口が少ない競技については，大変有効であった。また，中学生等のスポーツ振興や体力の向上にも大きく寄与してきたため，今後も継続したい。	
9	国・県・関係 団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	人権教育課

施策番号	１４１１
施策の方向	未来を拓く「いきいき土佐っ子」の育成　　生きる力を育む学校教育の充実
主な取り組み	進路保障推進校支援事業

1	事業名	地域教育活動総合支援事業	
2	目　的	学校における進路保障を推進する。	
3	内　容	高知市立小学校 2･3･4 年生及び中学校 3 年生の「進路保障推進校における到達度把握調査」の支援を行う。	
4	目　標	子どもの学力面における到達度を把握することにより，その進路保障に資する。	
5	実　績	（17 年度） 本課の事業を活用して到達度把握調査を行った学校は，41 校中 40 校であった。	（18 年度） 本課の事業を活用して到達度把握調査を行った学校は，41 校中 40 校であった。
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～19 年 8 月末）	平成 17･18 年度は,小学校 2･4 年生の国語･算数,19 年度は,小学校２年生の国語･算数,3･4 年生の国語･算数･質問紙調査及び中学校３年生の外国語（英語）で到達度把握調査の支援を行い,小学校では 41 校中 40 校，中学校では 18 校中５校が本事業を活用し，進路保障をめざした学力定着と向上，個に応じた学習指導方法の工夫・改善等に活かされている。	
7	取り組みの方向	①　継続　　　2　拡大　　　3　要検討（縮小　・　廃止） 4　２年以内に実施　　5　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の課題や方向性	補助金を受けずに市単独の予算で行っているので財政的に厳しい面もあるが，子どもたちの学力の定着・向上のために，今後も継続していきたい。	
9	国・県・関係団体等の動向	本課は学校教育課が国及び県の補助を受けて行っている補助対象学年から外れている学年の分を補填する形で行っている。	

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	学校教育課

施策番号	１４１２
施策の方向	未来を拓く「いきいき土佐っ子」の育成　　　生きる力を育む学校教育
主な取り組み	道徳教育の充実

<table>
<tr><td>1</td><td>事業名</td><td colspan="2">道徳教育の充実</td></tr>
<tr><td>2</td><td>目　的</td><td colspan="2">人間としてよりよく生きる基本となる資質や能力を計画的・発展的に培う</td></tr>
<tr><td>3</td><td>内　容</td><td colspan="2">・道徳の時間を中心として，教育活動全体を通して児童・生徒の道徳性を育む
・児童・生徒に道徳的価値を自覚させ，実践に向けての意欲化を図り，道徳的実践力を身に付けさせる</td></tr>
<tr><td>4</td><td>目　標</td><td colspan="2">小学校低学年・・基本的な生活習慣や善悪の判断，社会生活上のルールを身に付ける
小学校中学年・・自主性や協力し助け合う態度を育てる
小学校高学年・・自立心や社会の一員としての自覚を育てる
中学校・・・・・自分の将来を考え，国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付ける</td></tr>
<tr><td>5</td><td>実　績</td><td>（17 年度）
・道徳の時間を中心とした心のノートの活用
・ボランティア活動や体験活動を取り入れた授業づくり
・小・中学校道徳教育担当教員，10 年経験者を対象とした研修会の実施</td><td>（18 年度）
・道徳の時間を中心とした心のノートの活用
・ボランティア活動や体験活動を取り入れた授業づくり
・小・中学校道徳教育担当教員，10 年経験者を対象とした研修会の実施</td></tr>
<tr><td>6</td><td>前期計画
中間期総括
（17 年 4 月～
19 年 8 月末）</td><td colspan="2">高知市立潮江小学校（平成 19～20 年度），三里中学校（平成 16～19 年度）において，文部科学省の指定を受けて道徳教育の研究を深めており，その成果を高知市全体に広げるよう取り組みを進めている。</td></tr>
<tr><td>7</td><td>取り組みの
方向</td><td colspan="2">①　継続　　　２　拡大　　　３　要検討（縮小　・　廃止）
４　２年以内に実施　　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）</td></tr>
<tr><td>8</td><td>19 年度以降の
課題や方向性</td><td colspan="2">・　年間指導計画や学校における教育活動全体で行う道徳教育の充実
・　児童・生徒の実態やねらいに合った教材や資料の選択や活用
・　児童・生徒の心に響く授業づくり
・　体験や活動だけに終わらず，児童・生徒の道徳性を育むための道徳教育と体験活動との関連の見直し
・　道徳教育に係る組織づくりや道徳教育に関する教員の意識の見直し等を含め，学校教育全体での道徳教育の推進</td></tr>
<tr><td>9</td><td>国・県・関係
団体等の動向</td><td colspan="2">次回の小・中学校学習指導要領の改訂においても，道徳の教科化は見送られる模様である。</td></tr>
</table>

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	学校教育課

施策番号	１４１３
施策の方向	未来を拓く「いきいき土佐っ子」の育成　　　生きる力を育む学校教育
主な取り組み	学校カウンセラー推進事業等

1	事業名	学校カウンセラー推進事業	
2	目　的	教育相談に関して，専門的な知識・経験を有するカウンセラーの活用，効果等に関する実践的な研究を行い，児童生徒の問題行動や不登校等の解決に資する。	
3	内　容	市立学校全てに，スクールカウンセラー，学校カウンセラー，子どもと親の相談員のいずれかを配置し，カウンセリングや教育相談等を行う。	
4	目　標	悩みや不安を持つ児童生徒やその保護者，教職員等へのカウンセリングや教育相談等を行い，個々の問題の解決にあたる。教育相談体制の充実を図る。	
5	実　績	（17 年度） 小学校には週１回２時間 （但し，９小学校には週２回計４時間） 中学校，市立養護学校，高知商業高等学校には週２回計６時間派遣した。	（18 年度） 小学校には週１回２時間 （但し，10 小学校には週２回計４時間） 中学校，市立養護学校には，週２回計６時間，高知商業高等学校には，週３回計９時間派遣した。
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	相談件数は年々増加しており，学校長からも派遣回数増を望む声が多く聞かれている。そのためカウンセラーの派遣回数（相談時間数）を増やす等，各校の教育相談体制のさらなる充実をめざしできるだけの支援に努めてきた。 その結果，多くの学校でいじめや不登校などの対応に着実な成果がみられている。	
7	取り組みの 方向	①（丸囲み）継続　　２　拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	相談件数は年々増加傾向にあり，また，カウンセラーへの相談内容も，その背景の複雑さや保護者対応の困難さから苦慮する事例も多くなってきている。 そのため，平成 19 年度は，小学校で週２回派遣校を７校増やし 17 校に拡大するとともに，カウンセラーの質的向上をめざした取り組みを新たに導入するなど，各校の教育相談体制のさらなる充実をめざしたい。	
9	国・県・関係 団体等の動向	スクールカウンセラー（国），学校カウンセラー（市），子どもと親の相談員（国）の事業である。	

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	教育研究所

施策番号	１４１４
施策の方向	未来を拓く「いきいき土佐っ子」の育成　　生きる力を育む学校教育の充実
主な取り組み	心のふれあい支援教室事業

1	事業名	心のふれあい支援教室事業	
2	目　的	教育研究所及び４教室，あったかスペースにおいて，不登校児童生徒・卒業後の進路未定者への支援	
3	内　容	様々な自然体験，社会体験や学習を通して，社会的自立と学校復帰を目指した取り組みを行う。	
4	目　標	不登校児童生徒・卒業後進路未定者の社会的自立。	
5	実　績	（17 年度） 教育研究所及び４教室において，体験活動等を中心に不登校児童生徒・卒業後進路未定者に対する支援を継続して行う。	（18 年度） ・通所数　１５８人 ・訪問数　３７人 ・相談数　８０人 合計　２７５人
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～19 年 8 月末）	本市では，平成16年度から不登校問題を本市最大の教育課題として，「不登校を生じさせない学校づくり」という一つの具体的なテーマの下，教育委員会と学校現場とが連携しながら総力をあげた取り組みを進めている。この３年間，この取り組みに対する教職員の理解が進み，長期欠席・不登校児童生徒の支援に対する教職員の意識づくりや具体的な対応が浸透してきた。 その結果，不登校児童生徒数に一定の減少傾向がみられるとともに，教育支援センターへ通所する児童生徒も増加しており，教育の機会が保障されない児童生徒は年々減少している。平成16年度の通所数は82人だが，平成17年度は123人，約1.５倍，平成18年度は158人，16年度の約２倍と年々増加している。この158人という数は全国でもまず見られない極めて多い数であり，３年間の取り組みの中での最も大きな成果である。	
7	取り組みの方向	[1] 継続　２　拡大　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の課題や方向性	〔課題〕 ・　学校等と児童生徒に対する情報を共有し，子どもの状態の見立てや支援の方向性，具体的な支援のあり方について連携を進める。 〔方向性〕 ・　相談を受理したケースの不登校児童生徒の再登校に向けた取り組みを個別支援計画表をもとにさらに進める。 ・　中学卒業後の進路未定者に対する支援をさらに進め，「あったかスペース」の活用を進める。	
9	国・県・関係団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	教育研究所

施策番号	１４１６
施策の方向	未来を拓く「いきいき土佐っ子」の育成　　生きる力を育む学校教育の充実
主な取り組み	教育研究所の取り組みの充実

<table>
<tr><td>1</td><td>事業名</td><td colspan="2">教育研究所の取り組みの充実</td></tr>
<tr><td>2</td><td>目　的</td><td colspan="2">本市の教育の振興，発展に向け，各学校や関係機関と連携しながら，教育に関する各種調査及び研究，研修会の充実に取り組む。</td></tr>
<tr><td>3</td><td>内　容</td><td colspan="2">特別な教育的支援の必要な児童生徒や不登校，そして帰国・外国人児童生徒等に対する相談や指導・援助を行う。また，高知市立学校教職員研修を実施する。</td></tr>
<tr><td>4</td><td>目　標</td><td colspan="2">各学校や関係機関と連携を図りながら，特別な教育的支援の必要な児童生徒や不登校，そして帰国・外国人児童生徒等に対する相談や指導・援助を行う。また，研修を通じて教職員の資質指導力の向上を図る。</td></tr>
<tr><td>5</td><td>実　績</td><td>（17 年度）
不登校の子どもたちや帰国・外国人の子どもへの支援や就学相談等。また，特別な教育的支援の必要な児童生徒・保護者への支援を行った。
教職員に対しては，高知市立学校教職員研修を実施するとともに，各種講演会（教育講演会や教育カウンセリング講演会・ＬＤ／ＡＤＨＤ講演会・特別支援教育講演会）を開催した。</td><td>（18 年度）
相談件数
・不登校に関すること　２，４２７
・非行怠学に関すること　１０７
・帰国・外国関係等　４８
・障害に関すること　５８９
・就学に関すること　６２３
・学習・その他　２３３

教職員研修
・延べ９６講座（３０５日計画）</td></tr>
<tr><td>6</td><td>前期計画
中間期総括
（17 年 4 月～
19 年 8 月末）</td><td colspan="2">教職員の資質指導力の向上を図るために，各種調査及び，研修会の充実に取り組み，成果をあげてきている。特別な教育的支援の必要な生徒や不登校，帰国・外国人児童生徒等に対する相談や指導・援助を保護者・学校の要望に応じて実施し，一人ひとりの子どもに応じた支援を行っている。</td></tr>
<tr><td>7</td><td>取り組みの
方向</td><td colspan="2">①　継続　　２　拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止）
４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）</td></tr>
<tr><td>8</td><td>19 年度以降の
課題や方向性</td><td colspan="2">各学校や関係機関と連携を図りながら，特別な教育的支援の必要な児童生徒や不登校，そして帰国・外国人児童生徒等に対する相談や指導・援助を行う。また，研修を通じて教職員の資質指導力の向上を図り，一人ひとりの子どもを大切にした楽しい学校づくりを図っていく。個々の子どもや学校の課題に応じた支援をさらに充実させる。</td></tr>
<tr><td>9</td><td>国・県・関係
団体等の動向</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	学校教育課

施策番号	１４１７
施策の方向	未来を拓く「いきいき土佐っ子」の育成　　　生きる力を育む学校教育
主な取り組み	国際理解教育推進特区事業

1	事業名	国際理解教育推進特区事業	
2	目　的	異文化理解や外国語によるコミュニケーション能力を育成し，国際理解教育を推進する。	
3	内　容	小学校４校（新堀小､追手前小，第四小，第六小）には「英語科」を，小学校２校（潮江小，潮江南小）には「中国語科」を教育課程の中に設け，それぞれ英語・中国語学習を行う。	
4	目　標	これからの国際社会に生きる日本人として，世界のあらゆる人々と協調し，国際交流などを積極的に行っていける資質と能力を備え，さらに英語や中国語による実践的なコミュニケーション能力を身に付けた国際人としての育成に努める。	
5	実　績	（16・17 年度） 英語学習は週２時間，中国語学習は週１時間，それぞれ３年生から６年生を対象に実施した。 外国語指導員を市単で雇用し，各推進校に配置して，児童の英語・中国語によるコミュニケーション能力の育成に努めた。	（18 年度） 英語学習は週２時間，中国語学習は週１時間，それぞれ３年生から６年生を対象に実施した。 外国語指導員を市単で雇用し，各推進校に配置して，児童の英語・中国語によるコミュニケーション能力の育成に努めた。
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	各推進校の英語や中国語の授業においては，外国語指導員や学級担任あるいは担当教員が身近な題材を用いて，子どもたちが主体的に取り組むことができる体験的活動を取り入れたり，子どもたちが意欲的に取り組むことができる教材・教具を活用するなどして，英語や中国語に対する興味・関心がもてる授業づくりを進めてきた。こうした各推進校の取り組みを通して，子どもたちは英語や中国語を楽しく学びながら，異文化に対する理解を深めることができており，着実に成果をあげている。	
7	取り組みの 方向	①継続　　２　拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	本事業がスタートして３年が経過した。各推進校では子どもたちの実態に即した各校独自のカリキュラムが作成され，また，授業においては学級担任と外国語指導員がそれぞれの役割を担いながら協力して授業を行うなど，効果的な学習指導が進められている。 今後，さらに子どもたちが意欲的に英語や中国語学習に取り組むことができるよう，外国語指導員と教員が十分に意思疎通を図りながら，授業についての打ち合わせをしたり，教材・教具の作成を協力して行うことが大切であり，そのための時間確保が課題としてあげられる。また，英語教育における小中学校の連携のあり方についての検討も継続していく必要がある。	
9	国・県・関係 団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	学校教育課

施策番号	１４１８ １５２３
施策の方向	未来を拓く「いきいき土佐っ子」の育成　　　生きる力を育む学校教育 子どもがのびのびできる環境づくり　　　自然とのふれあい体験の場づくり
主な取り組み	森林環境教育推進事業

1	事業名	森林環境教育推進事業	
2	目　的	緑豊かな高知の森林を守る取り組みや，地域の森と水・人とのかかわりについて学習する環境教育を推進する。	
3	内　容	森林環境教育推進事業指定校において，身近な自然や森林に親しむ活動を通して，森林の良さや働きを理解し，自然を守ろうとする意識を高めるための取り組みを行う。	
4	目　標	本県の豊かな森林環境を体験活動を通して子どもたちに気づかせるとともに，森林の大切さを理解させる。	
5	実　績	（17 年度） 小学校４校・中学校１校を指定校とし，森林環境教育の実践を行った。	（18 年度） 小学校６校を指定校とし，森林環境教育の実践を行った。
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	平成 19 年度は，５校を指定校として実践的な研究を行っている。 これまでは，環境問題について視野を広げ，地域や関係機関との連携を図りながら，より良い環境の創造をめざし，地域の環境改善のために行動できる子どもたちの育成を目的とした環境教育を進めてきた。	
7	取り組みの 方向	１　継続　　　２　拡大　　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	高知県が森林環境税を活用して行う事業であり，本年度をもって終了するが，今後については高知県が年度内に検討し，方向性を決定する予定である。	
9	国・県・関係 団体等の動向	同上	

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	学校教育課

施策番号	１４１９
施策の方向	未来を拓く「いきいき土佐っ子」の育成　　　生きる力を育む学校教育
主な取り組み	特認校制度の推進

1	事業名	特認校制度	
2	目　的	特認校での特色ある教育を希望する児童生徒・保護者に対し，一定の条件の下で校区外からの転入学を認めることにより，希望する教育を受けさせることができるようにする。この制度による児童生徒数の増加により，小規模校の活性化も図る。	
3	内　容	高知市教育委員会が指定した学校（小学校８校，中学校２校）を特認校とし，希望する児童生徒や保護者に対し，一定の条件の下で校区外からの転入学を認める。	
4	目　標	特認校において，小規模校での特色ある教育を受けたいとする児童生徒や保護者の転入学の希望に応えることができるようにするとともに，特認校における特色ある学校づくりを進める。特認校制度による転入学児童生徒数の増加により，各特認校の活性化を図る。	
5	実　績	（17 年度） 平成 17 年 1 月 1 日の合併を受け，土佐山中学校が特認校を希望し，新たに指定された。これにより，特認校は、小学校８校、中学校２校となった。 特認校 10 校における転入学者数の合計は 96 名であった。	（18 年度） 特認校 10 校における転入学者数の合計は 104 名であった。
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～19 年 8 月末）	市内中心部の４小学校に申請者が偏っており，施設面での対応が困難になりつつある。また，特認校制度で転入学する児童生徒に，特に配慮を要しなければならない児童生徒が増加傾向にある。 平成 19 年８月に土佐山小学校が特認校を希望し，新たに指定された。 今後とも，特色ある学校づくりにいっそう努めるとともに，特認校への転入学希望者に対しては可能な限り応えるよう努める。	
7	取り組みの方向	１　継続　　②　拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の課題や方向性	平成 19 年度は「高知市立学校規模問題検討委員会」を設置し，特認校１校ごとに教育効果や教育環境の観点からそれぞれの学校の今後の方向性や課題を検証し報告がなされた。 今後においては，統合も視野に入れて検討していくとの結論に至った。	
9	国・県・関係団体等の動向	国の規制緩和の方向性に従い，自由校区制等の学校選択制を採用する区や市町村は一定できたが，現在は増加傾向にはない。	

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	学校教育課

施策番号	１４２１
施策の方向	未来を拓く「いきいき土佐っ子」の育成　　家庭や地域社会との連携強化
主な取り組み	開かれた学校づくり

1	事業名	開かれた学校づくり	
2	目　的	高知市立学校において，学校・家庭・地域社会の相互連携を図ることによって，開かれた学校づくりを推進し，もって子どもたちの健全育成に資することを目的とする。	
3	内　容	（１）地域の住民を対象とした学校だより等の発行 （２）地域に在住する人材バンクの作成と活用 （３）地域の自然や歴史・文化にふれあう体験活動の実施 （４）地域の行事やイベント等との連携 （５）地域のお年寄りとのふれあい集会の実施 （６）その他，開かれた学校づくりに関する活動	
4	目　標	学校・家庭・地域社会がそれぞれの役割を果たしながら相互に連携し，一体となって児童生徒の教育に取り組む。	
5	実　績	（17 年度） 地域にいる豊かな知識や技術をお持ちの方々，あるいは子どもたちの健全育成を願う方々が学校の教育活動に参加してくださる機会が多くなってきた。	（18 年度） 学校や地域が一体となってのあいさつ運動やボランティア活動に広がりが見られ，「学校安全パトロール隊」等の組織は市内の全ての小学校で作られるようになってきた。
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	市内全ての小中高特別支援学校においては，「開かれた学校づくり推進委員会」が組織され，各学校の特色ある取り組みを地域ぐるみで推進している。	
7	取り組みの方向	①　継続　　　２　拡大　　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の課題や方向性	各校における地域ぐるみの教育活動のさらなる充実をめざす。	
9	国・県・関係団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	学校教育課

施策番号	１４２２
施策の方向	未来を拓く「いきいき土佐っ子」の育成　　家庭や地域社会との連携強化
主な取り組み	高知市地域教育推進協議会

1	事業名	高知市地域教育推進協議会	
2	目　的	高知市において，学校・家庭・地域社会が相互に連携を図り，地域ぐるみの教育に取り組むため，高知市地域教育推進協議会を設置する。	
3	内　容	本協議会は，上の目的を達成するために次の協議を行う。 ⑴　学校･家庭･地域社会の役割分担のあり方と相互連携の強化の方策に関すること。 ⑵　地域に開かれた学校づくりに関すること。 ⑶　学校外活動の充実に関すること。 ⑷　地域教育に関すること。 ⑸　いじめ，不登校，心身の健康などの教育課題に関すること。 ⑹　社会教育関係団体，関係機関との連携に関すること。 ⑺　その他推進協議会において協議を要する事項。	
4	目　標	全市立学校に設置された「開かれた学校づくり推進委員会」の活動とも連動して，学校・家庭・地域社会の相互連携による取り組みを推進する。	
5	実　績	（17 年度） 地域ぐるみ教育のさらなる発展のために，各校の取り組み内容や協力団体の活動状況の紹介が掲載された冊子を作成･配布した。	（18 年度） 高知市地域教育推進協議会を年間３回開催し，学校，家庭，地域が連携を図り，地域ぐるみの教育の推進に取り組んだ。
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	平成 19 年度からは，高知市地域教育推進協議会と高知市の教育改革を進める会の２つを１本化し，「高知市の子どもと教育を考える会」を新たに立ち上げ，学校と家庭，地域が連携を図りながら，これまでの取り組みを継承するとともに，本市における地域ぐるみ教育の取り組みを推進している。	
7	取り組みの 方向	①　継続　　　２　拡大　　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	全市立学校に設置している「開かれた学校づくり推進委員会」とも連動しながら，これまでの地域教育の取り組みを継承するとともに，新たな会学校，家庭，地域社会の相互連携による取り組みの推進を図っていく。	
9	国・県・関係 団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	学校教育課

施策番号	１４２３
施策の方向	未来を拓く「いきいき土佐っ子」の育成　　家庭や地域社会との連携強化
主な取り組み	シニア・ネットワーク推進事業

1	事業名	シニア・ネットワーク推進事業	
2	目　的	退職教職員が，地域の住民として，また，教職員の先輩として，学校・家庭・地域と連携を図りながら，学校の教育活動を支援し，地域の教育力の向上を図るとともに，子どもたちの健全育成に資する。	
3	内　容	地域の教育力向上のための取り組みや，子育てや教育に関わる相談活動，学校から要請のあった教育活動（読み聞かせ，平和教育，環境教育）や清掃活動，美化作業，交通安全運動，あいさつ運動，児童生徒の安全確保に関わる活動等を行う。	
4	目　標	・ 地域の教育力を高める。 ・ 学校・家庭・地域社会の連携を図る。 ・ 子どもたちの健全育成に資する。	
5	実　績	（17 年度） 各小学校区や市内７ブロックごとに，それぞれの地域や小中学校と連携しながら，多彩な活動が展開されてきた。地域のパトロール活動や地震防災訓練への参加，青少協との連携による声がけ運動や夜間の自転車ライト指導，愛校作業や各種学校行事への参加など，その活動は地域や他団体等へ広がりを見せている。	（18 年度） 各小学校区や市内７ブロックごとに，それぞれの地域や小中学校と連携しながら，多彩な活動が展開されてきた。地域のパトロール活動や地震防災訓練への参加，青少協との連携による声がけ運動や夜間の自転車ライト指導，愛校作業や各種学校行事への参加など，その活動は地域や他団体等へ広がりを見せている。
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	各学校の教育活動への協力や支援など，さまざまな取り組みを展開している。その多彩な活動は着実に成果をあげており，子どもたちはもとより，保護者・教職員にとっても大変喜ばれている。本年度，結成 10 周年という記念すべき節目の年を迎えている。	
7	取り組みの 方向	①　継続　　２　拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	他の団体や組織との連携をさらに強化していきながら，取り組みの活性化を図ることが課題である。今後も，「開かれた学校づくり」や「地域ぐるみ教育」を支える役割を果たしながら，地道で確実な取り組みを継続していく。	
9	国・県・関係 団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	学校教育課

施策番号	１４３１
施策の方向	未来を拓く「いきいき土佐っ子」の育成　　幼児教育の充実
主な取り組み	幼児教育振興プログラムの策定

1	事業名	幼児教育振興プログラムの策定	
2	目　的	幼児教育の重要性に照らして，今後の本市における就学前教育の充実を図るとともに，総合的な幼児教育の振興に資する。	
3	内　容	高知市の市立幼稚園，私立幼稚園における「幼稚園教育の振興」を基本としながらも，子どもの健全な育成は，家庭や地域，幼稚園・保育所の教育力が相まって可能になることから，小学校就学前の教育（保育）としての方向性にも視点を置き，総合的な幼児教育の振興を図ることをめざすものである。	
4	目　標	・　幼稚園・保育所における幼児教育活動の充実に努める。 ・　教員・保育士に求められる資質・専門性の向上をめざす。 ・　子どもの教育や養護に携わる幼稚園，保育所，小学校の連携及び家庭や地域との連携を推進する。 ・　子育て・家庭教育への支援に努める。 ・　特別支援教育の推進に努める。	
5	実　績	（17 年度） 高知市幼児教育連絡協議会の 1 年間にわたる協議を受け，平成 17 年 4 月に「高知市幼児教育振興プログラム」が策定された。その後，本プログラムをもとに，本市の幼児教育の充実に向けた取り組みが行われた。	（18 年度） 幼児教育振興プログラムで示された内容をもとに，高知市における幼児教育の充実に向けた取り組みが行われた。
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	平成 17 年４月に策定された「高知市幼児教育新興プログラム」をもとに，高知市における幼児教育の充実に向けた取り組みが進められている。	
7	取り組みの 方向	①　継続　　　　２　拡大　　　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	幼児教育の重要性に照らして，「高知市幼児教育振興プログラム」で示された内容をもとに，今後の本市における幼児教育の充実を図る。また，本年度も，高知市幼児教育連絡協議会の場において，幼児教育のあり方等について研究協議を深めていきたい。	
9	国・県・関係 団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	学校教育課・学事課

施策番号	１４３２
施策の方向	未来を拓く「いきいき土佐っ子」の育成　　幼児教育の充実
主な取り組み	幼児教育連絡協議会

1	事業名	高知市幼児教育連絡協議会	
2	目　的	小学校と幼稚園・保育所との連携を進め，高知市における幼児教育の振興を図る。	
3	内　容	幼稚園・保育所における就学前教育の連携及び小学校への円滑な接続のために，幼稚園・保育所・小学校・行政のそれぞれが，連携のあり方等について協議を行う。	
4	目　標	・小学校と幼稚園・保育所の連携強化 ・高知市における幼児教育の振興	
5	実　績	（17 年度） 平成 17 年 4 月に「高知市幼児教育振興プログラム」が策定されたことを受け，本協議会において，幼児教育の充実に向けた研究・協議が行われた。	（18 年度） 平成 18 年度も 17 名の委員を委嘱し，「高知市幼児教育連絡協議会」を年間３回開催した。保育所の見学等も行い，保・幼・小の連携を図るよう取り組んだ。
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	幼児教育の重要性に照らして，「高知市幼児教育振興プログラム」で示された内容をもとに，本市における幼児教育の充実を図るための取り組みが進められた。	
7	取り組みの 方向	①　継続　　　２　拡大　　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	幼児教育の充実を図るとともに，保育所・幼稚園・小学校の連携をよりいっそう深めることができるよう今後も「高知市幼児教育連絡協議会」を中心に取り組みを進めていきたい。	
9	国・県・関係 団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	青少年課

施策番号	１５１１，２２１５，２４２１，２５１２
施策の方向	子どもがのびのびできる環境づくり　　子どもの遊び場・居場所づくり
主な取り組み	放課後子どもプラン推進事業

1	事業名	放課後児童クラブ，放課後子ども教室事業	
2	目　的	・保護者が仕事等で昼間家庭にいない児童に，家庭と連携を図って，適切な遊びを与えて，児童の保護と遊びを通じて児童の健全育成を図るもの。	
3	内　容	・小学１～３年生を対象 ・下校時から１７時まで	
4	目　標	・放課後の児童の健全育成。 ・児童の安全の確保	
5	実　績	（17 年度） ・実施校　　３２校 ・児童クラブ　　４５クラブ ・ 入会人員　２，３６６人 （４月末現在） 〔うち障害児　５８人〕 ・指導員　　１５８人	（18 年度） ・実施校　　３２校 ・児童クラブ　　４６クラブ ・ 入会人員　２，４９１人 （４月末現在） 〔うち障害児　７１人〕 ・指導員　　１５８人
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	・待機児童縮小に向けて一定の成果が出ている。	
7	取り組みの 方向	①　継続　　２　拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	・ 量的な充実に加えて，安全性の向上など質的な面での充実も図っていく。 ・ 新たに始まった放課後子ども教室を，８校で８教室を展開する。	
9	国・県・関係 団体等の動向	・ １９年度より新たに放課後子どもプランが始まり，放課後児童対策の全体的な取り組みが求められている。	

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	人権教育課

施策番号	１５１２
施策の方向	子どもがのびのびできる環境づくり　　子どもの遊び場・居場所づくり
主な取り組み	児童館事業の推進

1	事業名	児童館事業	
2	目　的	児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、豊かな人権意識を養うことを目的とする。	
3	内　容	児童館（９か所）と集会所（２か所）において、①児童の生活指導に関すること、②子ども会等の地域組織活動の育成助長及びその指導者の養成を図ること、③個別的又は集団的な活動指導に関すること、④その他児童を健全に育成するために必要な事業を行う。	
4	目　標	目的と同じ。	
5	実　績	（17 年度） 子ども会参加児童生徒数 ：延べ 55,607	（18 年度） 子ども会参加児童生徒数 :延べ 61,638
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	事業内容に基づく各児童館・集会所の取り組みを通し，参加児童生徒数の増加や活動内容の充実等，一定の成果を上げていると考える。	
7	取り組みの 方向	①　継続　　２　拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	今後も子育て支援の新たな拠点として，また，より広い地域を対象とする子どもと保護者の交流拠点として，児童館活動のさらなる充実を図る取り組みを進める。	
9	国・県・関係 団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	みどり課

施策番号	１５１３
施策の方向	子どもがのびのびできる環境づくり　　子どもの遊び場・居場所づくり
主な取り組み	公園の再整備等

1	事業名	公園の再整備等	
2	目　的	地域ニーズに応じ，子どもがのびのびできる環境づくり	
3	内　容	公園に対する多様なニーズの把握，その反映のため，公園整備に先立ちワークショップの開催，学校へのアンケートを実施するなどして,地域に愛される公園づくりに取り組んでいる。	
4	目　標	順次全市に展開する	
5	実　績	（17 年度） 城見公園,桜馬場公園,東九反田公園,百石町四丁目公園，仲田公園で実施	（18 年度） 越前町公園，和泉公園，筆山公園，弥右衛門北公園，札場東公園，栄田町東公園，北竹島町公園，青柳公園で実施
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	老朽化した中心市街地の公園リニューアルにより，公園に子どもたちの姿が増えた。	
7	取り組みの 方向	①　継続　　２　拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	補助事業である中心市街地の公園リニューアルは，平成 19 年度に完了する。 区域外の老朽化公園については，財政上，再整備が困難な状況となっている。	
9	国・県・関係 団体等の動向	中心市街地活性化補助，高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	青少年課

施策番号	１５１４，１５２２
施策の方向	子どもがのびのびできる環境づくり　　子どもの遊び場・居場所づくり
主な取り組み	児童遊び場の整備

1	事業名	青少年健全育成施設管理事業	
2	目　的	・青少年が伸び伸びと遊べる施設をつくり，健全育成を図るもの。	
3	内　容	・校区青少協が管理する児童遊び場（２９箇所）の遊具の管理と，おおなろ園に設置している青少年ふれあい広場「たいようひろば」の管理	
4	目　標	・青少年が野外で活動する場をつくり，健全な青少年を育成する	
5	実　績	（17 年度） ・遊具整備 ・たいようひろば東トイレの改修	（18 年度） ・遊具整備
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	・全国的に遊具での事故が多発する中で，事故もなく，地域での管理もよく出来ている。	
7	取り組みの 方向	①　継続　　２　拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	・安全性の向上に向けて，定期点検を徹底したい。	
9	国・県・関係 団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	河川水路課

施策番号	１５１５
施策の方向	子どもがのびのびできる環境づくり　　子どもの遊び場・居場所づくり
主な取り組み	自然にやさしい環境づくり

1	事業名	介良川ふるさとの川モデル事業	
2	目　的	河川や水路については，市民に親しみや安らぎをもたらす，都市に中の貴重な空間であり，防災上の安全性を確立したうえで，豊な水辺環境の保全・創出が必要である。	
3	内　容	介良川の改修とともに親水公園の整備が完了し，子供たちが安心して水に親しむことができる施設整備が完了しました。	
4	目　標		
5	実　績	（17 年度） 平成 17 年度整備完了	（18 年度） 公園愛護会を設立
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	ほぼ計画どおり工事を完了した	
7	取り組みの 方向	[1]　継続　　2　拡大　　3　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　5　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	住民と一体となった良好な維持管理に取り組む必要がある。	
9	国・県・関係 団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	河川水路課

施策番号	１５１５
施策の方向	子どもがのびのびできる環境づくり　　子どもの遊び場・居場所づくり
主な取り組み	自然にやさしい環境づくり

1	事業名	ふれあいの水辺づくり事業（青柳川親水公園整備工事）	
2	目　的	親しみとうるおいの川づくり	
3	内　容	・　親水公園として整備 ・　植生による水質浄化	
4	目　標	自然にやさしい環境づくりの実現を目指す	
5	実　績	（17 年度） 98 豪雨のため中断していた親水公園の整備を再開し，一部浄化施設を整備した。	（18 年度） 17 年度に引続き，浄化施設上部の広場などを整備した。
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	予算確保ができず，住民に提示した工期（3 年程度）に遅れを生じている。	
7	取り組みの 方向	[1]　継続　　2　拡大　　3　要検討（縮小　・　廃止） 4　２年以内に実施　　5　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	予算確保を図り，早期の事業効果発現を行う必要がある。	
9	国・県・関係 団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	清掃工場

施策番号	１５１６
施策の方向	子どもがのびのびできる環境づくり　　子どもの遊び場・居場所づくり
主な取り組み	エコ・パーク宇賀整備事業

1	事業名	エコ・パーク宇賀整備事業	
2	目　的	宇賀清掃工場解体撤去後の跡地を，環境をテーマとした学習の場，市民の憩いとふれあいの場となる「エコ・パーク宇賀」として整備するもの。	
3	内　容	①緑地公園（里山の再生）②多目的広場（各種イベント）③芝生広場（自由な遊び空間）④駐車場整備（約 200 台）⑤旧管理棟リニューアル（情報発信の場）	
4	目　標	平成 16・17・18 年度の 3 ヵ年継続事業で施設整備をおこなう。	
5	実　績	（17 年度） 意見集約と平行して実施設計をおこない，工事発注をおこなった。	（18 年度） すべての施設整備を完了した。
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～19 年 8 月末）	地元及び周辺住民の意見集約をもとに整備事業を行い，平成 18 年度をもって整備を完了した。平成 19 年４月 21 日にはオープン記念式典を開催し，利用者もだんだん多くなってきている。平日は，昼食時をはさんで，保育・幼稚園，小学校を中心に利用が多く，休日には家族連れが多い。マスコミや広報あかるいまちなどを通じて，市民へのＰＲに努めた。	
7	取り組みの方向	１ 継続　　２ 拡大　　３ 要検討（縮小・廃止）　　４ ２年以内に実施 ５ 次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）　　⑥完了	
8	19 年度以降の課題や方向性	施設整備は，平成 18 年度をもって完了したが，雑草の除去，芝生の定期的な刈り込み作業，樹木等の剪定・施肥・防除作業など，年間を通して日常の維持管理に注意をし，数年後には，緑あふれる市民の憩いとふれあいの場となるように努める。また，今後，更に，マスコミや広報あかるいまちなどを通じて，市民へのＰＲを図り，多くの市民に利用していただけるエコ・パーク宇賀を目指す。	
9	国・県・関係団体等の動向	特になし。	

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	森林政策課

施策番号	１５２１
施策の方向	子どもがのびのびできる環境づくり　　自然とのふれあい体験の場づくり
主な取り組み	「市民の森」整備事業

1	事業名	市民の森整備計画推進事業	
2	目　的	・都市部と中山間部との交流の促進 ・水源地域の環境保全と再生 ・森林の公益的機能の向上　　　　　など	
3	内　容	平成 19 年度から平成 23 年度までの５カ年の予定で，基本計画の策定，案内板・休憩用ベンチの整備，作業道・遊歩道の整備，駐車場・トイレの整備，植栽等を行う。	
4	目　標	・新たな交流拠点の整備による，中山間地域の活性化 ・森林の保全や，自然とのふれあい，学習・体験活動の場の提供 ・地域の文化の伝承や，健康で文化的な生活を享受できる環境づくり	
5	実　績	（17 年度） ・「高知市市民の森整備事業検討委員会」を設置し，候補地等について提言をいただいた。 ・前記提言の内容について，広報「あかるいまち」に掲載し，市民の意見を求めた。	（18 年度） ・市民の森の場所について，雪光山，焼野の森，工石山の３カ所を選定した。 ・記念イベント「ふれあいの集い」を開催した。
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	３市村による合併協議のなかで提案され「新市まちづくり計画」に位置付けられたことを受け，平成 17 年度に有識者による「高知市市民の森整備事業検討委員会」で協議いただき，平成 18 年度で場所を選定した。平成 19 年度では職員による「市民の森整備事業・作業委員会」を設置して，基本計画を策定しており，今後は，この計画に基づき事業を実施していく予定である。	
7	取り組みの方向	①　継続　　　２　拡大　　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の課題や方向性	市民の森に選定された３カ所についてはそれぞれ特徴があり，活用の方法や利用者が異なるため，幅広い年代層の市民が目的に応じて利用できる市民の森に整備していかなければならない。また，アクセス向上のため，市道等の整備や，県道の整備について県に要望していくことが必要である。	
9	国・県・関係団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	子育て支援課

施策番号	２１１１
施策の方向	子育てが楽しくなるまちづくり　　　子育て支援サービスの充実
主な取り組み	地域子育て支援センターの拡大

1	事業名	地域子育て支援センター	
2	目　的	地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため，子育て家庭の支援活動の企画，調整，実施をするもの。	
3	内　容	子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導，子育てサークル等への支援，地域の保育需要に応じた特別保育事業等の積極的な実施・普及促進及びベビーシッター等の地域の保育資源の情報提供等を行う。	
4	目　標	バランスの取れた地域配置を考えながら，設置拡大を図る。 平成 17 年度：指定型１か所，小規模型３か所　計４か所 →平成 21 年度：指定型２か所，小規模型５か所　計８か所	
5	実　績	（17 年度） 指定型１か所 小規模型３か所　計４か所	（18 年度） 指定型１か所 小規模型３か所　計４か所
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	国要綱の改正により，19 年度から実施形態が変わり，センター型，ひろば型，児童館型の３つに区分されることとなった（一部小規模型での経過措置あり）。これにより，19 年度よりセンター型が１か所，ひろば型が１か所加わり，現在６か所で事業を実施。前期計画の目標値に向け着実に事業を推進している。	
7	取り組みの 方向	①　継続　　　２　拡大　　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	保育所の施設改修時等に専用室(子育て支援室等)を確保する等により整備を図り，平成２１年度末までにセンター型，ひろば型合わせて８か所の開設に向け努めていく。 20 年１月に春野町との合併を控えており，現在春野町で実施している子育て支援センターの取扱いや事業実施内容等について検討が必要である。	
9	国・県・関係 団体等の動向	19 年度より地域子育て支援センター事業は地域子育て支援拠点事業として，児童環境づくり基盤整備事業に組替え。	

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	保育課

施策番号	２１１１
施策の方向	子育てが楽しくなるまちづくり　　子育て支援サービスの充実
主な取り組み	地域子育て支援センターの拡大

1	事業名	地域子育て支援拠点事業
2	目　的	地域全体で子育てを支援する基盤として、子育て家庭への相談指導や情報提供などを実施し、安心して子育てができる環境づくりを進める。
3	内　容	民営２園、公立２園において、未就園の子どもとその保護者に対して子育てに関わる相談及び助言、支援、遊びの場を提供
4	目　標	平成２１年度：ひろば型を６か所に設置拡大（保育所内の設置も含む）
5	実　績	相談件数（民営：延べ利用者） 17 年度 朝倉中央保育園（民営）2047 人 若葉保育園（公立）2605 件 一宮保育園（公立）1174 件 相談件数（民営：延べ利用者） 18 年度 朝倉中央保育園（民営）2,182 人 若葉保育園（公立）2,856 件 一宮保育園（公立）1,071 件
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	平成１９年８月現在で民営２カ所(平成 19 年 5 月から港孕保育園開設)公立２カ所の計４カ所設置。年間の相談件数も増加傾向にあることから地域のニーズの高い事業であり,施設等の条件が整った園から設置した。
7	取り組みの 方向	１　継続　　（２）拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）
8	19 年度以降の 課題や方向性	保育所での実施については，施設改修時等に専用室(子育て支援室等)を確保しながら継続して実施し，目標の平成２１年度までにひろば型６カ所に拡大できるよう努力する。また,平成 20 年度開園予定の下知・田渕統合保育園に設置する予定である。
9	国・県・関係 団体等の動向	

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	子育て支援課

施策番号	２１１１　　２１１２
施策の方向	子育てが楽しくなるまちづくり　　子育て支援サービスの充実
主な取り組み	地域子育て支援センターの拡大

1	事業名	西部健康福祉センターへの子育て支援機能の配置	
2	目　的	西部健康福祉センターは、子育て支援センターを中心とする健康福祉センターと、鴨田ふれあいセンターとの複合施設として、西部地域の保健・福祉及びコミュニティの拠点としての機能を併せ持つ施設として建設する。 着工　平成 18 年 1 月　　竣工　平成 18 年 12 月	
3	内　容	西部健康福祉センター1 階部分（568.39 ㎡）に、子育て支援センターを設置。乳幼児期における子育て、親育ちの支援施設として整備。 ・子育て相談室　プレイルーム　談話コーナー　授乳室　絵本コーナー	
4	目　標	子育て支援センターとして、西部地域の子育て支援機能の中心的施設として、乳幼児期からの、子育て相談、子育て家庭への交流の場の提供、子育てサークルの育成支援等地域の子育て家庭の相談、支援をおこなう。	
5	実　績	（17 年度） 平成 18 年　1 月　着工	(18 年度) 平成 19 年 3 月西部健康福祉センター落成式
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	乳幼児期における子育て･親育ちを支援する西部地域の拠点施設として，「ぽけっとランド」をオープン。駐車場を広く確保していることや，開館時間内の自由な利用が可能なことから，4 月のオープンから 6 月末まで，月平均 2,500 人を超える親子が来所している。 運営は社会福祉法人に委託。	
7	取り組みの 方向	１　継続　　（２）拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	西部健康福祉センター施設整備については，平成 18 年度で完了。今後は，保育所の施設改修時等に専用室(子育て支援室等)を確保する等により整備を図り，平成２１年度末までにセンター型，ひろば型合わせて８か所の開設に向け努めていく。	
9	国・県・関係 団体等の動向	19 年度より地域子育て支援センター事業は地域子育て支援拠点事業として，児童環境づくり基盤整備事業に組替え。	

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	保育課

施策番号	２１１３ １２２３
施策の方向	子育てが楽しくなるまちづくり　　子育て支援サービスの充実 次代を担う子どもを大切に育てるまちづくり　　児童虐待予防ネットワークづくり
主な取り組み	園庭開放・子育て相談事業の推進 子育て支援事業及び母子保健活動の充実

1	事業名	園庭開放・子育て相談事業	
2	目　的	核家族化が進み，相談相手が無いなど、家庭が孤立化していることから育児に不安や悩みを持つ親が多くなっている現状を踏まえて地域ぐるみの子育てを進めていく。	
3	内　容	公立保育園全園、民営保育所 26 園で園庭開放、子育て相談を実施している。	
4	目　標	子どもだけでなく親育ちも支えていけるよう，子育ての楽しさ、すばらしさが感じられるよう、事業内容や回数など考えていきたい。	
5	実　績	（17 年度） 公立保育所における相談件数：3712 件	（18 年度） 公立保育所における相談件数：4542 件
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～19 年 8 月末）	公立保育所では，毎月子育て相談を実施 ・　月 1 回実施：12 園 ・　月 2 回実施：7 園 ・　月 4 回実施：4 園 ・　子育て支援センター：2 園 未就園児と保護者が来園し，子ども同士，保護者同士の交流や育児や子育ての悩みや不安等の相談活動を実施。地域ぐるみでの子育てにつながっている。	
7	取り組みの方向	１　継続　　２　拡大（〇印）　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の課題や方向性	今後とも事業の推進，拡大に努めていきたい。また，地域へのアピールの推進も考えていきたい。	
9	国・県・関係団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	子育て支援課

施策番号	２１１４ ２２２５
施策の方向	子育てが楽しくなるまちづくり　子育て支援サービスの充実 家庭生活と仕事の両立支援　保育サービス等の充実
主な取り組み	子育て短期支援事業

1	事業名	子育て短期支援事業	
2	目　的	病気や出産，看護，事故，出張，冠婚葬祭，育児疲れ等で一時的に子育てに困っている家庭の支援を行う。	
3	内　容	一時的に養育が困難な家庭の児童を，乳児院，児童養護施設，母子生活支援施設で預かる。	
4	目　標	緊急一時的に支援を必要とする家庭等の状況を的確に把握するとともに，そのニーズに迅速に対応する。	
5	実　績	（17 年度） ショートステイ ・　延利用者 118 人 ・延利用日数 745 日 トワイライト（実績なし）	（18 年度） ショートステイ ・　延利用者 158 人 ・延利用日数 793 日 トワイライト ・延利用者　１人・延利用日数　４日
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	17 年度に比べ，18 年度の利用は利用者数，利用日数ともに増えており，また利用者の中には養育困難家庭や育児疲れ等の理由による利用が多く見受けられる等，児童福祉の向上も図られている。	
7	取り組みの 方向	１　継続　②　拡大　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	現在，高知市内以外の児童養護施設等と委託契約しているのは白蓮寮（高岡郡佐川町）のみであるが，受入れ施設数をさらに獲得し，利用者の増加に対応できるよう体制充実を図る。	
9	国・県・関係 団体等の動向	次世代育成支援対策交付金対象事業	

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	保育課

施策番号	２１１５ １２２３
施策の方向	子育てが楽しくなるまちづくり　　子育て支援サービスの充実 次代を担う子どもを大切に育てるまちづくり　　児童虐待予防ネットワークづくり
主な取り組み	保育所一時保育事業 子育て支援事業及び母子保健活動の充実

1	事業名	保育所一時保育事業	
2	目　的	市民ニーズに「応じた保育サービスを提供することにより児童の福祉の増進を図る。	
3	内　容	未就園児の保護者の育児疲れ解消，急病や入院等に伴う一時的な保育、または親の就労形態の多様化に伴う断続的な保育	
4	目　標	21 年度目標数値８か所への拡大を目指す。	
5	実　績	（17 年度） 民間保育所 5 か所で実施 （利用者：延べ 9865 人） 公立保育所一園で実施の準備	（18 年度） 民間保育所 5 箇所で実施 （利用者：延べ 9717 人） 公立保育所 1 箇所で実施 （利用者：延べ 416 人）
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	保護者の育児疲れの解消,急病及び就労形態の多様化等により,一時的に保育を必要とする保護者に対し一時保育サービスの提供を実施。18 年 6 月から公立保育園 1 園の増加により,6 箇所での実施となった。 登録員数も多く,利用理由としては,勤務形態・緊急・リフレッシュなどがみられる。	
7	取り組みの 方向	１　継続　　②　拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	登録者数も増えており,東部地域での実施園の希望もあり,19 年 9 月から布師田保育園で実施。	
9	国・県・関係 団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	子育て支援課

施策番号	２１１６
施策の方向	子育てが楽しくなるまちづくり　　子育て支援サービスの充実
主な取り組み	新たな子育て支援事業の研究・検討

1	事業名	新たな子育て支援事業の研究・検討	
2	目　的	子どもの育ちも、親の育ちも地域ぐるみで支え、誰もが子育てのすばらしさや楽しさを感じられるまちづくり	
3	内　容	子育て支援に関する情報の提供やあっせん、相談等を行うコーディネート事業や養育困難家庭等への支援である育児支援家庭訪問事業、双子多胎児、多子世帯支援等の新たな子育て支援事業の研究・検討。	
4	目　標	本来児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な家庭に対する育児支援家庭訪問事業の充実、社会福祉協議会との連携による地域での子育て支援活動の展開等の新たな支援事業の研究・検討。	
5	実　績	（17 年度） ・　育児支援家庭訪問事業要領作成 （18 年度実施に向けた調整・準備） ・　親子絵本ふれあい事業の予算化 （18 年度実施に向け事業研究）	（18 年度） ・　育児支援家庭訪問事業開始 （専門的援助 81 件・家事育児援助 571 件） ・　親子絵本ふれあい事業開始 （延べ 65 回実施・638 組の親子が参加）
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～19 年 8 月末）	18 年度から育児支援家庭訪問事業を開始。養育困難家庭への支援を実施した。また，親子絵本ふれあい事業「よちよちランド」は，絵本を通じた親子の絆の確立やふれあいの大切さ、子育てボランティアの活動により子育て支援のまちづくりを進める目的で事業開始した。	
7	取り組みの方向	(1) 継続　　2　拡大　　3　要検討（縮小　・　廃止） 4　２年以内に実施　　5　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の課題や方向性	育児支援家庭訪問事業及び親子絵本ふれあい事業の充実に努めるとともに，19 年 10 月開始の県事業「子育て支援家庭応援事業」への側面支援をはじめ，地域の子育てサロンや子育てボランティアの育成に努める。また，厳しい財政事情ではあるが，国事業の導入等による新たな子育て支援事業の検討･研究を継続する。	
9	国・県・関係団体等の動向	少子化対策の充実，強化を図るため財源確保に努めている。	

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	子育て支援課

施策番号	２１２１、３３１１
施策の方向	子育てが楽しくなるまちづくり　地域ぐるみの子育て支援活動の推進 子育て支援の輪づくり　子育て支援ネットワークづくり
主な取り組み	地域の子どもと子育てに関する機関、団体等との連携の強化

1	事業名	子ども家庭支援センター事業	
2	目　的	子育て支援や虐待予防のために、行政や学校、幼稚園、保育所などの子育て機関と、地域の民生・児童委員や主任児童委員、青少年育成ボランティア等との連携を深める。	
3	内　容	子育て支援や虐待予防の取り組みに関し、それぞれが自らの役割を認識し、連携を一層深めていくよう、研修や啓発活動に取り組む。	
4	目　標	子育てに関する関係機関や関係者が連携して、共助による地域の子どもや子育て家庭を支援するための体制整備。	
5	実　績	（17 年度） ○民生委員児童委員、主任児童委員に児童虐待予防講演会への参加案内　各 55 名、44 名、計 99 名出席 ○民生委員児童委員等による子育て支援事業を実施している地区　４地区	（18 年度） ○主任児童委員研修会開催 37 名出席 ○民生委員児童委員，主任児童委に児童虐待予防講演会への参加案内　58 名出席 ○民生児童委員等による子育て支援事業を開始した地区１地区（計５地区）
6	前期計画中間期総括（17 年 4 月～19 年 8 月末）	地域で自主的に開催･運営されている子育てサロンは，19 年 5 月に１地区で開設，11 月には更に 1 地区が開設を予定する等，徐々に広がりを見せており，その活動は地域の子育て支援に大きく貢献している。	
7	取り組みの方向	①　継続　２　拡大　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の課題や方向性	民生委員児童委員等による子育て支援事業を支援し各地域に気軽に集まれるサロン等ができるよう働きかけ支援する。	
9	国・県・関係団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	子育て支援課

施策番号	２１２２ ３３２２
施策の方向	子育てが楽しくなるまちづくり　地域ぐるみの子育て支援活動の推進 子育て支援の輪づくり　地域ぐるみの子育て支援活動の推進
主な取り組み	子育て（支援）サークル支援の推進

1	事業名	子育て（支援）サークル支援	
2	目　的	子育て（支援）サークルの活動場所を確保し，サークル活動の活性化・安定化を図る。また，会員（親子）同士の交流を通じて，子育て家庭の孤立化や育児ストレス，育児不安の予防を進める	
3	内　容	市に登録したサークルについては，活動場所として市施設（ふれあいセンター等市内 19 か所）を利用する場合に，使用料全額免除。登録サークルの活動情報を子育て情報誌で市民に提供し，孤立した育児の防止を図る。	
4	目　標	サークル活動の活性化 施設使用料の免除を継続 活動の活性化に向け，サークル情報を提供	
5	実　績	（17 年度） 登録サークル数　40 サークル（当初） 登録取り消し数　１サークル 新規登録数　４サークル	（18 年度） 登録サークル数　４３サークル 登録取り消し数　３サークル 新規登録数　７サークル
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	サークル登録団体が増加中，使用料減免施設も 2 施設追加となり、サークル活動の活性化につながった。 「子育てバリアフリーマップ pamu」にサークル情報を掲載しているため，子育て家庭からの問い合わせも多い。そのため，登録団体の活動内容・実態等について，より詳しく情報提供できるよう取り組みを行った。	
7	取り組みの方向	①　継続　２　拡大　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の課題や方向性	「子育てバリアフリーマップ pamu」の改定・配布により、事業の周知を図る。 「親子絵本ふれあい事業」にて、地域におけるサークル活動を紹介するなど、活動の促進を図る。 ホームページでサークル情報の閲覧ができるようにし，タイムリーに情報提供していく。	
9	国・県・関係団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	子育て支援課

施策番号	２１２３ ３３２３
施策の方向	子育てが楽しくなるまちづくり　地域ぐるみの子育て支援活動の推進 子育て支援の輪づくり　地域ぐるみの子育て支援活動の推進
主な取り組み	子育てボランティアの活動支援

1	事業名	子育てパートナー	
2	目　的	地域資源を活用し，ボランティアによる子育て支援活動に取り組む。	
3	内　容	地域の保育士・幼稚園教諭・看護師・県子育て応援団や保育サービス講習会修了者を子育てパートナーとして登録してもらい，市営保育園や子育て支援センターと連携し，多様な子育て支援活動の展開を図る。	
4	目　標	現在は，市営保育園 25 園や子育て支援センターを活動対象施設としているが，民営保育園等にも活動範囲を広げ，子育てパートナーの登録者数を増やす。	
5	実　績	（17 年度） 連携施設 10 施設 登録者　12 人	（18 年度） 連携施設　10 施設 登録者　　12 人
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	19 年度には新規登録者も増加したが，更に広報活動に努め，登録者数の増加につなげるよう努める。	
7	取り組みの 方向	１　継続　②　拡大　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	9 月から市ホームページで子育てパートナーの紹介をおこなうとともに，応募用紙のプリントアウトを可能とする。ボランティア育成団体と連携し、活動場所の情報提供など市のサービス事業の紹介なども行い、子育てサポーターの登録者数を増やし，地域の子育て支援の充実を図る。 あかるいまちへの掲載のほか、新たにチラシを作成し広報活動をする。 ボランティア同士の交流会を開催等を通じ，資質向上,研修に努める。	
9	国・県・関係 団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	子育て支援課

施策番号	２１２４　　２２２６　　３３２４
施策の方向	子育てが楽しくなるまちづくり　　地域ぐるみの子育て支援活動の推進 家庭生活と仕事の両立支援　　保育サービス等の充実 子育て支援の輪づくり　　地域ぐるみの子育て支援活動の推進
主な取り組み	ファミリーサポートセンター事業等

1	事業名	ファミリーサポートセンター事業
2	目　的	労働者が仕事と育児を両立できる環境を整備するとともに，地域の子育て支援を行うことによって労働者の福祉の増進及び児童の福祉の向上を図る
3	内　容	地域において，託児や送迎などの育児援助を受けたい人（依頼会員）と行いたい人（援助会員）からなる有償ボランティアによる相互援助事業であり，援助活動にかかる広報・会員登録・講習会実施・会員間のコーディネート等を行う。運営については，クンペル高知に委託している。
4	目　標	子ども未来プランの平成21年度目標事業量（設置数）は1か所。
5	実　績	（下表参照）
6	前期計画 中間期総括 （17年4月～ 19年8月末）	会員数・活動件数ともに年々増加しており，依頼内容としては，保育園や放課後児童クラブへのお迎えや，帰宅後の預かり等が多く，仕事と家庭の両立支援が図られている。
7	取り組みの 方向	①　継続　　２　拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成22～26年度に実施）
8	19 年度以降の 課題や方向性	依頼会員・援助会員との登録数に開きがでてきており,広報等によりファミリー・サポート・センター事業の周知を図り，特に援助会員の登録者数が増えるよう呼びかけ等を行う。
9	国・県・関係 団体等の動向	次世代育成支援対策交付金対象事業

5 実績:

	（17年度）	（18年度）
依頼会員	308名	401名
援助会員	177名	205名
両方会員	38名	52名
合　　計	523名	658名
年間活動件数	2,512件	3,167件

※　会員数は当該年度末登録数

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	子育て支援課

施策番号	２１３１、２７２１
施策の方向	子育てが楽しくなるまちづくり　子育てに関する相談・情報提供の充実 安心して利用できるサービス体制づくり　子育てに関する相談・情報提供の充実
主な取り組み	相談機能の充実

1	事業名	子ども家庭支援センター事業	
2	目　的	市民が子育てに困ったり悩んだときに、気軽に相談できたり、必要な情報が得られるようにする。	
3	内　容	子どもや子育て、教育等に関する相談先を明確にする。また、各種相談事業についての情報を含めた子育てに役立つ情報を冊子やホームページ等で市民に周知を図る。	
4	目　標	市民が子育てに困ったときの相談先や各種相談事業についての情報を日常から知っており、必要なときに手軽に活用できる。	
5	実　績	（17 年度） 子ども家庭支援センター開設 「すくすくとさっこ 21 みに」をＨＰで掲載 子育てバリアフリーマップ 8000 部発行	（18 年度） 「すくすくとさっこ 21 みに」を HP で掲載 子育てバリアフリーマップ 5,000 部増刷
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	H19.9 子育て支援課ホームページ開設 19 年度一部改定増刷 1,500 冊予定	
7	取り組みの 方向	①　継続　２　拡大　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の課題や方向性	平成 20 年から開始される保健所のこんにちは赤ちゃん事業での訪問時に，子育てバリアフリーマップを全員に配布する予定のため，20 年度の子育てバリアフリーマップ改訂は，保健所とともに内容の見直しを行う予定。 また，ホームページのタイムリーな更新に努め，子育て相談事業や情報提供の充実を図る。	
9	国・県・関係団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	健康づくり課

施策番号	２１３２、２７２２
施策の方向	子育てが楽しくなるまちづくり　　子育て支援サービスの充実 安心して利用できるサービス体制づくり　　子育てに関する相談・情報提供の充実
主な取り組み	子育て応援ガイドの作成等

1	事業名	「すこやか子育て応援ブック」作成・配布	
2	目　的	母子健康手帳別冊として高知市の母子保健サービス・母子福祉施策についてまとめたもので，安心して出産・育児ができるように活用してもらう。	
3	内　容	妊娠中の生活や子育ての情報，各種制度や相談窓口を掲載 妊婦・乳児一般健診受診票，赤ちゃん誕生ハガキを添付	
4	目　標	妊娠届出時に母子健康手帳と共に配布する	
5	実　績	（17 年度） 母子健康手帳交付数　3,201 件	（18 年度） 母子健康手帳交付数　3,009 件
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	妊娠届出時に母子手帳パックのセットにして抜かりなく配布し，転入者や紛失者に対しても発行している（H17 年度 221 件，H18 年度 268 件）。 しかし，母親の活用状況は不明である。 今後，母子手帳交付の際の保健指導等冊子活用のＰＲを検討していく必要があると考える。	
7	取り組みの 方向	①　継続　　２　拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	内容の見直し等検討しながら，継続して実施する。 また，平成 20 年 1 月から開始する新事業での活用も検討している。	
9	国・県・関係 団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	子育て支援課

施策番号	２１３２ ２７２２
施策の方向	子育てが楽しくなるまちづくり　　子育てに関する相談・情報提供の充実 安心して利用できるサービス体制づくり　子育てに関する相談・情報提供の充実
主な取り組み	子育て応援ガイドの作成等

1	事業名	子育て応援ガイドの作成	
2	目　的	子育てに関する情報提供を通じ，子育て家庭の孤立化を防ぐ。また，子育てを社会全体で支援していくための意識啓発を進める。	
3	内　容	平成 13 年度に「すくすくとさっこ」の作成から引き続き，平成 15 年度に「すくすくとさっこ　みに」，平成 16 年度に「すくすくとさっこ 21　みに」，平成 17 年度は「子育てバリアフリーマップｐａmu」を作成し，市民や関係機関に配布。	
4	目　標	関係機関等の作成する情報冊子との整合を図りながら，子育て応援ガイドの作成に取り組む。	
5	実　績	（17 年度） ・「すくすくとさっこ 21 みに」作成・配布 ・「すくすくとさっこ 21 みに」をＨＰで掲載 ・「子育てバリアフリーマップｐａmu」 8000 部作成	（18 年度） ・「子育てバリアフリーマップｐａmu」 内容改定版 5000 部増刷
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	17 年度に作成した「子育てバリアフリーマップｐａmu」の内容を更新したものを 18 年度に増刷し，各窓口センターやふれあいセンター等に常備している。また，18 年度新規事業の親子絵本ふれあい事業を利用した保護者や，子育て支援センター等の親子が集まる施設等への配布協力依頼も行った。	
7	取り組みの 方向	①　継続　　　２　拡大　　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	9 月に市のホームページを刷新。「子育てバリアフリーマップｐａmu」に掲載されている子育て支援情報等をホームページへも掲載。子育てサークルや子育て支援事業，子育てに関する相談機関等，新たな情報については随時更新し情報提供していく。	
9	国・県・関係 団体等の動向	次世代育成支援対策交付金加算対象事業	

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	まちづくり推進課

施策番号	２１３３ ２７２３
施策の方向	子育てが楽しくなるまちづくり　　子育てに関する相談・情報提供の充実 安心して利用できるサービス体制づくり　子育てに関する相談・情報提供の充実
主な取り組み	子どものための情報発信

1	事業名	子どものための情報発信事業	
2	目　的	子どものための遊び場やイベント等の情報発信を行い子どもの健全な育成をサポートする。	
3	内　容	子どものためのイベント等の情報誌「わいわいくじら」を年２回（なつやすみ号，はるやすみ号）を発刊している高知市子どもセンターに構成団体として参画している。作製・配布はNPO高知市民会議。	
4	目　標	情報誌「わいわいくじら」の内容充実	
5	実　績	（17年度） 発行部数各号33,000部	（18年度） 発行部数各号30,000部
6	前期計画 中間期総括 （17年4月～ 19年8月末）	発刊の経費は企業の協賛金とNPO高知市民会議の自主財源により賄われているが，最近は協賛金がなかなか集まらず，継続は厳しい状況にある。平成19年３月に継続すべきかどうかのアンケート調査を行った。読者（児童・生徒の保護者が大部分）からは継続を望む声が多く寄せられ，非常に好評であり，今後も継続していくことを決定。	
7	取り組みの 方向	①　継続　　　２　拡大　　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成22～26年度に実施）	
8	19年度以降の 課題や方向性	今後も財政的に苦しい状況が予想されるが，非常に好評なのでNPO高知市民会議には継続をお願いしていきたい	
9	国・県・関係 団体等の動向	協賛金が集まらないとNPO高知市民会議の負担が大きくなり継続が困難。	

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	子育て支援課

施策番号	２１３３ ２７２３
施策の方向	子育てが楽しくなるまちづくり　　子育てに関する相談・情報提供の充実 安心して利用できるサービス体制づくり　子育てに関する相談・情報提供の充実
主な取り組み	子どものための情報発信

1	事業名	子ども家庭支援センター事業	
2	目　的		
3	内　容	高知市子どもセンターが作成した「わいわいくじら」等，子育てに関する情報伝達の促進	
4	目　標		
5	実　績	（17 年度） 「わいわいくじら」発行時の配布の協力	（18 年度） 「わいわいくじら」発行時の配布の協力
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	高知市こども情報局運営協議会への参加及・保育園等関係機関への配布協力 子育てに関する団体，サークル等が実施する事業の後援，広報等による活動支援	
7	取り組みの 方向	①継続　　２　拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	引き続き，運営協議会への参加，配布協力を行い，子どものための情報伝達に努める。	
9	国・県・関係 団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	保育課

施策番号	２２１１
施策の方向	家庭生活と仕事の両立支援　　　待機児童解消対策の推進
主な取り組み	保育所入所定員の弾力化の実施及び定員の見直し

1	事業名	保育所入所定員の弾力化の実施及び定員の見直し	
2	目　的	待機児童の解消	
3	内　容	・保育園に対し，定員を超える児童の受け入れを要望 ・例年定員を超過している園については、定員の見直しを要望する。 ・老朽化の進む園については改築なども実施し、その際に定員増を図る。	
4	目　標	平成 21 年度待機児童ゼロを目指す。	
5	実　績	（17 年度） ○弾力化（定員超え） 民営　45 園 市営　6 園 ○定員の見直し 民営　±　0 市営　―　60	（18 年度） ○弾力化（定員超え） 民営　47 園 市営　4 園 ○定員の見直し 民営　＋ 30
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	定員の弾力化については,最低基準に余裕のある園について,定員を超える児童の受入れをお願いしてきた。また,園の増改築時には定員の増も図り待機児童の解消に努めてきた。	
7	取り組みの 方向	①　継続　　２　拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	年度当初定員比 115%，上半期で 125%，下半期は上限なしと規定されているが，施設の面積上の最低基準に達してしまう園も多くあり，これ以上の弾力化には限界があると思われる。 今後は,施設の老朽化が進んでいることから,園の増改築時に定員増を行い,また,少子化の影響等児童数の推移も見ながら待機児童解消に向けて取り組んで行きたい。	
9	国・県・関係 団体等の動向	国は待機児童の解消を図るため，待機児童ゼロ作戦を積極的に推進している。	

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	保育課

施策番号	２２１２
施策の方向	家庭生活と仕事の両立支援　　　待機児童解消対策の推進
主な取り組み	低年齢児保育の充実

1	事業名	低年齢児保育の充実	
2	目　的	夫婦共働き家庭の増加や労働形態の多様化により、拡大している低年齢保育の需要への対応	
3	内　容	低年齢児の受け入れ拡大	
4	目　標	今後とも改築や増築の際等に、０～２歳の低年齢児の受け入れ可能施設数の拡大を図る。	
5	実　績	（17 年度） 低年齢児保育 （対児童数比） 0 歳児　11.7% 1 歳児　36.7% 2 歳児　50.9%	（18 年度） 低年齢児保育 （対児童数比） 0 歳児　10.9% 1 歳児　38.6% 2 歳児　51.4%
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	園の増改築等に併せ,低年齢時の受入れを積極的に進めてきた。また,平成 20 年度開園の下知・田渕統合保育園についても,受入れを行うこととした。	
7	取り組みの 方向	１　継続　　②拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	民営保育所については,低年齢児受け入れ拡大につながる施設の改修に対しては積極的に補助していきたい。また，今後とも改築や増築の際等に、０～２歳の低年齢児の受け入れ可能施設数の拡大を図って行く。	
9	国・県・関係 団体等の動向	国の少子化対策の具体化によって，ハード・ソフトの両面で低年齢児の受け入れ拡大が可能となるのかを見守る必要がある	

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	保育課

施策番号	２２１３
施策の方向	家庭生活と仕事の両立支援　　待機児童解消対策の推進
主な取り組み	保育所の計画的な整備の推進

1	事業名	保育所の計画的な整備の推進	
2	目　的	保育環境の整備による児童福祉の向上	
3	内　容	公立保育所・民営保育所とも保育ニーズに合った老朽園舎の計画的な改築の推進	
4	目　標	毎年民営保育所で２園程度、市営保育所で１園程度の改築	
5	実　績	（17 年度） ○耐震補強工事　公立保育所１園	（18 年度） ○改築　民営保育所 2 園 港孕保育園・新木保育園 ○耐震補強工事　公立保育所１園 朝倉保育園
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	18 年度に港孕保育園・新木保育園の増改築を行った。また,耐震補強工事については,平成 17 年度に石立保育園,18 年度に朝倉保育園の整備を行った。年間に民営保育所で２園程度、市営保育所で１園程度の改築を要望してきたが財政状況等により計画どおりに進捗できていない状況である	
7	取り組みの 方向	①　継続　　２　拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	平成 20 年度には下知・田渕統合保育園の開園予定であるが,先日,議会行財政改革特別委員会にも示されたとおり,保育園の統廃合及び民営化が本格的に検討されようとしており,これまで,年間に民営保育所で２園程度,市営保育所で１園程度の改築を要望してきたが,今後の整備等については,あり方を含め,包括的に検討していく必要がある。	
9	国・県・関係 団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	保育課

施策番号	２２１４
施策の方向	家庭生活と仕事の両立支援　　　待機児童解消対策の推進
主な取り組み	保育所入所定員の拡大

1	事業名	保育所入所定員の拡大	
2	目　的	待機児童の解消	
3	内　容	・例年定員超過している園については定員の見直しを要望する。 ・老朽化の進む園については改築なども実施し、その際に定員増を図る。	
4	目　標	平成 21 年度待機時児童ゼロを目指す	
5	実　績	（17 年度） ○定員の見直し 民営　±　0 市営　－　60	（18 年度） ○定員の見直し 民営　＋　30
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	定員の弾力化については,最低基準に余裕のある園について,定員を超える児童の受入れをお願いしてきた。また,園の増改築時には定員の増も図り待機児童の解消に努めてきた。	
7	取り組みの 方向	①　継続　　　　2　拡大　　　　3　要検討（縮小　・　廃止） 4　２年以内に実施　　　5　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	年度当初定員比 115%，上半期で 125%，下半期は上限なしと規定されているが，施設の面積上の最低基準に達してしまう園も多くあり，これ以上の弾力化には限界があると思われる。 今後は,施設の老朽化が進んでいることから,園の増改築時に定員増を行い,また,少子化の影響等児童数の推移も見ながら待機児童解消に向けて取り組んで行きたい。	
9	国・県・関係 団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	保育課

施策番号	２２２１
施策の方向	家庭生活と仕事の両立支援　　　保育サービス等の充実
主な取り組み	延長・早出居残り保育事業

1	事業名	延長・早出居残り保育事業	
2	目　的	市民ニーズに応じた保育サービスを提供することにより児童の福祉の増進を図る。	
3	内　容	保護者の就労状況，勤務の都合上平常保育時間を超えて保育を必要とする児童を保育する。7 時 30 分からの早出保育や 18 時 30 分までの居残り保育、19 時までの延長保育を実施している。	
4	目　標	２１年度目標数値３１園での実施拡大に努める。	
5	実　績	（17 年度） 民間保育所 23 個所、公立保育所 5 個所で実施	（18 年度） 民間保育所 25 箇所，公立保育所 5 箇所で延長保育を実施
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～19 年 8 月末）	公・民全園にて，早出・居残り保育を実施。開所時間については，園により違う。 延長保育については，19 年度 31 箇所で実施	
7	取り組みの方向	①　継続　　　　２　拡大　　　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の課題や方向性	就労形態の多様化等により，保育時間延長のニーズは高まっており，延長保育の実施拡大に努める。早出・居残り保育については，引き続き取り組む。	
9	国・県・関係団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	保育課

施策番号	２２２２
施策の方向	家庭生活と仕事の両立支援　　　保育サービス等の充実
主な取り組み	家庭支援推進保育事業

1	事業名	家庭支援推進保育事業	
2	目　的	入所児童の家庭環境や発育状況等に配慮したよりきめ細かな保育の推進	
3	内　容	特に配慮が必要とされる児童の割合が入所児童の 30%または 40 人以上を補助対象施設として制定し、加配保育士を配置し保育を行っている。	
4	目　標	養育困難家庭や配慮を必要とする子どもの増加に伴い家庭支援推進保育事業の推進に取り組む。	
5	実　績	（17 年度） 公立 12 園、民間 23 園選定	（18 年度） 公立 12 園，民間 16 園(11 月から，3 園増)
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	支援を必要とする子どもや家庭への支援，関係機関との連携等多方面からの支援を行っている。 望ましい支援の方法について，保育見学・実践交流・講演等，家庭支援推進保育事業加配保育士研修を年間 5 回実施	
7	取り組みの 方向	①　継続　　　２　拡大　　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	育児不安，養育困難家庭が増加しており，継続推進が必要。	
9	国・県・関係 団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	保育課

施策番号	２２２３
施策の方向	家庭生活と仕事の両立支援　　　保育サービス等の充実
主な取り組み	土曜日午後保育の拡大及び休日保育事業の実施検討

1	事業名	土曜日午後保育事業及び休日保育事業	
2	目　的	保護者の育児と仕事の両立支援	
3	内　容	土曜日午後保育事業の実施拡大及び休日保育事業の実施検討	
4	目　標	土曜日午後保育　全園で実施目標 休日保育　　　21 年度数値目標　３園	
5	実　績	（17 年度） ○土曜午後保育 ３２か所 （公立　１０か所 民間　２２か所） ○休日保育 民間の保育所で試行的実施園を交渉中	（18 年度） 土曜午後保育：35 箇所 公立：10 箇所 民間：25 箇所 ○休日保育 民間の保育所で試行的実施園を交渉中
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	土曜日午後保育・休日保育ともに，就労形態の多様化により，需要あり。 土曜日午後保育実施園：18 年度は，3 箇所増	
7	取り組みの 方向	①　継続　　2　拡大　　3　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　5　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	土曜日午後・休日保育事業ともに保育士の確保が課題。 休日保育については，民間保育所で試行実施園を交渉中	
9	国・県・関係 団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	子育て支援課

施策番号	２２２４
施策の方向	家庭生活と仕事の両立支援　　　保育サービス等の充実
主な取り組み	乳幼児健康支援一時預かり事業の推進

1	事業名	乳幼児健康支援一時預かり事業	
2	目　的	保護者の就労支援と病気回復期における児童の健全な保育	
3	内　容	市内の保育所等に在園している児が，病気の回復期等で集団保育ができない時，勤務が休めない等の理由がある保護者にかわって，その児を預かるもの。医療機関 2 か所に委託して事業を実施。定員は４～６名（非常勤職員の状況による)。 収入に応じて利用者負担金あり。	
4	目　標	保育サービス等数値目標は２か所を維持（平成 21 年度目標事業量）	
5	実　績	（17 年度） 委託料：１か所あたり　7,743,600 円 利用実績：延 937 人	（18 年度） 委託料：１か所あたり　5,795,150 円 利用実績：延　1024 人
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	・ 18 年度までは利用料を、市に納付書で支払っていたが、19 年度より施設で直接支払うようにし，利用者の利便性が向上した。 ・ チラシおよび申請書の入手範囲拡大のため配布場所を増やした（市内保育所・幼稚園・子育て支援センター・市内小児科・ファミリーサポートセンター・保育課・子育て支援課など）	
7	取り組みの 方向	①　継続　　　２　拡大　　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19　年度以降の 課題や方向性	市のホームページで閲覧，申請用紙のプリントアウト可能にし（9 月から），利用者の利便性を図る。 現在の利用状況等から，2 か所での実施を維持するとともに，合併後の春野町の１か所を高知市の制度に統一し，20 年からは 3 か所で実施する。	
9	国・県・関係 団体等の動向	次世代育成対策（ソフト事業）交付金	

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	保育課

施策番号	２２２７
施策の方向	家庭生活と仕事の両立支援　　　保育サービス等の充実
主な取り組み	保育士研修の充実

1	事業名	保育士研修の実施	
2	目　的	保育士の専門性を深め資質の向上を図るため研修を実施	
3	内　容	公立保育園では「より地域に愛される保育所」をめざし園内研修を実施 乳児保育研修、認可外保育研修を実施し保育内容の充実や保育の資質向上を図っている。 家庭支援加配保育士研修、障害児保育研修、障害児担当者研修を行い、人権を基本にした保育の推進並びに専門的研修を推進している。	
4	目　標	保育士の専門性の深化,資質の向上を，社会環境の変化への対応を踏まえた保育士研修の充実に努める。	
5	実　績	（17 年度）　※（ ）は参加延べ人数 ・所長等研修(25)・乳児保育研修(385) ・調理研修(184)・役務研修(63)・障害児保育研修(250)・人権研修(817) ・障害児担当者研修会(772) ・家庭支援推進加配保育士研修(183) ・認可外保育所研修(30)	（18 年度）※（　）は参加延べ人数 ・所長等研修(25)・乳児保育研修(395) ・調理研修(144)・役務研修(49)・障害児保育研修(260)・人権研修(803) ・障害児担当者研修会(701) ・家庭支援推進加配保育士研修(198) ・認可外保育所研修(46)
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	公立保育園では，研修委員会において，保育内容の充実，保育士の資質向上を目指し専門的な研修について検討をし，実施している。 園内研修については，公立保育園全園で実施し，民間保育園，地域へも参加を呼びかけ，資質の向上を目指している。 　公開保育参加人数（17 年度：261 名・18 年度：270 名）	
7	取り組みの方向	①　継続　　　　２　拡大　　　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の課題や方向性	今後も民間園，認可外保育所職員の参加を呼びかけ，交流を図りたい。 今後の継続実施，研修内容の充実について検討したい。	
9	国・県・関係団体等の動向	全国保育協議会主催の研修，県主催幼・保・小連携教育講座，研修の実施	

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	保育課

施策番号	２２２８
施策の方向	家庭生活と仕事の両立支援　　　保育サービス等の充実
主な取り組み	ほのぼの保育事業

1	事業名	ほのぼの保育事業	
2	目　的	保育を必要とする乳児及び１・２歳児が入所している認可外保育所に対し、援護費を支給して福祉の増進を図る。	
3	内　容	０歳児　一人あたり月額　１６，０００円 １・２歳児　一人あたり月額　４，０００円の援護費支給	
4	目　標	子育てと仕事の両立支援	
5	実　績	（17 年度） 対象施設　　１４施設 援護費　25,170,850 円	（18 年度） 対象施設　　１６施設 援護費　30,270,010 円
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	一定の基準を満たす認可外保育施設に対し,乳児及び 1・2 歳児の保育に要する経費について,補助を行った。	
7	取り組みの 方向	①　継続　　　２　拡大　　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	認可外保育施設に対し,「認可外保育施設指導監督基準」に沿った保育を指導するとともに,立ち入り調査や研修会の実施等により,適切な保育内容の確保に努める。	
9	国・県・関係 団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	商工労政総務課

施策番号	２２３１・２２３２ ３１２１・３１２２
施策の方向	家庭生活と仕事の両立支援　　子育て・家庭生活に配慮した就労環境づくり 子育てに理解のあるまちづくり　子育て・家庭生活に配慮した就労環境づくり
主な取り組み	法制度等の普及啓発 妊娠出産しても安心して働ける環境づくり

1	事業名	妊娠出産しても安心して働ける環境づくり	
2	目　的	妊娠出産しても安心して働ける環境づくりを援助する。	
3	内　容	各種法制度・支援事業の周知 職場環境のありように関する相談の場としての総合労働相談の実施	
4	目　標	男女雇用機会均等法や労働基準法における、母性保護規定他の周知及び育児を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援する各種事業の周知を図り、子育てを行う労働者が安心して働き続けられる環境づくりを推進する。	
5	実　績	（17 年度） 総合労働相談の実施（毎月１回）	（18 年度） 総合労働相談の実施（毎月１回）
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	H17 年度実績　(9 名) H18 年度実績　(8 名) 相談人数は多くはないが，1 件あたり，十分に時間をかけた相談ができている。	
7	取り組みの 方向	①　継続　　　２　拡大　　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	相談件数の増加を目指し，広報活動の充実を図っていきたい。	
9	国・県・関係 団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	商工労政総務課

施策番号	２２３３・３１２３
施策の方向	家庭生活と仕事の両立支援　子育て・家庭生活に配慮した就労環境づくり 子育てに理解のあるまちづくり　子育て・家庭生活に配慮した就労環境づくり
主な取り組み	事業主行動計画の推進

1	事業名	事業主行動計画の推進	
2	目　的	一般事業主行動計画の策定とそれに基づく取組みを推進する	
3	内　容	仕事と家庭の両立支援に取り組む優良企業の公表など，ファミリー・フレンドリー企業の普及推進をする。 一般事業主行動計画策定に関する広報を行なう。	
4	目　標	労働者が仕事と子育てを両立させ，少子化の流れを変えるための次世代育成支援対策を進めていく	
5	実　績	（17 年度） 一般事業主行動計画策定に関する広報を「あかるいまち」により行なう。 ファミリー･フレンドリー企業の「あかるいまち」による広報	（18 年度） 特になし
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	一般事業主行動計画策定については，法により策定が義務付けられている企業においては，既に策定が終了している。 また，H18 年度はファミリー・フレンドリー企業の本県での該当はなかった。	
7	取り組みの 方向	①　継続　　２　拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	一般事業主行動策定が努力目標となっている 300 人以下の企業に対する，策定への働きかけや，既に策定済みの 301 人以上の企業については，一定の基準を満たした場合厚生労働大臣の認定を受けられる制度があるなど広報誌『労働ニュース』等を利用し広報していきたい。	
9	国・県・関係 団体等の動向	国の実施事業	

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	人事課

施策番号	２２３３
施策の方向	家庭生活と仕事の両立支援　　子育て・家庭生活に配慮した就労環境づくり
主な取り組み	事業主行動計画の推進

1	事業名	事業主行動計画の推進	
2	目　的	高知市特定事業主行動計画の掲げた取組を推進することによって，子育てしやすい職場環境を育んでいく。	
3	内　容	17 年度と同様	
4	目　標	特定事業主行動計画の着実な推進に取り組む。	
5	実　績	（17 年度） 職員に対する出産・育児制度等の周知や子育て職員に対する異動等の配慮に努めている。	（18 年度） 職員に対する出産・育児制度等の周知や子育て職員に対する異動等の配慮に努めている。
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	出産及び育児制度の周知について，制度案内用の冊子やホームページの作成を計画しているが未完成である。	
7	取り組みの 方向	①　継続　　　２　拡大　　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	計画の周知	
9	国・県・関係 団体等の動向	未調査	

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	子育て支援課

施策番号	２２３３ ３１２３
施策の方向	家庭生活と仕事の両立支援　　子育て・家庭生活に配慮した就労環境づくり 子育てに理解のあるまちづくり　子育て・家庭生活に配慮した就労環境づくり
主な取り組み	事業主行動計画の推進

1	事業名	事業主行動計画の推進	
2	目　的	一般事業主について、策定した一般事業主行動計画の適切な推進が図れるよう関係機関の連携を図る。 仕事と家庭の両立支援、家庭にやさしい企業の普及。 市は，特定事業主として、特定事業主行動計画の着実な推進に取り組む。	
3	内　容	事業主に対し、社会全体で子育てを支援していくことの大切さについて意識啓発を進める。	
4	目　標	男女がともに仕事と子育てを含めた家庭生活を両立し、安心して子どもを産み育てることが出来る就労環境づくり。	
5	実　績	（17 年度） 「出産子育て・応援フォーラム」を開催。県内主要企業に対し案内チラシを配布。	（18 年度） 企業と協働した子育て支援の場づくりへの取り組み（県事業）への参加。企業の社会貢献や安心して子育てのできる就労環境づくりの必要性についても PR した。
6	前期計画中間期総括（17 年 4 月～19 年 8 月末）	17 年度は，子育てフォーラムを開催し企業･市民の意識啓発に努めた。18 年度は，県事業への協力を通じた取り組みを実施。19 年度についても県の「子育て家庭応援事業」への協力や，広報紙等で企業も含め地域全体で子育てを応援していく機運を高める取り組みを実施していく。	
7	取り組みの方向	(1)　継続　　２　拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の課題や方向性	次世代育成支援対策行動計画の推進を図るため、企業や子育て家庭をはじめとする住民、子育て支援機関、児童福祉関連機関､団体､ボランティア等に対し、親育ちや子育ちを地域ぐるみで支えることの大切さを広く啓発し、社会全体で子育てを応援していく機運を高めることを目的に､啓発，広報活動を継続する。	
9	国・県・関係団体等の動向	児童環境づくり基盤整備事業の児童育成事業推進対策事業として国の補助金を活用する。	

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	子育て支援課

施策番号	２３１１
施策の方向	様々な状況にある子どもと子育て家族への支援　　ひとり親家庭等への支援
主な取り組み	ひとり親家庭への支援

1	事業名	ひとり親家庭への支援	
2	目　的	○ひとり親家庭等の福祉増進	
3	内　容	○相談機能の充実を図るとともに、母子家庭の自立促進を図るための自立支援事業に取り組む。また、ファミリー・サポート・センター事業等の新たな子育て支援事業により一時的，緊急的な保育サービスの充実を図る。災害遺児や小学校新入児童への支援を行う。	
4	目　標	○ひとり親家庭等の自立促進及び福祉の充実	
5	実　績	（17 年度） （母子家庭医療、児童扶養手当等の実績は別葉） ○母子自立支援員相談件数　1,916 件 ○母子家庭等就業・自立支援センター 相談件数　　1,339 件 就業者数　　　138 名	（18 年度） ○母子自立支援員相談件数 1,667 件 （母子家庭等就業・自立支援センター，母子家庭医療，児童扶養手当等の実績は別葉）
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～19 年 8 月末）	平成 16 年度開設の母子家庭等就業・自立支援センターにて平成 17 年度から無料職業紹介事業を実施。18 年度から母子・父子家庭等日常生活支援事業を開始。19 年度 10 月から，ひとり親家庭医療助成事業の対象を父子家庭等にも拡充。事業の広報に努め，自立促進と福祉の増進を図った。	
7	取り組みの方向	①　継続　　　２　拡大　　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の課題や方向性	・ 児童扶養手当の支給額が平成 20 年 4 月から減額される予定があり，母子家庭の母の就労支援等の充実・強化が求められている。 ・ 母子家庭等就労・自立支援センターにおける相談事業，自立支援プログラム事業や，マザーズサロン等関係機関との連携により就労者数の増加を図る。	
9	国・県・関係団体等の動向	国…平成 15 年度からの 5 ヶ年での自立支援施策期間は 19 年度で終了することになるが，引き続き母子家庭等自立支援対策の一層の推進を図るとして，20 年度予算の増額に努めている。	

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	子育て支援課

施策番号	２３１２
施策の方向	様々な状況にある子どもと子育て家族への支援　　ひとり親家庭等への支援
主な取り組み	母子家庭等の就業・自立支援の推進

1	事業名	母子家庭等の就業・自立支援の推進	
2	目　的	○母子家庭の母及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉の増進を図る。 ○母子家庭の母の雇用の安定と就職の促進を図る	
3	内　容	○母子家庭自立支援教育訓練給付金事業、同高等職業訓練促進給付金事業及び母子家庭等就業･自立支援センター事業により母子家庭の母の就業促進を図る。 ○母子・寡婦福祉資金貸付制度により、母の就業や児童の就学等を支援	
4	目　標	○母子家庭等及び寡婦の生活の安定と自立及び児童の福祉の増進	
5	実　績	（17 年度） ○センター事業　相談件数　1,339 件　就業者　138 人 ○教育訓練給付金　講座指定者　41 人　支給者　32 人 ○高等職業訓練推進給付金　支給者　17 人（看護師）	（18 年度） ○　センター事業 相談件数 1,325 件　就業者 160 人 ○　教育訓練給付金 講座指定者 34 人　支給者　32 人 ○高等職業訓練推進給付金　支給者　22 人（看護師）
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	母子家庭を取り巻く環境は依然として厳しく，児童扶養手当等を加えて生計維持している現状にある。上記の制度の周知と活用を図る等により自立支援を行ってきた。自立のためにはパートから正社員への転換等，就労の安定が急がれ事業主等の理解と啓発，及び養育費の確保等が重要である。	
7	取り組みの方向	①　継続　　　　２　拡大　　　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の課題や方向性	母子家庭自立支援教育訓練給付金については，19 年 10 月から支給割合が 4 割から 2 割に，上限額が 200,000 円から 100,000 円に，下限額が 8,001 円から 4,001 円に削減された。ひとり親家庭等の生活の安定を図るため，支援策を総合的に継続的に実施していく必要がある。	
9	国・県・関係団体等の動向	20 年度から高等職業訓練促進給付金が，入学一時金（市民税課税世帯 25,000 円非課税世帯 50,000 円）と修業支援手当（課税世帯 51,500 円非課税世帯 103,000 円）とになる見込み。また，母子寡婦福祉資金貸付制度の技能習得に係る生活資金等の償還期間の緩和が図られる見込み。	

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	子育て支援課

施策番号	２３１３
施策の方向	様々な状況にある子どもと子育て家族への支援　ひとり親家庭等への支援
主な取り組み	施設入所児童への支援

1	事業名	施設入所児童への支援	
2	目　的	○児童養護施設などに入所する児童の健全育成と福祉の増進を図る。	
3	内　容	○児童養護施設等に入所する児童の健やかな成長を願い、フットサル・ドッジボール大会等の開催、中学校・高校卒業等記念品の贈呈，キャンプ・修学旅行への補助等を行う。	
4	目　標	○児童の健全育成と福祉の増進	
5	実　績	（17 年度） 修学旅行補助金　57 千円 児童福祉施設交歓行事費　618 千円	（18 年度） 修学旅行補助金　85 千円 児童福祉施設交歓行事費　423 千円
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	様々な理由により，児童養護施設等に入所している児童への支援を図った。	
7	取り組みの 方向	①　継続　　２　拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	施設を退所した児童についての見守りが今後の検討課題である。	
9	国・県・関係 団体等の動向	社会的養護体制の拡充施策を検討中。 ・里親制度の拡充，施設機能の見直し，年長児童に対する自立支援強化など	

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	健康づくり課

施策番号	２４１２
施策の方向	障害のある子どもと家族への支援　将来を見通した療育・支援システムづくり
主な取り組み	（仮称）障害児支援センターの検討

1	事業名	障害児支援システムづくり	
2	目　的	子どもの将来を見通し、ライフステージに沿って一貫した総合的な支援ができる体制をつくる	
3	内　容	保護者が子どもの障害を受容できるための支援やライフステージに沿った継続的な相談や支援、また医療・保健・教育・福祉等の関係機関との調整	
4	目　標	継続的な相談や支援を受けることができる 専門機関に必要な情報が引き継がれる	
5	実　績	（17 年度）	（18 年度） ・療育支援ハンドブック（ふくふくまっぷ）の更新
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	継続した支援を行っていく上での一つの手段として，今年度作成を予定していたサポートファイルについては，高知県広域特別支援連携協議会の場で取り組まれる事から一旦中止し，県の動向を見ることとなる。	
7	取り組みの 方向	１　継続　　２　拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止） ④　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	庁内関係各課（元気いきがい課，保育課，ひまわり園，教育研究所，健康づくり課）の担当者で連絡会を開催し，高知市における支援体制の検討を引き続き行っていく。	
9	国・県・関係 団体等の動向	国：平成 17 年 4 月　発達障害者支援法施行 平成 18 年　発達障害対策戦略推進本部設置	

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	元気いきがい課

施策番号	２４１３
施策の方向	障害のある子どもと家族への支援　将来を見通した療育・支援システムづくり
主な取り組み	自主活動への支援

1	事業名	自主活動への支援	
2	目　的	障害のある子どもと家族への支援体制の充実を図る	
3	内　容	重症心身障害児を抱える家族による自主活動サークルの活動場所の提供及び担当職員の派遣による相談支援を行う。	
4	目　標	将来を見通した療育，支援システムづくり	
5	実　績	（17 年度） 重症心身障害児（者）通園事業の開設により定期開催が無くなり，季節に応じた行事の開催となる。活動場所提供及び担当職員の参加，支援を行う	（18 年度） 季節に応じた行事や保護者の会議が開催される際に、活動場所提供及び担当職員の参加,支援を行う。
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	自主サークルの活動は、平成１７年度から大きな変化はなく、サークルの可能なペースで取り組みがされてきた。サークルが計画する行事や会議の会場提供や相談等の支援を行う。サークルの集いでは、異年齢の児童や成人した方との交流や保護者間で福祉サービスや医療等の情報交換が図られる機会となっている。	
7	取り組みの 方向	(1)　継続　　２　拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	今後も自主活動サークルが積極的に計画する集い等へ会場の提供や相談支援を行っていく。児童や保護者が参加できる場が多くなり互いの交流や介護情報の交換等ができるよう引き続き支援をしていく。	
9	国・県・関係 団体等の動向		

平成１9 年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	元気いきがい課

施策番号	２４２１
施策の方向	障害のある子どもと家族への支援　　個々の状況に応じた支援サービスの充実
主な取り組み	放課後・長期休暇への支援

1	事業名	障害児支援事業，障害児放課後等支援事業，障害児長期休暇支援事業	
2	目　的	○就労等により保護者が昼間自宅に不在の障害のある中学生に対し、放課後、長期休暇における日常生活の見守り及び活動への支援。 保護者の就労、子育て支援。 ○養護学校等に通う生徒を対象に放課後等の見守りを行うことにより、障害児の健全な育成及びその保護者の介護負担の軽減を図る。 ○夏休み等長期休暇時に障害児学級または養護学校（小学部）に在籍する児童に対し地域生活の支援を行い、保護者の負担を軽減する。	
3	内　容	目的に同じ	
4	目　標	○放課後、長期休暇の見守り及び活動への支援 ○障害児の健全な育成及び保護者の介護負担を軽減する。 ○長期期間中、地域で障害のある子どもたちに活動の場を提供し、集団活動を通して日常生活の自立をめざすと共に豊な体験をする。また、保護者同士の連携を図り、子育てを学びあう。	
5	実　績	（17 年度） 委託料：○4,772,591 円 ○1,382,140 円 補助金：○　560,000 円 利用実績：延 1,896 人 300 人 756 人	（18 年度） 補助金：○5,548,000 円 委託料：○　466,200 円 補助金：○1,200,000 円 利用実績：延 3,386 人 83 人 679 人
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	放課後等支援事業の実施場所は、平成１７年度１校での開催であったが平成１８年度より２校に増え、利用児童数も増加している。夏期休暇に開催される支援事業についても利用希望は多い。放課後や長期休暇支援事業を利用することにより、安全で楽しく過ごすことができ保護者の介護負担の軽減になっている。	
7	取り組みの 方向	①　継続　　　２　拡大　　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	保護者の就労支援や介護負担の軽減、児童が放課後や長期休暇を安全に過ごせることから利用希望が多く､引き続き事業が実施できるよう支援を行っていく。	
9	国・県・関係 団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	学校教育課

施策番号	２４２２
施策の方向	障害のある子どもと家族への支援　　個々の状況に応じた支援サービスの充実
主な取り組み	障害児保育等の充実

1	事業名	障害児保育等の充実	
2	目　的	障害児を受け入れている幼稚園や保育所への支援を通して，障害児保育の充実を図る。	
3	内　容	市立幼稚園への障害園児対象の加配教員の配置や市内保育所への障害児加配保育士の配置，障害のある園児を受け入れている私立幼稚園に対する心身障害児就園補助事業の実施	
4	目　標	障害児を受け入れている幼稚園や保育所への支援を通して，充実した障害児保育が行われるように努める。	
5	実　績	（17 年度） ・高知市立かがみ幼稚園の障害のある園児に対して３名の加配教員を配置した。 ・私立幼稚園に対しては申請のあった７園の障害児 16 名に対し，選任の加配教員を配置する補助として，障害のある園児１名につき 35 万円を補助した。（25 万円から 35 万円に増額）	（18 年度） ・高知市立かがみ幼稚園の障害のある園児に対して２名の加配教員を配置した。 ・私立幼稚園に対しては申請のあった６園の障害児１８名に対し，選任の加配教員を配置する補助として，障害のある園児１名につき 35 万円を補助した。
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	障害のある子どもたちへの支援の充実が求められており、障害のある園児に対して、きめ細かな対応ができるよう加配教員配置及び教員配置のための補助を行っている。	
7	取り組みの 方向	①　継続　　２　拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性		
9	国・県・関係 団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	保育課

施策番号	２４２２
施策の方向	障害のある子どもと家族への支援　個々の状況に応じた支援サービスの充実
主な取り組み	障害児保育等の充実

1	事業名	障害児保育	
2	目　的	障害のある子どもの将来の自立に向けた可能性を伸ばし、障害のある子も回りの子どももお互いに一人一人を大切にしていく心が育つことを願い取り組んでいく。	
3	内　容	それぞれの発達に応じた保育を行うために市内の保育所、幼稚園に障害児加配保育士を配置し、「統合保育」に取り組むとともに,関係機関との連携を図りながら推進していく。	
4	目　標	保育所における障害児保育の充実を推進する。障害のある子どもを受け入れている学校教育課に対し補助を行う。	
5	実　績	（17 年度） 障害児保育士の配置　保育所：152 名 市立幼稚園：3 名 私立幼稚園 7 園 16 名に一人あたり年間 35 万円の補助	（18 年度） 障害児加配保育士配置 保育所：134 名 私立幼稚園 6 園 18 名につき一人あたり年間 35 万円の補助
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～19 年 8 月末）	それぞれの発達に応じた保育を行うために障害児加配保育士を配置,「統合保育」を目指し，障害児保育の拠点園である 2 園から障害児保育の実践を学び，また，専門的立場の講師から，基本的な考え方や，かかわり方について研修で深め保育を実施している。年間 6 回研修を実施。	
7	取り組みの方向	①　継続　２　拡大　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の課題や方向性	発達支援法の施行により，早期発見・早期対応が求められ，保育所，幼稚園でのきめこまやかな保育が望まれる。 専門機関，関係機関との密接な連携や保育士の確保が課題	
9	国・県・関係団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	元気いきがい課

施策番号	２４２３
施策の方向	障害のある子どもと家族への支援　　個々の状況に応じた支援サービスの充実
主な取り組み	通所等支援サービスの充実

1	事業名	構造改革特別区域指定による介護保険の通所介護事業所への通所	
2	目　的	知的障害者の在宅生活を支援する。	
3	内　容	介護保険の通所介護事業所にて，利用者が入浴，食事の提供，創作活動，機能訓練，社会適用訓練等のサービスを提供する。	
4	目　標	身体障害者デイサービス事業及び知的障害者デイサービス事業の本来の目的を損なわない範囲で，一定割合の身体障害者及び知的障害者が相互の利用することによって，より身近なところでのデイサービスの利用を可能とする。	
5	実　績	（17 年度） 委託料：　5,293,935 円 利用実績：延 1,101 人	（18 年度） 支払実績：5,883,365 円
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	平成 18 年 4 月の障害者自立支援法の施行に伴い，それまで委託で実施してきたこの事業は，障害者自立支援法の中の基準該当事業所として位置付けられた。19 年８月末現在，高知市における基準該当事業所数は３である。	
7	取り組みの 方向	１　継続　　　２　拡大　　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	平成 18 年度より本事業は，障害者自立支援法の中の基準該当障害福祉サービスとして位置付けられており，利用延べ人数等の統計についても指定児童デイサービス費を含む数値しか把握していない。本事業のみ切り分けて報告することの意義がなくなっている。	
9	国・県・関係 団体等の動向	平成18年4月より３年間の間に，障害児施策体系を見直すこととされており，今後事業の実施形態や単価等の変更が見込まれている	

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	元気いきがい課

施策番号	２４２４
施策の方向	障害のある子どもと家族への支援　　個々の状況に応じた支援サービスの充実
主な取り組み	障害児通園施設の設置検討

1	事業名	重症心身障害児（者）通園事業	
2	目　的	在宅の重症心身障害児（者）に対し，通園の方法により日常生活動作，運動機能等に係る訓練，指導等必要な療育を行うことにより，運動機能等の低下を防止するとともにその発達を促し，併せて保護者等に家庭における療育技術を習得させ，もって在宅重症心身障害児（者）の福祉の増進に資することを目的とする。	
3	内　容	高知市内における日常的な吸引，吸入や経管栄養など医療ケアを必要とする在宅の重症心身障害児（者）の増加傾向をふまえ，介護ニーズを充足するため実施するもの。定員１日あたり５名。	
4	目　標	在宅の重症心身障害児（者）の運動機能等の低下の防止，発達の促進，保護者等に家庭における療育技術の習得	
5	実　績	（17 年度）※５月より事業開始 委託料：　15,228,560 円 利用実績：延　436 人	（18 年度） 委託料：　16,816,230 円 利用実績：延　768 人
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～19 年 8 月末）	予定通り開設し，運営することができている。 利用者は平成 18 年度で平均 3.1 人と，5 人の定員を満たすには未だ至っていない。原因としては，ＭＲＳＡが＋の者など，他者への感染に配慮すべき利用者と，感染の危険性の少ない利用者を分けて利用日を設定する必要があること，最重度の常時看護を要する利用者が集中する日においては，保育士及び看護師が１対１対応を行う必要があること等により，３人の利用が限界である日が存在することが挙げられる。また，本年４月には，利用者の入れ替えがあり，体験利用等を行ったため実績が下がっている。	
7	取り組みの方向	①継続　　２　拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の課題や方向性	平均利用人員を満たすことができないと，国庫補助を削減する旨，毎年国より警告されているが，上記理由により簡単には利用者が増えない状況にある。国庫補助が現実に削減されるまでには至っていないが，削減された場合，市単独で予算を組まなければならず，やむを得ず事業を縮小せざるを得ない状況も十分想定されるため，懸念するところである。	
9	国・県・関係団体等の動向	平成 20 年度内に，障害児施策が見直しされることとなっており，今後事業の実施形態や，事業費の補助形態の変更が見込まれる。	

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	保育課

施策番号	２４２５
施策の方向	障害のある子どもと家族への支援　　個々の状況に応じた支援サービスの充実
主な取り組み	心身障害児通園施設「ひまわり園」の移転整備

1	事業名	心身障害児通園施設「ひまわり園」の移転整備	
2	目　的	心身障害児通園施設「ひまわり園」の充実	
3	内　容	教育研究所の施設の一部を借りて、運営していたため、施設が手狭な上に観察室や保護者との話し合いの場もない。	
4	目　標	観察室やプレイルームを備えた施設整備	
5	実　績	（17 年度） 旧市民病院の院内保育所 「ひまわり園」跡への移転完了	（18 年度） なし
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	一定の施設整備等は完了した。	
7	取り組みの 方向	１　継続　　２　拡大　　３　要検討（廃止）　４　２年以内に実施 ５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）　⑥　完了	
8	19 年度以降の 課題や方向性	一定の施設整備等は完了し,これ以上の施設整備等については財政状況から困難と考えている。	
9	国・県・関係 団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	元気いきがい課

施策番号	２４２６
施策の方向	障害のある子どもと家族への支援　　個々の状況に応じた支援サービスの充実
主な取り組み	補装具の交付、日常生活用具の給付

<table>
<tr><td>1</td><td>事業名</td><td colspan="2">補装具費支給事業，日常生活用具給付事業</td></tr>
<tr><td>2</td><td>目　的</td><td colspan="2">補装具：補装具費の支給により日常生活の便宜を図る
日常生活用具：用具の給付により日常生活の能率の向上を図る</td></tr>
<tr><td>3</td><td>内　容</td><td colspan="2">●補装具
失われた身体機能の確保又は補完する用具の製作又は修理に要した費用を支給する。なお，自己負担額として生活保護世帯以外の利用者については，補助基準額の１割となるが，月額負担上限額あり。
品目は様々で，交付等にあたっては，原則，医学的判定及び医師の意見を要す。
●日常生活用具
障害者の日常生活が，より円滑に行われるための用具を給付する。自己負担額については，補装具と同じ取扱いである。</td></tr>
<tr><td>4</td><td>目　標</td><td colspan="2">障害者福祉の向上</td></tr>
<tr><td>5</td><td>実　績</td><td>（17 年度）
●補装具（児のみ）
交付 478 件/公費負担額 27,410,623 円
修理 35 件/公費負担額 3,304,733 円
●日常生活用具（児のみ）
交付 29 件/公費負担額 1,920,933 円</td><td>（18 年度）
●補装具（児のみ）
交付 323 件/公費負担額 31,234,024 円
修理 43 件/公費負担額 5,250,711 円
●日常生活用具（児のみ）
交付 70 件/公費負担額 2,833,681 円</td></tr>
<tr><td>6</td><td>前期計画
中間期総括
（17 年 4 月～
19 年 8 月末）</td><td colspan="2">補装具費の支給と日常生活用具の給付により，障害者の日常生活及び社会生活における利便性の向上を図るなどした。</td></tr>
<tr><td>7</td><td>取り組みの
方向</td><td colspan="2">①　継続　　　　２　拡大　　　　３　要検討（縮小　・　廃止）
４　２年以内に実施　　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）</td></tr>
<tr><td>8</td><td>19 年度以降の
課題や方向性</td><td colspan="2">日常生活用具給付事業について各種品目や対象障害等の見直しに向け，その考え方を整理するとともに他都市の給付状況等について情報収集を行う。</td></tr>
<tr><td>9</td><td>国・県・関係
団体等の動向</td><td colspan="2">特になし</td></tr>
</table>

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	元気いきがい課

施策番号	２４２７
施策の方向	障害のある子どもと家族への支援　　個々の状況に応じた支援サービスの充実
主な取り組み	学校卒業後に向けた支援の強化

1	事業名	障害者就業・生活支援センター事業	
2	目　的	在学時から一般就労を視野に入れた進路指導が行なわれるように本人・保護者・学校への支援を行なう。	
3	内　容	保護者への啓発（学習会等への参加），実習先の紹介，夏期休暇職業開発体験学習の実施，個別ケースの支援　等	
4	目　標	一般就労を目指すことのできる生徒を増やし，希望する生徒については在学中からきめ細かな支援を行い，卒業後も継続していく。	
5	実　績	（17 年度） ・養護学校在学者支援件数　延 77 件 ・新規就業者　33 人 （在学者以外の者も含む） ・支援登録者数（年度末）　115 人 （在学者以外の者も含む）	（18 年度） ・養護学校在学者支援件数　延 113 件 ・新規就業者　37 人 （在学者以外の者も含む） ・支援登録者数（年度末）　136 人 （在学者以外の者も含む）
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	平成１７年度までは、障害者就業・生活支援センター事業は高知市が委託し実施していたが、平成１８年度より県事業に移行したもの。学校で開催される進路等の相談会へは、関係機関や就労・生活支援センターも参加し、児童を把握すると共に、在学中から就職に向けた支援の取り組みが増加してきている。	
7	取り組みの 方向	１　継続　　２　拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	卒業後職業人としての生活リズムの確立や就職後の対人関係が築け、職場に定着できるよう在学中からの取り組みが大切であり、就職後も支援が必要である。また、卒業後の生活が描けるよう就労についての情報提供や職業体験が出来るよう、障害者就業・生活支援センターや障害者職業センター等の積極的な活用ができるよう取り組みをすすめていく。	
9	国・県・関係 団体等の動向	障害者自立支援法により、サービス新体系へ平成１８年１０月より５年のうちに移行することになっており、新体系に移行する事業所が徐々に出てきている。	

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	子育て支援課

施策番号	２５１１
施策の方向	子育て家庭の経済的負担の軽減　　子育て、教育に係る経済的負担の軽減
主な取り組み	各種医療助成制度等

1	事業名	各種医療助成制度等
2	目　的	○疾病の早期発見、早期治療を促進し、保健の向上と福祉の増進を図る。
3	内　容	○乳幼児医療費助成制度、母子家庭医療費助成制度を継続する。 ○経済的理由で助産を受けることができないと認められる妊産婦の助産を図る助産施設制度を継続する。
4	目　標	○保健の向上と福祉の増進
5	実　績	(see table below)
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	・19 年４月に母子家庭医療を「ひとり親家庭医療」と改正し，19 年 10 月からは対象を父子家庭へ拡充した。 ・乳幼児医療は，平成 17 年 10 月県制度の改正により，入退院とも所得制限を導入して就学前まで助成の拡大を図ったが，本市ではさらに市単独事業として上乗せにより入院については就学前まで，通院については３歳未満児まで，所得制限なしで保険診療の自己負担額全額を助成することとし，子育て家庭の経済的負担の軽減を図った。
7	取り組みの方向	１　継続　　②　拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）
8	19 年度以降の課題や方向性	少子化対策，母子保健の向上，福祉の増進策として，有効な制度であり、今後も継続して実施していく。
9	国・県・関係団体等の動向	医療助成は，制度の充実に全国市町村によってばらつきがある。各自治体にとって費用負担が重くなってきており，国が少子化対策として取り組むことが要望されている。

5 実績:

		17 年度	（18 年度）
乳幼児医療	対象者	19,024 人	18,570 人
母子医療	対象者	7,853 人	7,629 人
助産施設	利用者	59 人	70 人

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	保育課

施策番号	２５１２
施策の方向	子育て家庭の経済的負担の軽減　　子育て、教育に係る経済的負担の軽減
主な取り組み	保育料等の減免

1	事業名	保育料等の減免	
2	目　的	子育て世代の保護者の負担の軽減	
3	内　容	保護者の生活状況に応じた保育料の設定。生活が激変した世帯への緩和として、設定保育料の減軽または免除	
4	目　標	毎年、高知市では国の徴収基準額に比して、１４％前後の軽減を図ってきている。	
5	実　績	（17 年度） 決算ベースで,14.17%を実施した。	（18 年度） 決算ベースで,14.02%を実施した。
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	毎年、高知市では国の徴収基準額に比して、１４％前後の軽減を図り 保護者の生活状況に応じた保育料の設定に努めてきた。	
7	取り組みの 方向	①　継続　　　　２　拡大　　　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	子育て支援の観点からも，引き続き可能な限りの軽減を実施したいが 国の徴収基準を見直しや本市の財政状況等から，慎重に対応すること が必要となる。	
9	国・県・関係 団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	子育て支援課

施策番号	２５１３
施策の方向	子育て家庭の経済的負担の軽減　　子育て、教育に係る経済的負担の軽減
主な取り組み	各種手当

1	事業名	各種手当	
2	目　的	○次代の社会をになう児童の健全な育成及び資質の向上に資する。(児童手当) ○父と生計を同じくしていない児童を養育する母子家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図る。(児童扶養手当)	
3	内　容	○児童手当や児童扶養手当を継続する。	
4	目　標	○児童手当法、児童扶養手当法に基づく手当の認定・支給についての適正な事務取扱	
5	実　績	(17 年度) 児童手当　受給者　18,674 人 児童扶養手当　受給者　4,366 人	(18 年度) 児童手当　受給者　22,741 人 児童扶養手当　受給者　4,290 人
6	前期計画 中間期総括 (17 年 4 月～ 19 年 8 月末)	児童手当については，18 年度制度改正で，支給年齢が小学校 3 学年修了までから小学校修了までに拡大し，また所得制限が緩和された。また 19 年４月から第１子，第２子に関わらず３歳未満児について一律月額 10,000 円となった。	
7	取り組みの 方向	①　継続　　２　拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	児童扶養手当の一部支給停止についての状況が確定していない。	
9	国・県・関係 団体等の動向	少子化対策，母子家庭支援策として，児童手当，児童扶養手当の国庫負担金の確保に努める	

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	元気いきがい課

施策番号	２５１３
施策の方向	子育て家庭の経済的負担の軽減　子育て、教育に係る経済的負担の軽減
主な取り組み	各種手当

1	事業名	特別児童扶養手当，障害児福祉手当，高知県重度心身障害児療育手当	
2	目　的	障害を有する児童及びその保護者の生活の安定を図る	
3	内　容	●障害児福祉手当 障害児に対する手当の支給（公的年金受給者不可） 支給額（月額）：14,380 円（所得制限あり） ●特別児童扶養手当 障害児を監護している保護者に対する手当の支給（公的年金受給者不可） 支給区分及び支給額（月額）：一級 50,750 円，二級 33,800 円（所得制限あり） ●高知県重度心身障害児療育手当（※障福手当未受給者への代替的な事業） 障害児を監護している保護者に対する手当の支給 支給額（月額）：7,300 円（所得制限なし）	
4	目　標	障害及び児童福祉の向上	
5	実　績	（17 年度） ●障害児福祉手当 ・支給延人数 1,983 人 ・支給額 28,614,690 円 ●特別児童扶養手当（支払は県） ・受給者 510 人（18 年 3 月末） ●重度心身障害児療育手当（支払は県） ・受給者 122 人（18 年 3 月末）	（18 年度） ●障害児福祉手当 ・支給延人数 2,028 人 ・支給額 29,179,840 円 ●特別児童扶養手当（支払は県） ・受給者 511 人（19 年 3 月末） ●重度心身障害児療育手当（支払は県） ・受給者 127 人（19 年 3 月末）
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	障害児に係る各種手当を支給することにより，障害児及びその保護者の生活の安定に寄与するなど障害者福祉の向上を図った。	
7	取り組みの 方向	①　継続　　２　拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	特になし	
9	国・県・関係 団体等の動向	特になし	

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	学事課

施策番号	２５１４
施策の方向	子育て家庭の経済的負担の軽減　　子育て、教育に係る経済的負担の軽減
主な取り組み	教育に係る経済的負担の軽減等

1	事業名	要保護・準要保護児童対策費（小学校・中学校・特別支援教育就学援助）
2	目　的	経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し，就学に必要な援助を行うことにより，義務教育の円滑な実施に資する。
3	内　容	要保護者及び要保護者に準ずる程度に経済的に困窮していると認める者に対し，次に掲げる援助費を支給する。 (1)　学用品費等(学用品費，通学用品費及び宿泊を伴わない校外活動費) (2)　新入学学用品費 (3)　宿泊を伴う校外活動費 (4)　修学旅行費 (5)　通学費 (6)　学校給食費 (7)　医療費
4	目　標	現在の内容及び水準を維持する。
5	実　績	（17 年度） 　｜対象者数｜支給額 小学校｜4,716｜281,110 中学校｜2,014｜100,489 特殊教育｜248｜4,215 (千円) （18 年度） 　｜対象者数｜支給額 小学校｜4,871｜296,570 中学校｜2,230｜114,336 特殊教育｜280｜4,683 (千円)
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	全国的な景気回復が言われているが，本市においては，依然として多くの家庭が経済的に厳しい状況にあり，就学援助の受給率は，18 年度の実績で，小学校が約 4 人に 1 人，中学校が約 3 人に 1 人と大変に高く，さらに上昇する傾向が続いている。
7	取り組みの 方向	１　継続　　２　拡大　　③　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）
8	19 年度以降の 課題や方向性	受給率が上昇している状況の中で，本市の実情に応じた制度として維持していくためには，どういう制度がいいのかを，他都市の状況や動向等も参考にしながら，その所得基準や支給費目等について総合的に検討する必要がある。
9	国・県・関係 団体等の動向	

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	学事課

施策番号	２５１４
施策の方向	子育て家庭の経済的負担の軽減　　子育て、教育に係る経済的負担の軽減
主な取り組み	教育に係る経済的負担の軽減等

1	事業名	私立幼稚園就園奨励費補助金	
2	目　的	家庭の所得状況に応じて幼稚園に就園する園児の保護者に保育料等の一部を助成し経済的負担の軽減を図り，幼稚園教育の振興に資する。	
3	内　容	高知市に在住し私立幼稚園に就園する園児の保護者に対し，市町村民税額に応じて保育料等の一部を助成する。	
4	目　標	現在の内容及び水準を維持する。	
5	実　績	（17 年度） 対象者数　　2,172 人 補助額　　152,950 千円	（18 年度） 対象者数　　2,009 人 補助額　　148,139 千円
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	少子化の影響を受けて認定者数は減少傾向にある。制度では，同じ家庭から同時に就園する園児数が多いほど補助単価が高くなる仕組みになっているが，特に，この同時就園児数が大幅に減少している。	
7	取り組みの 方向	①　継続　　２　拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	国の制度改正が毎年繰り返され，非常に複雑な仕組みになっており，市民への周知・説明が重要となっている。	
9	国・県・関係 団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	学事課

施策番号	２５１４
施策の方向	子育て家庭の経済的負担の軽減　　子育て、教育に係る経済的負担の軽減
主な取り組み	教育に係る経済的負担の軽減等

1	事業名	副教材整備事業
2	目　的	児童の学力・体力の向上を図るため，副教材を公費により配布する。
3	内　容	市立小学校全児童に「ことばのきまり」を，小学校５，６年児童に「わたしたちの体育」をそれぞれ配付する。
4	目　標	現在の内容及び水準を維持する。
5	実　績	（17 年度） | | 対象者数 | 支給額 | | ことば | 18,616 | 4,282 | | 体育 | 6,141 | 2,825 | (千円) （18 年度） | | 対象者数 | 支給額 | | ことば | 18,000 | 4,140 | | 体育 | 6,160 | 2,834 | (千円)
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	○副教材「ことばのきまり」について 副読本は，子どもたちに生きて働く確かな言葉の力を身に付けさせることをねらいとし，教科書単元の学習内容と関連づけながら各学年に応じた言語事項の学習が系統的に行えるように工夫されている。小学校の児童全員に配布しており，全学年を通した系統的な学習を積み上げることにより，子どもたちの言葉の力の確実な育成に成果があがっている。 ○副教材「わたしたちの体育」について 副読本では，子どもたちが学習する運動のポイントや，運動競技のルールについての解説が，カラーの絵をふんだんに使い分かりやすく説明されている。また，学習のめあてや個人の運動の記録を記入することができるようになっており，子ども一人ひとりが意欲的に授業に取り組み運動能力の伸びを実感することができるよう工夫されている。各学校では子どもたちの運動能力の向上に，本副読本が有効に活用されている。
7	取り組みの 方向	①　継続　　２　拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施
8	19 年度以降の 課題や方向性	○副教材「ことばのきまり」について 基礎学力の定着は，本市教育においても大きな課題であり，そのためにはあらゆる学力の基礎となる国語力の向上を図ることが重要であり，国語科に関する学習指導のいっそうの充実を期していきたいと考えている。 ○副教材「わたしたちの体育」について 小学校においては体育の教科書がないため，副読本は各学校において教科書に代わる物として活用されている。
9	国・県・関係 団体等の動向	

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	みどり課

施策番号	２６１１
施策の方向	安心して子育てができる、子育てバリアフリーのまちづくり 子育てバリアフリーのまちづくり
主な取り組み	公共施設等のバリアフリーの推進

1	事業名	公共施設等のバリアフリーの推進	
2	目　的	誰もが安心して使えるユニバーサルデザインによる公園整備	
3	内　容	公園の新設や再整備にあたっては,バリヤフリー化に取り組む	
4	目　標	順次全市に展開する	
5	実　績	（17 年度） 城見公園,桜馬場公園,東九反田公園,百石町四丁目公園，仲田公園で実施	（18 年度） 越前町公園，和泉公園，筆山公園，弥右衛門北公園，札場東公園，栄田町東公園，北竹島町公園，青柳公園
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	中心市街地の多くの公園で，だれもが使いやすい施設が増えた。	
7	取り組みの 方向	①　継続　　　　２　拡大　　　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律により，より使いやすい公園づくりが求められてきている。しかしながら，補助事業である中心市街地の公園リニューアルが，平成 19 年度に完了することから，平成 19 年度以降のバリアフリー化は，財政上困難な状況となっている。	
9	国・県・関係 団体等の動向	高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行	

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	公共建築課

施策番号	２６１１
施策の方向	安心して子育てができる、子育てバリアフリーのまちづくり 子育てバリアフリーのまちづくり
主な取り組み	公共施設等のバリアフリーの推進

1	事業名	特になし	
2	目　的	子育てにやさしい環境づくり	
3	内　容	公共施設を「高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（通称バリアフリー新法）や「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づいて整備することを主管課に助言することで，子育てバリアフリーのまちづくりを進めて行く。	
4	目　標	年度計画は特に定めていない	
5	実　績	（17 年度） 各公共施設のバリアフリー化	（18 年度） 同左
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）		
7	取り組みの 方向	①　継続　　２　拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	過年度と同様，公共施設の利用計画や周辺環境などを考慮し，子育てにやさしい環境づくりの必要性がある建物整備については，主管課に助言をしていく。	
9	国・県・関係 団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	清掃工場

施策番号	２６１１
施策の方向	安心して子育てができる、子育てバリアフリーのまちづくり 子育てバリアフリーのまちづくり
主な取り組み	公共施設等のバリアフリーの推進

1	事業名	エコ・パーク宇賀整備事業	
2	目　的	宇賀清掃工場解体撤去後の跡地を，環境をテーマとした学習の場，市民の憩いとふれあいの場となる「エコ・パーク宇賀」として整備するもの。	
3	内　容	地元住民・市立養護学校と意見交換をおこない，ひとにやさしいまちづくり条例等をもとに，バリアフリーに配慮した施設整備をおこなう。	
4	目　標	平成 16・17・18 年度の 3 ヵ年継続事業で施設整備をおこなう。	
5	実　績	（17 年度） 実施設計をおこない，旧管理棟リニューアル工事をおこなった。又，跡地整備工事を発注した。	（18 年度） すべての施設整備を完了した。
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	清掃工場別館（旧清掃工場管理棟）１階部分のリニュアル工事や公園への出入口部分などの工事に際し，バリアフリーに配慮した工事を行った。また，公園利用者のトイレとして，一般用とは別に多目的トイレも設置した。	
7	取り組みの 方向	①　継続　　２　拡大　　３　要検討（縮小・廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	整備事業は，18 年度完了。 今後も，利用者の声を聞きながら，バリアフリーに配慮した施設を目指し，子どもから高齢者までの幅広い層の市民に利用していただけるように努める。	
9	国・県・関係 団体等の動向	特になし。	

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	住宅課

施策番号	２６１１
施策の方向	安心して子育てができる、子育てバリアフリーのまちづくり 子育てバリアフリーのまちづくり
主な取り組み	公共施設等のバリアフリーの推進

1	事業名	市営住宅整備事業	
2	目　的	安心して子育てができる，バリアフリーの市営住宅の整備	
3	内　容	市営住宅の整備にあたっては，ユニバーサルデザインの導入を図っていく。	
4	目　標		
5	実　績	（17 年度） 鏡川町公営住宅（60 戸）の建替え	（18 年度） 実績なし
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	平成 17 年 10 月に完成した鏡川町市営住宅（60 戸）についてもバリアフリー化等安全に配慮した整備を行った。	
7	取り組みの 方向	①　継続　　２　拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	平成 20～21 年度建て替え工事予定の潮江市営住宅に対しても，可能な限りバリアフリー化等安全に配慮した実施設計を現在作成中。	
9	国・県・関係 団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	総務課

施策番号	２６１１
施策の方向	安心して子育てができる、子育てバリアフリーのまちづくり 子育てバリアフリーのまちづくり
主な取り組み	公共施設等のバリアフリーの推進

1	事業名		
2	目　的		
3	内　容		
4	目　標		
5	実　績	（17 年度） 特になし	（18 年度） 特になし
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	項目８の理由により，当該期間は実績がない。	
7	取り組みの 方向	（１）継続　　２　拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	○本庁舎，第二庁舎及び南別館は，庁舎の狭隘化によって建物の空間的余裕に欠け，公共施設等のバリアフリー化は非常に困難な環境に強いられている。 ○公共施設等のバリアフリー化は，将来における庁舎整備とあわせて空間及び必要な設備の検討が求められる。	
9	国・県・関係 団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	道路維持課

施策番号	２６１２
施策の方向	安心して子育てができる、子育てバリアフリーのまちづくり
主な取り組み	人にやさしい道づくり

1	事業名	交通バリアフリー特定事業	
2	目　的	高齢者・身体障害者の移動に係る身体に負担を軽減することにより、その移動の便利性及び安全性の向上を図る。	
3	内　容	人にやさしい道づくりにおいて、歩道が障害者・高齢者を含むすべての人にとって移動の安全且つ円滑に通行ができる対策を行う。	
4	目　標	誰もが安全かつ快適に暮らせるユニバーサルをキーワードにより望ましい面的な歩行者空間の実現を図り人々の円滑な移動を目指した地域づくりを行う。	
5	実　績	（17 年度） 交通バリアフリー特定事業　　2 路線	（18 年度） 交通バリアフリー特定事業　1 路線 高知街２号線 Ｌ＝２２５ｍ
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～19 年 8 月末）	高知市交通バリアフリー道路特定事業計画に沿って事業進捗中 （平成 19 年度 8 月末市道整備進捗率　51．5%）	
7	取り組みの方向	１ 継続（○）　　２　拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の課題や方向性	H17 年度より予算削減され年次施工計画に大幅な遅れを生じている。	
9	国・県・関係団体等の動向	交通バリアフリー法において国が定めた基本方針に従い，平成 22 年度を目標年次として整備して行く。	

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	道路建設課

施策番号	２６１３
施策の方向	安心して子育てができる、子育てバリアフリーのまちづくり 子育てバリアフリーのまちづくり
主な取り組み	通学路等の整備

1	事業名	通学路等の整備	
2	目　的	児童等の登下校時における安全性を確保するために通学路を整備するもの。	
3	内　容	移動手段が自動車に限定されている地方部ゆえに，交通量が増加傾向にあるなかで，道路の幅員が狭く自動車等との混合通行を余儀なくされている路線のうち，緊急性や危険度が高く短期間で整備可能な路線から歩道の新設及び改良に取り組んでいるもの。	
4	目　標	通勤・通学，買い物や救急医療など日常生活を支える生活幹線道路の整備の一環として順次整備を進めていく。	
5	実　績	（17 年度） 一宮 94 号線歩道新設 Ｌ＝54.6ｍ	（18 年度） 一宮 94 号線歩道新設 Ｌ＝39.7ｍ
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	一宮 94 号線については，継続した整備により安全性の確保が図れており，残る区間についても 20 年度以降に整備することで，事業効果が発揮できると考えている。また，十津地区で課題となっていた三里 171 号線についても，19 年度に整備することにより,交通安全の課題の解消が図れると考えている。	
7	取り組みの 方向	①　継続　　2　拡大　　3　要検討（縮小　・　廃止） 4　２年以内に実施　　5　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	安全で安心な通行空間を確保するため，引き続き通学路整備を促進していく計画であるが，厳しい財政状況を踏まえ財政に有利な国の補助事業を導入しながら整備を進める予定である。	
9	国・県・関係 団体等の動向	自転車が関連する交通事故件数が増大傾向にあることを鑑み，自転車利用者が無秩序に歩道を通行するなど交通ルールが守られていない現状を改善するため，平成 19 年６月に道路交通法が改正されている。	

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	子育て支援課

施策番号	２６１４
施策の方向	安心して子育てができる、子育てバリアフリーのまちづくり 子育てバリアフリーのまちづくり
主な取り組み	子育てバリアフリーマップの作成

1	事業名	子ども家庭支援センター事業	
2	目　的	妊産婦や子どもおよび子ども連れの人が，安心して外出したり，安心して過ごすことができるよう，また，子育てをしやすくするために役立つ情報をまとめた冊子を作成する。	
3	内　容	子育て家庭の意見を取り入れて作成するために，プロポーザル方式にて原稿作成業務を子育てサークルの中から選定・委託。平成 18 年 4 月より配布開始（初版 8000 部印刷）。	
4	目　標	市民に対し，満足度の高い情報を発信する。	
5	実　績	（16 年度） 「すくすくとさっこ　みに」の配布 （17 年度） ・「すくすくとさっこ 21　みに」作成・配布 ・「子育てバリアフリーマップｐａｍｕ」の作成（8000 部）	（18 年度） ・「子育てバリアフリーマップｐａｍｕ」内容改定版 5000 部増刷
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～19 年 8 月末）	17 年度に作成した「子育てバリアフリーマップｐａｍｕ」の内容を更新したものを 18 年度に増刷し，各窓口センターやふれあいセンター等での補充等を行っている。また，18 年度新規事業の親子絵本ふれあい事業に参加した保護者や，子育て支援センター等の親子が集まる施設等への配布協力依頼もしている。	
7	取り組みの方向	①　継続　　２　拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の課題や方向性	今年度までは「子育てバリアフリーマップｐａｍｕ」の内容を更新した冊子の配布を行うが，20 年度には内容を一新した子育て情報誌の作成を予定。整備された公園等の情報や離乳食教室，親子で参加できるイベント等の掲載も行っていくよう関係機関と連携し内容の充実を図る。	
9	国・県・関係団体等の動向	次世代育成支援対策交付金加算対象事業	

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	子育て支援課

施策番号	２６１５
施策の方向	安心して子育てができる、子育てバリアフリーのまちづくり 子育てバリアフリーのまちづくり
主な取り組み	啓発活動の推進

1	事業名	子ども家庭支援センター事業	
2	目　的	子どもや子ども連れが安心して生活できるよう，子育てバリアフリーの視点について啓発を行う	
3	内　容	「子育てバリアフリーマップｐａｍｕ」の配布を通じて，ハード・ソフト両面にわたる子育てバリアフリーのまちづくりの大切さを，市民や地域，関係機関等に啓発する。	
4	目　標	ハード・ソフト両面にわたって子どもや子育て家庭に配慮したまちづくりを図る	
5	実　績	（17 年度） 「子育てバリアフリーマップｐａｍｕ」の作成（8000 部）	（18 年度） ・「子育てバリアフリーマップｐａｍｕ」内容改訂版 5000 部増刷
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～19 年 8 月末）	17 年度に作成した「子育てバリアフリーマップｐａｍｕ」の内容を更新したものを 18 年度に増刷し，各窓口センターやふれあいセンター等での常時配布等を行っている。また，18 年度新規事業の親子絵本ふれあい事業に参加した保護者や，子育て支援センター等の親子が集まる施設等への配布協力依頼も行った。	
7	取り組みの方向	①　継続　　２　拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の課題や方向性	9 月に市のホームページを刷新。「子育てバリアフリーマップｐａｍｕ」に掲載されている子育て支援情報等をホームページへも掲載。子育てサークルや子育て支援事業，子育てに関する相談機関等，新たな情報については随時更新し情報提供していく。	
9	国・県・関係団体等の動向	次世代育成支援対策交付金加算事業	

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	防災対策課

施策番号	２６２１
施策の方向	安心して子育てができる、子育てバリアフリーのまちづくり 防災対策の推進
主な取り組み	地域の防災力の向上

1	事業名	地域の防災力の向上	
2	目　的	南海地震や大雨・台風などの災害に備えて、子どもたちに防災意識を啓発することで、自主防災組織と連携した地域の防災力の向上に資する。	
3	内　容	地域の学校や自主防災組織を中心とした活動により、子どもたちの防災意識や知識、救命救助などの技術の取得を図る。	
4	目　標	市内各地域の学校と自主防災組織の連携の浸透による防災学習や防災訓練などを定期的に実施し、防災の担い手を育成する。	
5	実　績	（17 年度） 昭和小学校と地域が協力しての防災体験学習の実施。	（18 年度） 学校と地域が協力しての防災体験学習の実施。 昭和小，新堀小，大津小，潮江小
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	これまで、地域防災力向上のために自主防災組織の結成促進や育成、人材といった防災の担い手づくりを行ってきた。その中でも、将来の担い手である子どもたちを学校や地域ぐるみで巻き込んだ、防災啓発や訓練を実施していくことがますます重要となっている。 　中間期までの期間においては、年々防災学習の取り組みを始める小学校が増加してきており、これまでの成果は一定現れてきているものと評価する。 　ただし、小学校単独での実施は困難であるため、今後も当課のみならず、教育委員会（学校教育課）、小学校と連携した取り組みを継続していく必要がある。	
7	取り組みの 方向	①　継続　　　２　拡大　　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	小学校と地域が連携した活動を行うためには、自主防災組織の結成促進や学校側と地域の連携が欠かせないことから、今後も自主防災組織未結成地区での結成促進や、教育委員会（学校教育課）とも連携して活動を継続し、地域防災力の向上を図っていく。	
9	国・県・関係 団体等の動向	特になし。	

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	教育委員会総務課

施策番号	２６２２
施策の方向	安心して子育てができる、子育てバリアフリーのまちづくり 防災対策の推進
主な取り組み	学校等施設整備事業の推進

1	事業名	学校等施設整備事業の推進	
2	目　的	地震発生の際の児童生徒の安全と避難所としての機能を確保する。	
3	内　容	旧耐震基準で建築された施設の耐震診断を行い，耐震性の不足する施設の改築工事や補強工事を行うことにより，耐震化を行う。	
4	目　標	２０２５年までに全ての学校施設の耐震化を完了させる。	
5	実　績	（17 年度） 高須小学校北舎，鏡小学校校舎，長浜小学校南舎及び屋内運動場，城北中学校北舎耐震補強工事，一宮東小学校屋内運動場改築工事完成，新堀小学校屋内運動場改築工事	（18 年度） 初月小学校南舎，大津小学校北西舎，愛宕中学校南舎，南海中学校南舎の耐震補強工事，第六小学校屋内運動場の改築工事を完成
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	毎年，５棟程度校舎等の耐震化工事を実施しており，計画的な事業執行がされているものと考える。 今後も，本事業を推進し，地震発生の際の児童生徒の安全と避難所としての機能を確保する。	
7	取り組みの 方向	①　継続　　２　拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	19 年度は，校舎４棟の耐震補強設計委託，校舎６棟，屋内運動場５棟の耐震診断委託，一ツ橋小学校南舎，城北中学校南舎，介良中学校南舎の耐震補強工事，愛宕中学校屋内運動場の改築工事，養護学校南舎の増築及び耐震補強工事を実施。今後についても，同数程度以上の耐震診断委託，耐震補強設計委託，耐震補強工事を実施していく。	
9	国・県・関係 団体等の動向	耐震診断及び耐震化対策の早期実施を学校設置者に対して求めている。 ○安全・安心な学校づくり交付金対象事業 ○公立学校施設整備費国庫負担金対象事業	

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	保育課

施策番号	２６２２
施策の方向	安心して子育てができる、子育てバリアフリーのまちづくり 防災対策等の推進
主な取り組み	学校等施設整備事業の推進

1	事業名	学校等施設整備事業の推進	
2	目　的	安全で快適な保育環境の充実	
3	内　容	保育園施設の改築及び耐震補強	
4	目　標	年間、民間保育所で２園、私立保育所で１園の改築（耐震補強を含む）	
5	実　績	（17 年度） 公立の保育園で実施設計を１園で実施した。 石立保育園の耐震補強(公立)	（18 年度） 港孕・新木保育園の改築（民間） 朝倉保育園の耐震補強（公立）
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～19 年 8 月末）	18 年度に港孕保育園・新木保育園の増改築を行った。また,耐震補強工事については,平成 17 年度に石立保育園,18 年度に朝倉保育園の整備を行った。年間に民営保育所で２園程度、市営保育所で１園程度の改築を要望してきたが財政状況等により計画どおりに進捗できていない状況である	
7	取り組みの方向	①　継続　　　２　拡大　　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の課題や方向性	平成 20 年度には下知・田渕統合保育園の開園予定であるが,先日,議会行財政改革特別委員会にも示されたとおり,保育園の統廃合及び民営化が本格的に検討されようとしており,これまで,年間に民営保育所で２園程度,市営保育所で１園程度の改築を要望してきたが,今後の整備等については,あり方を含め,包括的に検討していく必要がある。	
9	国・県・関係団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	交通安全課

施策番号	２６３１
施策の方向	安心して子育てができる、子育てバリアフリーのまちづくり 交通安全の推進
主な取り組み	交通安全活動の推進

1	事業名	交通安全活動の推進	
2	目　的	子どもを交通事故から守るため，市民一人ひとりが交通安全のルール知識を正しく理解し，マナーの向上が図られるよう，積極的に啓発活動を推進する。	
3	内　容	保育園，幼稚園，学校における交通安全教育を推進。 各学校，地域における交通安全指導，通学路の安全点検等に取り組む。 関係機関・団体・ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱとの連携を図りながら，交通安全運動を推進する。	
4	目　標	交通ルールとマナーを啓発し，交通事故をなくす。	
5	実　績	（17 年度） ○　交通安全教育 保育園・幼稚園 95 回　8,999 人 学校　58 回　9,667 人 ○　「第 15 回交通安全ひろば」開催 テーマ:子どもと高齢者を交通事故から守ろう　H17.9.23(金・祝) ○　「自転車マナーアップ啓発標語」募集・表彰(小学生以下・中高生・一般)。最優秀作品をカレンダー・ポスターで活用し，啓発に努めた。 ○　あかるいまち９月号「特集記事:自転車を正しく・楽しく・安全に」を掲載し,ルールやマナーについて広く啓発に努めた。	（18 年度） ○　交通安全教育 保育園・幼稚園 98 回　8,278 人 学校　61 回　9,765 人 ○　「第 16 回交通安全ひろば」開催 テーマ:子どもと高齢者を交通事故から守ろう　H18.9.23(土・祝) ○　H18.4 に小中学校校長会を通じ,新中学 1 年生に自転車マナーアップのパンフレットを配布し,また各中学校でも話し合いの場を持ってもらうよう依頼した。
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～19 年 8 月末）	保育・幼稚園児及び小学生への交通安全啓発は年間通しての交通安全教室を実施している。 しかし，中高生への啓発については，交通安全教室の開催も困難であるため，なかなか行き届かないのが現状である。	
7	取り組みの方向	①　継続　　２　拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の課題や方向性	子どもを交通事故から守るため，積極的な啓発活動を展開するとともに，関係機関・団体・ボランティアとの連携を図りながら,さらに交通安全の推進に努める。	
9	国・県・関係団体等の動向	県）平成 18 年 2 月から，比島交通公園の運営管理を指定管理者に委託。 交通安全教育指導員１名（非常勤）で交通安全教育を実施（18 年度で終了）	

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	道路維持課

施策番号	２６３２
施策の方向	安心して子育てができる、子育てバリアフリーのまちづくり 交通安全の推進
主な取り組み	交通安全施設等の整備

1	事業名	交通安全施設整備事業			
2	目　的	道路整備において、誰でも安心して通行できる道になることに念頭におき、面的かつ総合的な整備を行う。			
3	内　容	道路交通安全施設の設置及び管理に要するもの。			
4	目　標	自動車交通量の増加する一方で交通安全施設の影響が十分でなく、又道路交通環境の整備も著しく立ち遅れていたため、交通安全施設を早急に設置し交通事故の発生を防止する。			
5	実　績		（17 年度）		（18 年度）
		道路反射鏡	121 ヵ所	道路反射鏡	134 ヵ所
		防護柵	2398m	防護柵	3574m
		街路灯	9 基	街路灯	10 基
		標識	0 基	標識	1 基
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）				
7	取り組みの 方向	１（継続）　２　拡大　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）			
8	19 年度以降の 課題や方向性	地域の交通安全に対する意識は高く、施設等の新設・改修等の要望は多く、全箇所の対応までは至っていないが、予算の範囲内で効率的な整備に努めていく。			
9	国・県・関係 団体等の動向	交通安全対策特別交付金は、現状のまま推移されている。			

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	交通安全課

施策番号	２６３３
施策の方向	安心して子育てができる、子育てバリアフリーのまちづくり 交通安全の推進
主な取り組み	チャイルドシートの着用推進

<table>
<tr><td>1</td><td>事業名</td><td colspan="2">チャイルドシートの着用推進</td></tr>
<tr><td>2</td><td>目　的</td><td colspan="2">子どもを交通事故から守るため，市民一人ひとりが交通安全のルール知識を正しく理解し，マナーの向上が図られるよう，積極的に啓発活動を推進する。</td></tr>
<tr><td>3</td><td>内　容</td><td colspan="2">チャイルドシートの着用は，法律上の義務。チャイルドシート非着用の場合，致死率は約６倍，重傷率は約３倍になるため，着用を推進し交通事故から子どもを守る。</td></tr>
<tr><td>4</td><td>目　標</td><td colspan="2">チャイルドシート着用率の推移に留意しながら，着用啓発活動に取り組む。</td></tr>
<tr><td>5</td><td>実　績</td><td>（17 年度）
○　春と秋の全国交通安全運動の重点目標として，「シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底」を掲げ啓発を行った。
○　住所地の交通安全協会各支部で，会員には短期貸し出しを行っている旨，問い合わせ時にお知らせをした。</td><td>（18 年度）
○　春と秋の全国交通安全運動の重点目標として，「シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底」を掲げ啓発を行った。
○　住所地の交通安全協会各支部で，会員には短期貸し出しを行っている旨，問い合わせ時にお知らせをした。</td></tr>
<tr><td>6</td><td>前期計画
中間期総括
（17 年 4 月～
19 年 8 月末）</td><td colspan="2">ベビーシートの貸出によって，市民にチャイルドシートの啓発がなされ,認知度が高くなったことにより，平成 14 年 2 月に貸出事業自体は終了している。しかし，チャイルドシートに関する問い合わせは頻繁にあるため，現在チャイルドシートの貸出を行なっている団体を紹介している。</td></tr>
<tr><td>7</td><td>取り組みの
方向</td><td colspan="2">①　継続　　　２　拡大　　　３　要検討（縮小　・　廃止）
４　２年以内に実施　　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）</td></tr>
<tr><td>8</td><td>19 年度以降の
課題や方向性</td><td colspan="2">19 年度もこれまでと同様の啓発活動等を行う。</td></tr>
<tr><td>9</td><td>国・県・関係
団体等の動向</td><td colspan="2">交通安全協会にてチャイルドシートの貸出。
（チャイルドシート・ジュニアシート／最長２週間）</td></tr>
</table>

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	保育課

施策番号	２６３３
施策の方向	安心して子育てができる、子育てバリアフリーのまちづくり 交通安全の推進
主な取り組み	チャイルドシートの着用推進

1	事業名	チャイルドシートの着用推進	
2	目　的	交通事故による児童の安全確保	
3	内　容	交通安全教育とチャイルドシート着用の普及啓発	
4	目　標	保育園におけるあらゆる機会をとらえて、交通安全教育とチャイルドシート着用を働きかける。	
5	実　績	（17 年度） 県警や交通安全課からの啓発ポスターを園内に貼る。啓発パンフレットを児童の家庭に配布	（18 年度） 県警や交通安全課からの啓発ポスターを園内に貼る。啓発パンフレットを児童の家庭に配布
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	交通安全教室等を実施。保護者への呼びかけをする。 啓発ポスターを貼り，家庭へ注意も働きかけている。	
7	取り組みの 方向	①継続　２　拡大　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	保護者のモラルの問題もあり，保育園からの呼びかけでは，啓発につながりにくいのが課題である。	
9	国・県・関係 団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	保育課

施策番号	２７１１
施策の方向	安心して利用できるサービス体制づくり 新たな次代に対応するサービス体制の検討
主な取り組み	情報公開の推進

1	事業名	情報公開の推進	
2	目　的	保護者が子どもにとって最善の保育園を選択できるようにすること	
3	内　容	保育所の保育内容・保育サービスの種類等の情報を提供している。	
4	目　標	保護者が子どもにとって最善の保育園を選択できるようにすること	
5	実　績	（17 年度） 18 年度版保育所一覧の作成 保育料以外の園での徴収費用を掲載した。	（18 年度） 19 年度版保育所一覧の作成
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	保育所一覧を作成するなど，保育所の保育内容・保育サービスの種類等の情報を積極的に公開した	
7	取り組みの 方向	①　継続　　2　拡大　　3　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　5　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	保育所の情報が保護者に十分に提供され，これに基づいて保護者が保育所を選択することが可能となるよう提供することが必要である	
9	国・県・関係 団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	保育課

施策番号	２７１２
施策の方向	安心して利用できるサービス体制づくり 新たな次代に対応するサービス体制の検討
主な取り組み	第三者評価事業の導入

1	事業名	第三者評価事業の導入	
2	目　的	第三者による保育サービスのチェック	
3	内　容	高知県から評価機関としての認証を受けた機関に評価を依頼	
4	目　標	安心して利用できる保育サービス体制づくり	
5	実　績	（17 年度） 17 年度中にも、県社会福祉協議会が高知県から評価機関として認証を受け、第三者評価事業を開始する予定。高知市でも、第三者評価の要性を認め、県内の評価機関が事業を開始するのを待っている状況である。	（18 年度） なし
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	具体的な対応が出来ていない状況である。今後は県・他都市の状況を見ながら検討したい。	
7	取り組みの 方向	１　継続　　２　拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止） ④　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	第三者による保育サービスのチェックを実施するために，まず，公立園で評価事業を導入し，その後,民間園にも事業の拡大を図るか検討したい。	
9	国・県・関係 団体等の動向	高知県では，平成 18 年度から高知県社会福祉協議会が第三者評価事業を開始したが，実績としては上がっていない状況である。	

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	保育課

施策番号	２７１３
施策の方向	安心して利用できるサービス体制づくり 新たな次代に対応するサービス体制の検討
主な取り組み	苦情解決体制の整備

1	事業名	苦情解決体制の整備	
2	目　的	提供する保育サービスに対する苦情解決体制の整備	
3	内　容	苦情解決機関の設置、苦情解決体制の整備	
4	目　標	安心して利用できる保育サービス体制づくり	
5	実　績	（17 年度） 各保育園には、苦情解決機関としては設置されていないが、保育園や課において、保育園に対する苦情を受け付けている。	（18 年度） 民間保育園については,第三者委員を定め対応をしているが,公立保育園については実施していない。
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	民間保育園については,第三者委員を定め苦情解決体制の整備を実施しているが,公立保育所については実施されていない。これまでの苦情等の対応については基本的に園への苦情等については，園で対応した。 また,内容によっては，本課と連携して対応した。	
7	取り組みの 方向	①　継続　　２　拡大　　３　要検討（縮小・廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	本市の保育園への苦情等の内容については，実際サービスを提供する保育園で対応した方が解決する内容が多いこともあり，これまでは，機関・体制の整備を実施していない，しかしながら，民間保育所が第三者委員会委員を定め対応していることから,公立保育所についても,体制等の整備を行う方向で検討に入りたいと考える。	
9	国・県・関係 団体等の動向	平成 12 年に「児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令の施行について」で児童福祉施設の経営者に対して,利用者からの苦情に適切に対応するための必要な措置をとることを義務付けている。	

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	保育課

施策番号	２７１４
施策の方向	安心して利用できるサービス体制づくり 新たな次代に対応するサービス体制の検討
主な取り組み	市営保育所の再配置等

1	事業名	市営保育所の再配置等	
2	目　的	新たな次代に対応する保育サービス体制づくり	
3	内　容	地域における保育ニーズ等の変化に伴う保育所の統合等の再配置	
4	目　標	新たな次代に対応するサービス体制の確立	
5	実　績	（17 年度）なし 　地域における保育ニーズ等が変化すれば、保育所の再配置等を検討する必要が生じる可能性がある。	（18 年度） なし
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	下知・田渕保育園の統合を決定した。	
7	取り組みの 方向	①　継続　　②　拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	先日，議会行財政改革特別委員会にも示されたとおり，保育所の統廃合及び民営化の方針が打ち出され，19 年度に内部の委員会を，平成 20 年度に外部の委員会を立ち上げ包括的に検討する必要がある。	
9	国・県・関係 団体等の動向	国の施策としては，市営保育所の民営化や幼稚園と統合した総合施設を目指している。	

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	保育課

施策番号	２７１５
施策の方向	安心して利用できるサービス体制づくり 新たな次代に対応するサービス体制の検討
主な取り組み	総合施設の研究

1	事業名	認定こども園	
2	目　的	幼保一元化	
3	内　容	認定こども園の検討	
4	目　標	安心して利用できるサービス体制づくり 新たな次代に対応するサービス体制の検討	
5	実　績	（17 年度） 17 年度から「総合施設」モデル事業が全国で実施されているので、状況を見ながら研究していく。半年延長され、18 年度も 9 月まで引き続きモデル事業が実施される予定	（18 年度） なし
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	特に実施していない。	
7	取り組みの 方向	①　継続　　２　拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	市内では公立幼稚園は「かがみ幼稚園」一園のみであり，ただちに総合施設へ移行というわけにはいかない。民間については，うしお保育園が認定こども園に向けて準備中である。	
9	国・県・関係 団体等の動向	「認定こども園」を創設するための「就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法案」成立し，18 年 10 月１日から施行される。	

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	学校教育課

施策番号	３１１１
施策の方向	子育てに理解のあるまちづくり　　子育てに関する市民意識の啓発・高揚
主な取り組み	子育てに関する啓発活動等の推進

1	事業名	子育てに関する啓発活動等の推進	
2	目　的	子育てに関する意識の啓発を図る。	
3	内　容	小中学校において，幼児と児童，中学生，高校生，高齢者とのふれあい体験を実施し，子どもたちが年齢や世代の異なる人々とふれあう機会を持たせる。	
4	目　標	小中学生の児童生徒に，子ども期から子育てを身近なもの，大切なものと感じられるよう，啓発に努める。	
5	実　績	（17 年度） 年齢や世代の異なる人々とのふれあいは，子どもたちの経験を広げるよい機会であり，各学校では，ふれあい会食や昔遊び，本の読み聞かせ活動，中学生の体験活動等，幼児と児童生徒，高齢者とのふれあい体験に取り組んできた。	（18 年度） 小学生や中学生が職場体験学習で保育所や幼稚園を訪問し，幼児と触れ合う体験学習や妊産婦や赤ちゃんを学校に招き,命の尊さや子育ての苦労を学ぶ学習を行ったり，老人ホームを訪問し，子どもたちが高齢者とふれあう体験を行ったりするなど,さまざまな取り組みが展開された。
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	小・中学校においては,職場体験学習や総合的な学習の場において，小学生や中学生が幼稚園や保育所を訪問し，職場体験学習を行う等,子育てに関する意識の啓発を図る取り組みが行われた。	
7	取り組みの 方向	①　継続　　　２　拡大　　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	職場体験学習や総合的な学習の場を通して,今後も小・中学生がさまざまな世代の人々とふれあう取り組みの充実が図られるよう取り組んでいきたい。	
9	国・県・関係 団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	子育て支援課

施策番号	３１１１
施策の方向	子育てに理解のあるまちづくり　　子育てに関する市民意識の啓発・高揚
主な取り組み	子育てに関する啓発活動等の推進

1	事業名	子育てに関する啓発活動の推進	
2	目　的	高知市子ども未来プラン（高知市子育て支援計画）の基本理念に基づき地域で子育てを応援し、育児ストレス軽減、子育て家庭の育児力を高めるため、広く市民の意識啓発活動を推進する。	
3	内　容	子育て応援フォーラムの開催、ホームページ、広報、マスコミ等を通じ、一般市民をはじめ、医療、福祉、教育、児童福祉関係者、子育てサークルや子育てパートナー等のボランティア、民生児童委員、主任児童委員等の活動の場での意識啓発を図る。	
4	目　標	子育て支援に関する市民の意識啓発	
5	実　績	（17 年度） 出産・子育て応援フォーラム開催 県・市共同開催　10/22 かるポート 参加者総計 250 名	（18 年度） ○高知市子育て支援者セミナー 市単独開催　H19.1.29「ソーレ」 参加者総計：151 名 ○主任児童委員研修会 ○子育てボランティア交流会 21 名
	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	「子育て支援の輪つくり」を推進するため地域で子育て支援に取り組んでいる市民,および今後子育て支援活動に参加したいと考えている市民を対象に現在の子育て事情や親の特性を理解し,地域での子育て支援の充実と支援の活動展開や実際に親子に接するときのコツなどを習得することを目的としセミナー等を開催。 19 年 8 月現在，民生・児童委員，主任児童委員を中心とした地域での子育て支援活動（子育てサロンの開設等）が６カ所で活動中。	
7	取り組みの 方向	①　継続　　　２　拡大　　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の課題や方向性	地域で自主活動をしている子育てサロンやサークル等を対象に実践的な内容のセミナー等を開催。自主活動のレベルアップと持続性を高め，活動の支援に努めていく。	
9	国・県・関係 団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	人事課

施策番号	３１２３
施策の方向	子育てに理解のあるまちづくり　子育て・家庭生活に配慮した就労環境づくり
主な取り組み	事業主行動計画の推進

1	事業名	事業主行動計画の推進	
2	目　的	高知市特定事業主行動計画の掲げた取組を推進することによって，子育てしやすい職場環境を育んでいく。	
3	内　容	17 年度と同様	
4	目　標	特定事業主行動計画の着実な推進に取り組む。	
5	実　績	（17 年度） 職員に対する出産・育児制度等の周知や子育て職員に対する異動等の配慮に努めている。	（18 年度） 職員に対する出産・育児制度等の周知や子育て職員に対する異動等の配慮に努めている。
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	出産及び育児制度の周知について，制度案内用の冊子やホームページの作成を計画しているが未完成である。	
7	取り組みの 方向	①　継続　　２　拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19　年度以降の 課題や方向性	計画の周知	
9	国・県・関係 団体等の動向	未調査	

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	学校教育課

施策番号	３２１１
施策の方向	男女共同参画社会の推進　　男女平等教育の推進
主な取り組み	学校，保育所等における男女平等教育，人権教育の推進

1	事業名	学校，保育所等における男女平等教育，人権教育の推進	
2	目　的	確かな人権意識を持った子どもの育成	
3	内　容	学校や保育所等において，各教科及び道徳・特別活動・総合的な学習の時間等全ての教育活動や常時指導，さまざまな保育活動を通じて，男女平等教育・人権教育を推進する。	
4	目　標	確かな人権意識を持った子どもの育成	
5	実　績	（17 年度） 確かな人権意識を持った子どもの育成をめざして，学校や保育所等において，各教科及び道徳・特別活動・総合的な学習の時間等全ての教育活動や常時指導，さまざまな保育活動を通じて，地域や人に学び，個々の人間性と間づくりを大切にした学習や保育活動が行われてきた。	（18 年度） 確かな人権意識を持った子どもの育成をめざして，学校や保育所等において，各教科及び道徳・特別活動・総合的な学習の時間等全ての教育活動や常時指導，さまざまな保育活動を通じて，地域や人に学び，個々の人間性と間づくりを大切にした学習や保育活動が行われてきた。
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	人権教育の視点に立った男女平等と自立をめざす教育の推進のため，各教科・道徳教育及び特別活動など全教育活動を通じて男女の協力や相互理解を深め，性別による役割分担にとらわれることなく，児童生徒の人格形成を図るための指導を行った。	
7	取り組みの 方向	①継続　２　拡大　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	今後も，教材の収集や年間指導計画の検討を行い，学校での男女平等教育・人権教育の内容の充実を図り，確かな人権意識を持った子どもの育成をめざす。また，保育所においては，子ども同士の仲間づくりを進めながら，人権を大切にする子どもの育成を図る。	
9	国・県・関係 団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	人権教育課

施策番号	３２１１
施策の方向	男女共同参画社会の推進　　　男女平等教育の推進
主な取り組み	学校、保育所等における平等教育、人権教育の推進

1	事業名	人権教育指導管理事業	
2	目　的	③ 子どもたちの学力・進路を保障し，豊かな人権感覚を養う。 ④ 教職員の指導力向上を図るとともに，豊かな人権感覚を養う。	
3	内　容	人権総合学習，校内教職員研修における講師謝金の補助を行う。	
4	目　標	目的と同じ。	
5	実　績	（17 年度） ① 市立小中学校 26 校（44 回）が本事業を活用して人権総合学習に取り組んだ。 ② 市立小中学校２校（２回）が本事業を活用して校内人権研修を行った。	（18 年度） ① 市立小中学校 24 校（50 回）が本事業を活用して人権総合学習に取り組んだ。 ② 市立小中学校６校（8 回）が本事業を活用して校内人権研修を行った。
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	平成 19 年は８月末で本事業を活用して人権総合学習に取り組んだ学校が 19 校 27 回，校内人権研修が６校９回となっており，年々本事業活用のニーズが高まってきている。	
7	取り組みの 方向	①　継続　　　２　拡大　　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	財政的に厳しい面もあるが，学校における人権意識の高揚及び教職員の資質の向上に資する上からも継続していきたい。	
9	国・県・関係 団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	保育課

施策番号	３２１１
施策の方向	男女共同参画社会の推進　　　　男女平等教育の推進
主な取り組み	学校，保育所等における平等教育，人権教育の推進

1	事業名	人権研修	
2	目　的	人権を大切にする保育の一層の進展を図るため理解と認識を深め人権尊重に基づく行動が取れる職員を目指す。	
3	内　容	8 グループに分け講演形式の研修を行い「一人一人を大切にする保育・自尊感情を育てる保育の大切さ」について学ぶ。	
4	目　標	保育所職員に対する人権研修を推進する。	
5	実　績	（17 年度） 市営保育所職員４３２名･民営保育所職員３８５名参加	（18 年度） 人権研修参加人数 公立保育所職員：429 名 民間保育所職員：374 名
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	平成 18 年に高知市人権教育・啓発推進基本計画が策定され，同和問題をはじめ，女性，子ども，障害者等さまざまな人権に関する差別や偏見等の課題を認識し，子どもの人権を守り，人権を大切にする心を育てる事を目的に，公立保育所職員全員対象に，8 グループに分けて人権研修を実施。民間保育所へも呼びかけている。	
7	取り組みの 方向	①　継続　　　　２　拡大　　　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	今後，継続して実施。研修内容の充実について検討したい。	
9	国・県・関係 団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	人権教育課

施策番号	３２１２
施策の方向	男女共同参画社会の推進　　　男女平等教育の推進
主な取り組み	地域における人権啓発活動の推進

1	事業名	社会教育関係諸学級への人権研修	
2	目　的	成人学級，高齢者教室，企業等での人権研修を通して，広く市民の啓発を図る。	
3	内　容	生涯学習課等からの要請に応じて，各所における人権研修の講師を務めている。	
4	目　標	目的と同じ。	
5	実　績	（17 年度） 成人学級，保育・幼稚園，企業、PTA 等 19 会場で 880 人に対して研修を行った。	（18 年度） 成人学級，女性学級，企業，PTA 研修等 17 会場で 941 人に対して研修を行った。
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	本年度は，8 月末において研修実施回数は 12 回，参加者が 587 人となっている。年々研修参加者は増加しており，目的に向けた成果が出ていると考える。	
7	取り組みの 方向	①　継続　　　　２　拡大　　　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の 課題や方向性	日程等，本課のみでは研修の実施が困難な場合があり，同和・人権啓発課等との連携が必要である。	
9	国・県・関係 団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	男女共同参画課

施　策　番　号	３２１３
施 策 の 方 向	男女共同参画社会の推進　　　男女平等教育の推進
主 な 取 り 組 み	男女共同参画に関する意識調査の実施

1	事業名	男女共同参画に関する意識調査	
2	目　的	定期的に市民意識調査を実施することで，男女共同参画についての理解を深めてもらうとともに，男女共同参画意識の浸透度や問題点を把握し，男女共同参画推進プランに掲げる施策に民意を反映させることを目的とする。	
3	内　容	男女共同参画に関する市民意識調査や市職員・教職員等への意識調査を定期的に実施し，これを公表するもの。	
4	目　標		
5	実　績	（17 年度） ○「高知市の男女共同参画に対する市民意識調査」を実施 調査対象：20 歳以上 3,000 人を無作為抽出 実施時期：平成 17 年５月 回答件数：1,022 件（回答率 34%）	（18 年度） ○「高知市男女共同参画に関する市民意識調査」を実施 調査対象：20 歳代から 40 歳代の 2,000 人を無作為抽出 実施時期：平成 17 年４月 回答件数：497 件（回答率 24.9%）
6	前期計画中間期総括（17 年 4 月～19 年 8 月末）	17，18 年度は，計画どおりに意識調査を実施した。18 年度の調査は，結婚観に関する身近なものがあり，調査結果に対する市民の関心は高かった。 しかし，19 年度は意識調査を断念せざるを得なかった。	
7	取り組みの方向	①　継続　　　２　拡大　　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19年度以降の課題や方向性	高知県の補助金を活用して実施していたが，廃止され，19 年度は調査を断念した。 しかし，市民への意識の浸透度を測るにはこういった調査しか方法がなく，毎年の実施は難しいとしても，定期的に実施していく必要がある。	
9	国・県・関係団体等の動向	国・県ともに，定期的に男女共同参画に関する意識調査を実施	

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	男女共同参画課

施　策　番　号	３２２１
施　策　の　方　向	男女共同参画社会の推進　家庭・地域・職場等における男女共同参画の推進
主　な　取　り　組　み	男女共同参画推進のための広報・啓発活動等の推進

1	事業名	男女共同参画推進のための広報・啓発活動	
2	目　的	男女共同参画社会を実現するには，市民等に男女共同参画について理解を深めてもらうことが不可欠であることから，「男女共同参画の日」（８月１日）を中心にして積極的に広報・啓発活動を図るもの。	
3	内　容	男女共同参画の日や男女共同参画週間を中心にシンポジウムやパネル展等を実施し，広報・啓発活動に努めるとともに，男女共同参画に関する情報提供を行う。	
4	目　標		
5	実　績	（17 年度） ・条例施行記念講演会を実施 ・男女共同参画週間パネル展を実施 ・ＤＶパネル展を実施	（18 年度） ・男女共同参画の日シンポジウムを実施 ・男女共同参画週間パネル展を実施 ・ＤＶパネル展を実施
6	前期計画中間期総括 （17 年 4 月～19 年 8 月末）	17 年度は条例施行記念講演会，18 年度は男女共同参画の日シンポジウムを開催し，講演会に引き続きパネルディスカッションを実施した。また，パネル展も，継続して実施している。 講演会やパネル展に，市民にいかに関心を持ってもらうかの工夫をしていく必要がある。	
7	取り組みの方向	①　継続　　２　拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19年度以降の課題や方向性	今年度以降も引き続きパネル展やシンポジウムを開催する予定であるが，啓発活動の事業効果は数値で測れるものではなく，多くの機会を利用して効果的な手法をとりながら継続していくことが重要である。 男女共同参画推進委員会では,講演会に有名講師を招聘するのではなく,別の効果的な方策も検討するべきとの意見をいただいており，新たな施策を検討する。	
9	国・県・関係団体等の動向	国・県ともに，定期的に男女共同参画に関する広報・啓発活動を実施	

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	男女共同参画課

施策番号	３２２２
施策の方向	男女共同参画社会の推進　家庭・地域・職場等における男女共同参画の推進
主な取り組み	相談事業の充実

<table>
<tr><td>1</td><td>事業名</td><td colspan="4">相談事業</td></tr>
<tr><td>2</td><td>目　的</td><td colspan="4">女性の抱える様々な悩みの解決に向けての一歩を踏み出せるようにエンパワーすること。</td></tr>
<tr><td>3</td><td>内　容</td><td colspan="4">こうち男女共同参画センター「ソーレ」を中心に，女性を対象にした一般相談，法律相談，こころの相談及び男性相談など幅広い相談事業を実施している。</td></tr>
<tr><td>4</td><td>目　標</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">5</td><td rowspan="6">実　績</td><td colspan="4">※ソーレにおける相談件数</td></tr>
<tr><td colspan="2">（17 年度）</td><td colspan="2">（18 年度）</td></tr>
<tr><td>一般相談</td><td>605 件</td><td>一般相談</td><td>756 件</td></tr>
<tr><td>法律相談</td><td>93 件</td><td>法律相談</td><td>93 件</td></tr>
<tr><td>こころの相談</td><td>25 件</td><td>こころの相談</td><td>20 件</td></tr>
<tr><td>男性相談</td><td>8 件</td><td>男性相談</td><td>14 件</td></tr>
<tr><td>6</td><td>前期計画中間期総括（17 年 4 月～19 年 8 月末）</td><td colspan="4">一般相談の中でもドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）に関する相談件数が増えた。これはＤＶの周知が進んできたと考えられるとともに，まだまだ悩んでいる女性は多いと思われる。</td></tr>
<tr><td>7</td><td>取り組みの方向</td><td colspan="4">①　継続　　２　拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止）
４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）</td></tr>
<tr><td>8</td><td>19年度以降の課題や方向性</td><td colspan="4">一般相談は増加傾向にあり，相談内容も多岐にわたる。特に，近年増加し深刻化しているドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）やセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）等に関して，他の関係機関とのネットワークを密にしていきたい。</td></tr>
<tr><td>9</td><td>国・県・関係団体等の動向</td><td colspan="4">国・県の関係機関において相談業務を実施</td></tr>
</table>

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	健康づくり課

施策番号	３３１１
施策の方向	子育て支援の輪づくり　　　　子育て支援のネットワークづくり
主な取り組み	子育てネットワークの検討

1	事業名	地域ネットワーク活動	
2	目　的	関係機関が地域の現状を理解し，それぞれの役割を果たすとともに，連携しながら子育てを支援できるようになる。	
3	内　容	地区の子どもに関係する機関が集まり，課題について情報交換を行う。 事例を通して共通する課題について話し合い，研修を実施するなど課題の整理と解決への取り組みを検討する。	
4	目　標	地域での課題を共有できる。 地区に子どもを支援する取り組みができる。 連携して支援し、改善した事例の数が増える。	
5	実　績	（17 年度） ・うしおえネットの会　2 回実施 参加 17 機関／延 60 人参加 ・けらネットの会　4 回実施 参加 12 機関／延 53 人参加 ・かもだネットの会　2 回実施 参加 10 機関／延 34 人参加	（18 年度） ・うしおえネットの会　2 回実施 参加 20 機関／延 63 人参加 ・けらネットの会　3 回実施 参加 15 機関／延 69 人参加 ・かもだネットの会　1 回実施 参加 9 機関／延 14 人参加
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	開催地域に増減はなかったが，それぞれの地域で関係機関との関わりを深めながら，地域の課題を共有する場となっている。 19 年度の開催は 8 月末までなし	
7	取り組みの方向	(1)継続　　２　拡大　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の課題や方向性		
9	国・県・関係団体等の動向		

平成１９年度子ども未来プラン進捗状況等調査票

課　名	子育て支援課

施策番号	３３２１
施策の方向	子育て支援の輪づくり　　　子育て支援のネットワークづくり
主な取り組み	地域の子どもと子育てに関する機関、団体等との連携の強化

1	事業名	子ども家庭支援センター事業	
2	目　的	子育て支援や虐待予防のために、行政や学校、幼稚園、保育所などの子育て機関と、地域の民生・児童委員や主任児童委員、青少年育成ボランティア等との連携を深める。	
3	内　容	子育て支援や虐待予防の取り組みに関し、それぞれが自らの役割を認識し、連携を一層深めていくよう、研修や啓発活動に取り組む。	
4	目　標	子育てに関する関係機関や関係者が連携して、共助による地域の子どもや子育て家庭を支援するための体制整備及び児童虐待予防の取り組みに関し、それぞれが自らの役割を認識し，連携を一層深めていくよう啓発する。	
5	実　績	（17 年度） ○民生委員児童委員、主任児童委員に児童虐待予防講演会への参加案内 各 55 名、44 名、計 99 名出席 ○民生委員児童委員等による子育て支援事業を実施している地区　４地区	（18 年度） ○主任児童委員研修会開催 37 名出席 ○民生委員児童委員,主任児童委に児童虐待予防講演会への参加案内 58 名出席 ○民生児童委員等による子育て支援事業を開始した地区１地区（計５地区）
6	前期計画 中間期総括 （17 年 4 月～ 19 年 8 月末）	民生委員，主任児童委員の研修や講演会を通じ，地域のおける子育て支援の必要性や，児童虐待予防への啓発に努めた。地域で自主的に開催･運営されている子育てサロンが，19 年 5 月には市内 6 地区で開設される等徐々に広がりを見せており，その活動は地域の子育て支援に大きく貢献している。	
7	取り組みの方向	①　継続　　　２　拡大　　　３　要検討（縮小　・　廃止） ４　２年以内に実施　　　５　次期計画期間内（平成 22～26 年度に実施）	
8	19 年度以降の課題や方向性	民生委員児童委員等による子育て支援活動等地域における自主的活動等を支援していくとともに，児童虐待予防・要保護児童支援のため要保護児童対策地域協議会等の活動を通じ，関係機関・団体との一層の連携を図っていく。	
9	国・県・関係団体等の動向		